

令和4年壱岐市議会定例会12月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	5
第1日（12月8日 木曜日）	
議事日程表（第1号）	7
出席議員及び説明のために出席した者	8
再 開（開議）	9
会議録署名議員の指名	9
審議期間の決定	9
諸般の報告	9
行政報告	10
議案説明	
議案第50号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正について	18
議案第51号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正に ついて	18
議案第52号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部改正について	19
議案第53号 壱岐市税条例等の一部改正について	21
議案第54号 壱岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	22
議案第55号 壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	23
議案第56号 壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について	24
議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）	24
議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）	24
議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店 舗）	25
議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島 荘）	26
議案第61号 訴えの提起について	26

議案第 6 2 号	令和 4 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）	2 7
議案第 6 3 号	令和 4 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	3 0
議案第 6 4 号	令和 4 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 0
議案第 6 5 号	令和 4 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 1
議案第 6 6 号	令和 4 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 2 号）	3 1
議案第 6 7 号	令和 4 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 3 号）	3 2
陳情第 1 号	大谷体育館第二体育室（地下）冷房設備の設置についての陳情	3 3

第 2 日（1 2 月 1 3 日 火曜日）

議事日程表（第 2 号）	3 5	
出席議員及び説明のために出席した者	3 6	
議案に対する質疑		
議案第 5 0 号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	3 7
議案第 5 1 号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	3 7
議案第 5 2 号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	3 7
議案第 5 3 号	壱岐市税条例等の一部改正について	3 7
議案第 5 4 号	壱岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	3 7
議案第 5 5 号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	3 7
議案第 5 6 号	壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について	3 7
議案第 5 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）	3 7
議案第 5 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）	3 7
議案第 5 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）	3 7
議案第 6 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島	

莊)	37
議案第61号 訴えの提起について	37
議案第62号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)	58
議案第63号 令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	58
議案第64号 令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	58
議案第65号 令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	58
議案第66号 令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	58
議案第67号 令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第3号)	58
委員会付託(議案)	58
予算特別委員会の設置	58
陳情第1号 大谷体育館第二体育室(地下)冷房設備の設置についての陳情	59
委員会付託(陳情)	59
市長提出追加議案の審議(説明、質疑)	
議案第68号 損害賠償の額の決定について	59
委員会付託(議案)	60
市長提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)	
同意第6号 壱岐市副市長の選任について	60
第3日(12月14日 水曜日)	
議事日程表(第3号)	63
出席議員及び説明のために出席した者	63
一般質問	64
11番 小金丸益明 議員	64
4番 山口 欽秀 議員	72
7番 植村 圭司 議員	85
9番 赤木 貴尚 議員	97
14番 市山 繁 議員	107

第4日（12月15日 木曜日）

議事日程表（第4号）	1 2 1
出席議員及び説明のために出席した者	1 2 1
一般質問	1 2 2
3番 武原由里子 議員	1 2 2
10番 音嶋 正吾 議員	1 3 5
2番 樋口伊久磨 議員	1 4 5
8番 清水 修 議員	1 5 5

第5日（12月22日 木曜日）

議事日程表（第5号）	1 6 5
出席議員及び説明のために出席した者	1 6 7
議会改革特別委員会調査報告	1 6 8
委員長報告、委員長に対する質疑	1 6 9
議案に対する討論、採決	
議案第50号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正について	1 7 3
議案第51号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正に ついて	1 7 3
議案第52号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部改正について	1 7 4
議案第53号 壱岐市税条例等の一部改正について	1 7 4
議案第54号 壱岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	1 7 5
議案第55号 壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	1 7 5
議案第56号 壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について	1 7 5
議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）	1 7 5
議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）	1 7 5
議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店 舗）	1 7 5
議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島 荘）	1 7 5

議案第61号	訴えの提起について	176
議案第62号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)	177
議案第63号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	178
議案第64号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	178
議案第65号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	178
議案第66号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	178
議案第67号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第3号)	178
議案第68号	損害賠償の額の決定について	178
認定第1号	令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	178
陳情第1号	大谷体育館第二体育室(地下)冷房設備の設置についての陳情	180

市長提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)

同意第7号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第8号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第9号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第10号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第11号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第12号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第13号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第14号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第15号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第16号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第17号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第18号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第19号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第20号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第21号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第22号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第23号	壱岐市農業委員会委員の任命について	181

同意第24号 壱岐市農業委員会委員の任命について	181
同意第25号 壱岐市農業委員会委員の任命について	181
議員派遣の件	183
委員会の閉会中の継続調査の申し出の件	183
市長の挨拶	185
議長の挨拶	186
閉会	186
資料	
議員派遣の件	189
委員会の閉会中の継続調査の申し出の件	190

令和4年壱岐市議会定例会12月会議を、次のとおり開催します。

令和4年12月1日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

- 1 期 日 令和4年12月8日（木）
 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和4年壱岐市議会定例会12月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	12月 8日	木	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	12月 9日	金	休 会	○議案発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
3	12月10日	土		(閉庁日)
4	12月11日	日		
5	12月12日	月		
6	12月13日	火	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）
7	12月14日	水		○一般質問
8	12月15日	木		○一般質問 ○予算発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
9	12月16日	金	休 会	(閉庁日)
10	12月17日	土		
11	12月18日	日		
12	12月19日	月	委員会	○常任委員会
13	12月20日	火		○予算特別委員会 ○決算特別委員会
14	12月21日	水	休 会	(議事整理日)
15	12月22日	木	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○追加議案審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決） ○閉会

令和4年壱岐市議会定例会12月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第50号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第51号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第52号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第53号	壱岐市税条例等の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第54号	壱岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第55号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第56号	壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第57号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐出会いの村)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第58号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市猿岩物産館)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第59号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市宮印通寺共同店舗)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第60号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市国民宿舎壱岐島荘)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第61号	訴えの提起について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第62号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第9号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第63号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第64号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第65号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第66号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第67号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第3号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
議案第68号	損害賠償の額の決定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/22)
認定第1号	令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員会 認 定	認 定 (12/22)

令和4年壱岐市議会定例会12月会議 上程案件及び議決結果一覧 (2/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
陳情第1号	大谷体育館第二体育室（地下）冷房設備の設置についての陳情	総務文教厚生常任委員会 採 択	採 択 (12/22)
同意第6号	壱岐市副市長の選任について	省 略	同 意 (12/13)
同意第7号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第8号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第9号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第10号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第11号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第12号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第13号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第14号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第15号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第16号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第17号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第18号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第19号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第20号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第21号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第22号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第23号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)
同意第24号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)

令和4年壱岐市議会定例会12月会議 上程案件及び議決結果一覧 (3/3)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
同意第25号	壱岐市農業委員会委員の任命について	省 略	同 意 (12/22)

令和4年壱岐市議会定例会12月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、 一部改正、廃止	7	7				発議(条例制定) (一部改正)				
予算	6	6				発議(意見書)				
その他	26	26				決議・その他				
報告						計				
決算認定 (内、前回継続)	1(1)	1(1)				請願・陳情等 (内、前回継続)	1	1		
計	40	40				計	1	1		

令和4年壱岐市議会定例会12月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
12月14日 (水)	1	小金丸益明	下水道事業の現状について ----- 下水道事業の格差是正と加入促進について	64～72
	2	山口 欽秀	市長の政治姿勢を問う ----- 漁業の課題について	72～85
	3	植村 圭司	障がい者が暮らしやすい島に ----- 高齢者の見守り対策について ----- 子育て政策について	85～97
	4	赤木 貴尚	SNSやインターネット上の誹謗中傷への対策について	97～107
	5	市山 繁	壱岐空港の整備に係る要望書提出について ----- 壱岐空港ターミナルビルの改築計画について ----- 壱岐空港ターミナルビルの買収について ----- 土地規制法の指定について	107～118
12月15日 (木)	6	武原由里子	不登校・ひきこもり支援体制の構築について ----- 壱岐市の将来を見据えた保育行政のありかたについて ----- 高齢者や障害者の緊急通報システムについて	122～134
	7	音嶋 正吾	壱岐市総孤独社会への対策 ----- 壱岐市の潜力を活かした産業へのシフト転換	135～145
	8	樋口伊久磨	スポーツ合宿による更なる交流人口拡大について ----- 中学校の部活動について	145～154
	9	清水 修	出産・子育て応援交付金事業について ----- 水道事業の維持管理について	155～164

令和4年 壱岐市議会定例会 12月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和4年12月8日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	6番 山川 忠久 7番 植村 圭司
日程第2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 報告
日程第5	議案第50号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
		総務部長 説明
日程第6	議案第51号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
		総務部長 説明
日程第7	議案第52号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
		総務部長 説明
日程第8	議案第53号	壱岐市税条例等の一部改正について
		市民部長 説明
日程第9	議案第54号	壱岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
		企画振興部長 説明
日程第10	議案第55号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について
		農林水産部長 説明
日程第11	議案第56号	壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について
		消防長 説明
日程第12	議案第57号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐出会いの村)
		農林水産部長 説明
日程第13	議案第58号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市猿岩物産館)
		農林水産部長 説明
日程第14	議案第59号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市宮印通寺共同店舗)
		企画振興部長 説明
日程第15	議案第60号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市国民宿舎壱岐島荘)
		企画振興部長 説明
日程第16	議案第61号	訴えの提起について
		市民部長 説明
日程第17	議案第62号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第9号)
		財政課長 説明
日程第18	議案第63号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)
		保健環境部長 説明

日程第19	議案第64号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	保健環境部長	説明
日程第20	議案第65号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設部長	説明
日程第21	議案第66号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	農林水産部長	説明
日程第22	議案第67号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第3号)	建設部長	説明
日程第23	陳情第1号	大谷体育館第二体育室(地下)冷房設備の設置についての陳情	資料のとおり	

本日の会議に付した事件

(議事日程1号に同じ)

出席議員(15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長 眞鍋 陽晃君

教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和4年壱岐市議会定例会12月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、山川忠久議員、7番、植村圭司議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

12月会議の審議期間は、本日から12月22日までの15日間とし、審議期間の日程につきましてはタブレットに配信のとおりにしたいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、12月会議の審議期間は、本日から12月22日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和4年壱岐市議会定例会12月会議にあたり、9月会議以降、本日までの市政の重要事項、及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、令和3年度、本市の磯焼け対策事業に対し、多額の企業版ふるさと納税による御寄附を賜りました株式会社ファウンテック代表取締役社長万谷正様が、このたび、その御功績に対し、紺綬褒章を受章されました。

また、令和4年度全国優良経営体表彰において、本市から経営改善部門で勝本町の山本利夫様が経営局長賞を受賞され、令和4年度ながさき農林業大賞において、農産部門で石田町の農事組合法人石田東様が長崎県知事賞を、しまの農林業経営部門で石田町の松本則雄様、栄子様が運営委員長賞を受賞されました。

さらに、公益財団法人ソロプチミスト日本財団が地域密着型の奉仕活動を継続的に取り組む団体等に贈る社会ボランティア賞において、12年続けてごみ抑制活動に取り組んでこられた壱岐・島おこし応援隊チーム防人様が受賞されました。

また、令和4年県民表彰において、本市から、社会福祉功勞として保護司の山本富恵様が、産業功勞として芦辺土地改良区理事長の白川永利様が、勤勞功勞として鍛冶職人の山川良助様がそれぞれ受賞されました。

このたび、叙勲、表彰の榮に浴された皆様に対し、今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、心からお慶びを申し上げます。

次に、去る10月12日に、長崎県並びに長崎県議会へ、壱岐市・壱岐市議会連名の単独要望を行いました。大石知事をはじめ幹部職員、そして県議会では、中島廣義議長に御対応いただいたところであります。

本市からは、鶴瀬和博県議会議員にも御同席いただき、10項目の要望書を豊坂議長とともに提出いたしました。

本年度の要望のうち、今回は、重点要望項目として、空港の整備等について、再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援について及び磯焼け対策に関する支援の拡充についての3項目について御説明申し上げます。

また、昨年度要望の印通寺港施設整備について、本年度の新規事業として水深確保のための岸壁改良と泊地浚渫の事業採択をいただいたことに対し、お礼を申し上げたところであります。

大石知事からは、藻場の造成について、県としても積極的に推進しているところであり、壱岐市でのより効果的な造成の方法について、市を含め地元の意見を伺いつつ、適切な方法を積極的に検討していきたい旨の御回答を頂きました。

藻場は、海域において豊かな生態系を育む機能を有するほか、水産生物の生育にとって非常に重要な役割を有しているため、水産資源の回復を図ることが、水産業を中心とした産業振興はもとより、観光・商工業の振興やブルーカーボンによる地球温暖化対策にも寄与することから、今後も積極的に取り組んでまいります。

次に、**ふるさと納税**については、毎年、壱岐市出身の皆様をはじめ本市を応援していただく全国の方々から寄附をいただいております、本市の貴重な自主財源となっております。

本年度は、目標額を5億円として取り組んでおりますが、10月末現在の実績は、6,550件、1億9,203万円であり、前年同期と比較し、9,807万円の増、率にして204%となっております。このことから、本年度末の決算額を、目標額を上回る7億円と見込んでおり、今回、歳入見込額に合わせ、返礼品に要する経費等、所要の予算を計上しております。

寄附額増加の主な要因としては、昨年度から高い専門知識を持つ事業者へふるさと納税の業務を委託しており、新規事業者及び返礼品の数が大幅に増えていることに加え、壱岐市のふるさと納税サイトを全面的にブラッシュアップしたこと、さらには楽天ふるさと納税サイトの内容を充実させたこと等による成果と捉えております。

ふるさと納税は、例年、年間実績の6割以上が11月と12月に集中することから、これから年末にかけて一層の情報発信を図り、さらなる寄附者の獲得につなげてまいります。

企業版ふるさと納税については、令和3年度に3件、1,530万円、本年度に1件、1,000万円の寄附を頂いており、本市の貴重な財源となっております。

今後、年度をまたがる事業に対する企業版ふるさと納税の申し入れがあった際に受入れが可能となるよう、今回、壱岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について、議案を提出しております。

次に、**交流人口の拡大**については、本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年1月から10月末までの乗降客数累計は399,569人、対前年比139.9%でありましたが、コロナ禍前の令和元年と比較いたしますと64.7%にとどまっております。

依然として厳しい状況にありますが、現在、本市独自の壱岐市プレミアム付き宿泊券発行事業等の観光需要喚起対策を実施中であり、11月末時点において、壱岐市プレミアム付き宿泊券発行事業では5,212枚を販売し、ツアー造成支援事業では7,464人泊の送客見込みであり、大きな効果を生み出していることに加え、10月11日から全国旅行支援が開始されたこと等に

よって、徐々にではありますが本市への誘客も戻りつつあります。

また、県との連携による国境離島交付金を活用した誘客施策である「長崎しま旅滞在促進事業」において、これまで対象地域が九州圏内となっておりましたが、対象地域が全国へ拡大されたことにより、幅広い活用ができるようになりました。

このほか、コロナ禍の影響により中止となっていた個人旅行者が購入できる「わくわく乗船券」の販売を再開したことに加え、10月29日から元寇にゆかりのある松浦市、対馬市との連携事業である「3市周遊元寇スタンプラリー」を実施するなど、本市への誘客促進に努めております。引き続き、感染状況を注視しながら、県及び関係機関と連携し、観光需要の早期回復を目指してまいります。

また、スポーツ合宿について、シドニー五輪女子マラソン金メダリストの高橋尚子氏がアドバイザーを務めておられるスターツコーポレーション株式会社女子陸上競技部が12月26日から1月10日までの16日間、本市で初めてとなる合宿を行っていただくこととなっており、10名の選手及び関係者皆様が来島予定であります。

合宿期間中には、3年ぶりの開催となる「壱岐の島新春マラソン大会」に一部御参加いただく予定であり、ゲストランナーとしてお越しいただく川内優輝氏とともに、島の子どもたちへ一流に学ぶ素晴らしい機会を提供いただけるものと考えております。

本市への事前視察の折に監督及びスタッフの皆様から、合宿地として高い評価を頂いており、次年度以降も継続して本市を選定していただけるよう、引き続きスポーツ合宿誘致に努めてまいります。

次に、去る10月15日、3年ぶりに開催した**壱岐ウルトラマラソン2022**は、全国各地から598名のエントリーをいただき、絶好のマラソン日和のもと、100キロメートルに319名、50キロメートルに214名、総勢533名のランナーが出走され、事故もなく、391名のランナーが完走されました。

3年ぶり、また新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながらの開催で、選手皆様には御不便をおかけしたところもありますが、沿道の暖かい御声援やスタッフ皆様のおもてなしの心に、ランナーの皆様からたくさんのありがたいお言葉を頂いております。

また、本大会を献身的に支えていただいた消防団及び高校生をはじめとするボランティアの皆様、選手皆様への御声援やコース周辺の交通規制等円滑な大会運営に御理解をいただいた市民皆様、協賛及び大会運営に御協力いただいた事業所並びに各種団体の皆様をはじめ、今大会を支えていただいた全ての皆様から心からお礼と感謝を申し上げます。

次に、**産業の振興**については、まず、**農業の振興**について、本年度の水稻の作柄は、7月中旬から8月中旬までの期間が平年と比べ日照不足で経過し、全もみ数が少なかったことから、長崎

県全体では作況指数97、壱岐市においては94と平年を下回るとの発表がなされました。

等級成績は、早期米については、「コシヒカリ」のほとんどが2等でありましたが、高温耐性のある「つや姫」は約8割が1等となっております。普通期米については、台風の影響や紋枯れ病が発生したため品質低下となり、等級悪化が懸念されております。

葉たばこについては、収穫期全体を通して天候に恵まれ、順調な成熟過程で推移し、平均収量は、10アール当たり293キログラムと昨年を大きく上回りました。10月31日から11月2日にかけて行われた葉たばこ販売では、1キログラム当たりの代金は2,139円、10アール当たり代金62万6,000円の好成績で、昨年と比較すると約9万円高となりました。

畜産につきましては、第12回全国和牛能力共進会が10月6日から10日までの5日間、鹿児島県で開催されました。そのうち、種牛の部で第3区に長崎県代表牛として選考された田河地区の田中満治様の「かの号」が32席中8位に当たる優等賞8席という成績を収められました。

肉牛の部においては、柳田地区の山本満年様の牛が第6区で15席中、総合4位に当たる優等賞4席を受賞され、そのほか、壱岐市農協肥育センター様の牛が第7区で優等賞、柳田地区の山本満年様の牛が出場した第8区で1等賞を受賞されております。

また、11月17日に佐世保食肉センターで開催された第1回長崎県産素牛3市場合同枝肉共励会並びに11月21日に福岡食肉市場で開催された壱岐牛枝肉共励会において、いずれも山本満年様がグランドチャンピオンを獲得されました。この共励会を通じて、肉用牛農家の生産意欲の高揚と経営安定が図られることを期待するものであります。

肉用牛について、JA壱岐市肥育牛の販売実績は、10月の枝肉単価が2,413円で前年同月比48円高の回復基調ではありますが、生産資材等の高騰を受け、厳しい経営状況になっております。そのため、国・県の肥料価格高騰対策事業による肥料価格高騰分の一部支援に併せた壱岐市独自の物価高騰対策を進めております。

このような中、12月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が10月市と比較し、1頭当たり約8万2,000円高の平均65万9,000円で、価格の下げ止まりが期待されます。今後も、産地維持のため関係機関と連携を図り、肉用牛産地の基盤強化を図ってまいります。

農地・農業用施設等災害につきましては、本年発生した農地・農業用施設災害の国庫補助金交付決定箇所80地区について、国の災害査定が終了し、今後早急に事務手続を進め、復旧に努めてまいります。

次に、**水産業**につきましては、本年4月から10月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年同期と比較しますと、漁獲量は1,348トンの2.5%減、漁獲高は15億7,200万円の33.3%増と漁獲量は減少しておりますが、漁獲高は増加しております。

春先から夏場にかけてケンサキイカ漁が好調であったことが増加の主な要因ではありますが、他

の魚種については、漁獲量も減少し、魚価についても新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低迷が続いており、漁業者の経営は依然として厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、漁業用燃油対策事業を継続して実施し、漁業者の経営維持・存続を支援しております。

本年度の長崎県並びに長崎県議会への要望において、磯焼け対策を重点項目の1つとして、植食性動物の駆除等に関する支援の拡充及び県において核藻場となる大規模な仕切り網による藻場造成を要望し、クロマグロの漁獲制限についても沿岸漁業の漁獲枠の拡大、資源管理に伴う減収補填措置の充実、放流支援の充実等、国への働きかけを要望したところであります。

依然として、本市水産業は大変厳しい状況が続いておりますが、今後も引き続き漁業者の皆様、そして各漁協をはじめ関係機関との連携を図り、水産振興に積極的に取り組んでまいります。

次に、去る11月9日、芦辺港ターミナル周辺整備検討委員会から、「芦辺港ターミナル周辺整備に関する提言書」の提出をいただきました。本年6月以降、様々な課題解決と利用者の利便性向上等について検討を重ね、提言書を取りまとめたことにご感謝申し上げます。

今後は、提言書に盛り込まれた整備計画案の実現に向けて、長崎県をはじめ関係機関等との協議を進め、早期完成を目指してまいります。

なお、県事業の浮桟橋等整備が令和5年度末に完成予定となっており、同時期にターミナル、駐車場等の再編整備を完了し、供用開始を図るため、ターミナルビル改修設計及びターミナル周辺整備測量設計に係る経費について、今回、所要の予算を計上いたしております。

次に、大手保険代理店であり、保険業務のコールセンターを業務として壱岐市への進出が決定した株式会社NHS様と長崎県、そして本市の間で、去る11月2日、長崎県庁において、立地協定調印式を執り行いました。

現在、株式会社NHSにおかれては、令和5年2月の開所に向けて準備が進められており、雇用の確保に向けた企業説明会も開催されています。オープニングスタッフとしては、定員間近になっている状況とお聞きしております。御興味のある方は電話でのお問い合わせ等にも対応されておりますのでお尋ねいただければと思います。

次に、へき地保育所のあり方についてでございます。

9月27日の市議会9月会議の折に御報告申し上げておりました民間事業者による認定こども園施設整備事業の延期の申出により、へき地保育所のあり方について、方針の見直しを行いました。

設置事業者である社会福祉法人北串会による、認定こども園の開園を1年延期し、令和6年4月の開園とする決定を受けて、当初想定した保育の量の見込みと提供体制に変更が生じてまいりました。

これまで申し上げました説明の中では、三島保育所を除くへき地保育所5園を令和6年3月末

で閉園することといたしておりましたが、再度、壱岐市子ども・子育て会議へ意見を求め、その意見結果を尊重し、方針の見直しを行うことといたしました。

方針内容の見直しについては、平成26年の壱岐市子ども・子育て会議の答申を基本とし、令和5年度末、令和6年3月末をもって、へき地保育所3園、渡良・沼津・初山を閉園し、令和6年度末、令和7年3月末で、三島保育所を除くへき地保育所2園、柳田・志原の閉園を行うことといたしました。

へき地保育所のあり方の見直しに伴い、去る10月25日から11月2日にかけて保護者説明会を開催し、保護者の皆様へ御説明申し上げ、御理解をお願いしたところであります。

今後は、へき地保育所の閉園に向けた手続を進めるとともに、保護者の皆様並びに子育て世帯の皆様へ不安や混乱を招くことがないよう努めてまいります。

次に、**新型コロナウイルス感染症**について、9月9日以降、長崎県における「全数把握」が見直され、市町ごとの全感染者数の公表がなされておりましたが、11月17日から、市町ごとの発生状況を1週間分まとめて公表することとされました。これにより11月21日以降、本市における1週間分の感染者数を毎週木曜日に公共告知放送及び市ホームページ等でお知らせしております。

本市においては、引き続き、壱岐振興局及び壱岐保健所と連携を図り、感染動向の把握に努めておりますが、これから年末にかけて人の流れが活発になり、また、季節性のインフルエンザとの同時流行も懸念されています。

新型コロナウイルスもインフルエンザも対策方法は共通しておりますので、市民皆様には、会話時のマスク着用、三密の回避、こまめな換気等、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、新規感染者が増え始めており、この冬はインフルエンザとの同時流行が危惧されております。このような中、国はオミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種を、年内にも完了するよう自治体へ求めています。

本市においては、接種を希望される方のワクチンは十分に確保できており、壱岐医師会の御協力により接種体制も整えているところであります。市民皆様には、この冬の感染拡大に備え、自分自身だけでなく周囲の方々を守る意味でも、ぜひワクチン接種を御検討いただき、早めの接種をお願いいたします。

次に、**教育**についてでございますが、**次代を担う壱岐っ子の県大会等での活躍**についてでございます。

去る10月22日、23日に佐世保市東部スポーツ広場で開催された長崎県中学校ソフトボール競技新人大会で、勝本中学校女子ソフトボール部が優勝を果たし、昨年に続き2連覇を達成い

たしました。

また、去る11月2日に雲仙・小浜マラソンコースで開催された第74回長崎県高校駅伝大会女子の部で、壱岐高校が昨年の13位から大きく順位を上げ、見事6位入賞を果たしました。

なお、同大会において、諫早高校が4年連続28度目の優勝を飾り、同校の3区で、郷ノ浦中学校出身の2年、野村夏希さんが区間賞を獲得、アンカーとなる第5区で、芦辺中学校出身の3年、田中咲蘭さんが同じく区間賞の快走で、チームの連覇に大きく貢献しました。

本市並びに本市出身の子どもたちである壱岐っ子の活躍を大変うれしく思いますとともに、今後、さらなる飛躍を期待しております。

次に、**防災、消防・救急**について、去る10月29日、長崎県と本市を含む県内3市、福岡県、佐賀県の合同による原子力防災訓練が開催されました。本年度もコロナ禍により、島外への避難を想定した広域避難訓練は実施できませんでしたが、昨年引き続き、海上自衛隊艦船を利用し、福岡県への広域避難を想定した訓練を実施いたしました。

また、スクリーニング等の医療訓練に代わり、ホールボディカウンタ搭載車を利用した内部被ばくの測定訓練を実施し、初山地区においては、取り残された要支援者が避難を求めているとの想定で、「コミュニティバスオレンジ号」を活用して、勝本町のかざはやまで避難させるという訓練を実施いただいたところであります。

今後も実践的な訓練を一つひとつ積み重ねながら、成果と課題を十分に検証し、今後の防災対策に活かしてまいりますので、市民皆様におかれましては、地域での防災への取組など、自助・共助の強化を引き続きお願いいたします。

消防・救急については、長崎県営壱岐空港及びその周辺における消防救難活動については、長崎県と本市が業務委託契約に基づき、消防職員を配置しておりましたが、県との協議の結果、令和5年3月末をもって撤退することとなり、今後は、県営の職員による消防体制となります。このことから、今回、壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について、議案を提出しております。

これから年末年始にかけ、火気を取り扱う機会が増え、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期となりますので、市民皆様には、火の取扱いに十分御留意されますようお願いいたします。

次に、**議案関係**について御説明いたします。

本議会に提出した**令和4年度補正予算**の概要は、一般会計補正額4億7,000万円、各特別会計の補正総額476万3,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は4億7,476万3,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は246億5,598万2,000円で、特別会計については85億968万9,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定・一部改正に係る案件7件、公の施設の指定

管理者の指定に係る案件4件、その他の案件1件、予算案件6件であります。何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、9月会議以降の市政の重要事項、また、政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、行政報告を終わります。

日程第5. 議案第50号～日程第22. 議案第67号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、議案第50号から日程第22、議案第67号まで、以上18件を一括議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日、上程いたしております報告並びに議案につきましては、関係部長及び課長にさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、おはようございます。

議案第50号、議案第51号、議案第52号につきましては、提案理由等に共通するところがございますので、一括して御説明いたします。

今回、当該議案の提出に至りました経過といたしましては、本年8月8日に人事院より一般職の国家公務員の給与等に関する勧告がなされました。

これを受けまして、10月7日に閣議決定が行われまして、「人事院勧告どおりの改定を行うものとする。特別職の国家公務員の給与についても、一般職の改定趣旨に沿って取り扱うものとする」とされ、一部を改正する法律は令和4年11月18日に公布されております。

地方公務員の給与改定についても国家公務員の取扱いを基本とし、また、市長、副市長、教育長、市議会議員につきましても、国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、これまで同様にその取扱いに準じて調整することになります。

なお、県内各市・町の情勢といたしましては、いずれも国・県に準じた取扱いとする方針であります。

それでは、それぞれの議案の説明をいたしますが、本日提出議案の順番は、例規の体系順に基

づき、条例制定番号の若い順番となっております。

まず最初に、議案第50号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。次のページをお開きください。

今回の改正は、市議会議員の期末手当の支給率についての改定、調整でありまして、年間支給率を100分の330にするものであります。現行の100分の325に100分の5を上乗せするものでございます。

第1条は、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和4年度の適用分でございます。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率を、現行の12月期100分の162.5を100分の167.5に改め、支給済みの6月期分100分の162.5と合わせて年間100分の330とするものであります。現行より100分の5の増加となります。

第2条は、令和5年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和5年度の適用分でございます。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれ100分の165とし、年間計100分の330に改正するものであります。

新旧対照表につきましては、議案関係資料1の1ページ及び2ページに載せております。

附則として、第1項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定しております。

第2項は、第1条の適用を令和4年12月1日に遡及適用することを規定しております。

第3項は、改正条例施行後における令和4年度分の期末手当の内払い及び差額支給について規定しております。

以上、議案第50号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第51号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開きください。

今回の改正は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率について改定調整でありまして、年間支給率を100分の330にするものであります。現行の100分の325に100分の5を上乗せするものでございます。

第1条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和4年12月1日に遡及適用をすることを規定しております。つまり、令和4年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を、現行の12月期100分の162.5を100分の167.5に改め、支給済みの6月期100分の162.5と合わせて、年間100分の330とするものでございます。

第2条は、令和5年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和5年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれ100分の165とし、年間100分の330に改正するものであります。

新旧対照表につきましては、議案関係資料1の3ページ及び4ページに載せております。

附則として、第1項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定しております。

第2項は、第1条の適用を令和4年12月1日に遡及適用することを規定しております。

第3項は、改正条例施行後における令和4年度分の期末手当の内払い及び差額支給について規定しております。

以上、議案第51号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第52号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。次のページをお開き願います。

この議案第52号の改正条例は、第1条から第4条及び附則の構成となっておりまして、改正しようとする本則は、条例の種類、適用日の違いにより分ける条立ての改正方法を取っております。

第1条では、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用するものを規定しております。

正規職員の勤勉手当、12月分の支給率を100分の105に改め、年間100分の200とし、100分の10引き上げる旨を定めております。また、再任用職員の期末手当、12月分の支給率を100分の50に改め、年間100分の95とし、100分の5引き上げる旨を定めております。

次に、議案書2ページから18ページまでは、給料表について改定しております。行政職給料表においては、初任給を、大卒3,000円、高卒4,000円の引き上げ及び弱年層、30歳半ばまでのみの平均改定率0.3%の引上げ改定を行っております。その他の給料表につきましても、行政職給料表と均衡を基本に改定をしております。

次に、議案書19ページをお願いいたします。

第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものを定めております。

正規職員の勤勉手当、6月分の支給率100分の95、12月分の支給率100分の105を、それぞれ100分の100に改めるものでございます。年間100分の200となります。また、再任用職員の勤勉手当、6月分の支給率100分の45、12月分の支給率100分の50を、それぞれ100分の47.5に改めるものでございます。年間100分の95となります。

次に、第3条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用するものを規定しております。任期付職員の期末手当、12月分の支給率を100分の167.5に改め、年間100分の330とし、100分の5引き上げる旨を定めております。

また、給料表につきましても、国に準じて引上げ改定を行っております。

次に、第4条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものを定めております。

任期付職員の勤勉手当、6月分の支給率100分の162.5、12月分の支給率100分の167.5を、それぞれ100分の165に改めるものでございます。年間100分の330となります。

改正条例の新旧対照表につきましては、議案関係資料1の5ページから8ページに載せております。

附則として、第1項、第2項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定をしております。

第3項については、改正条例施行後における令和4年度分の期末手当並びに期末手当の内払い及び差額支給について規定をしております。

以上で、議案第50号から第52号までの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろ

しくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。

議案第53号壱岐市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市税条例等の一部を改正する条例、改正条文については記載のとおりでございます。

なお、議案資料1、改正条例新旧対照表を9ページから13ページに記載しておりますので、御参照願います。

改正内容でございますが、第1条、個人市民税関係で、1つ目に、扶養親族の取扱いの見直しによるもので、扶養親族等申告書の記載事項に、自己と生計を一にする配偶者の氏名が追加をされ、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円以下であり、かつ配偶者の合計所得金額が133万円以下であるものとし、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用対象であるものに限ることとされています。

また、公的年金等受給者の扶養親族等申告書においても、特定配偶者の氏名が追加をされました。

特定配偶者とは、所得割の納税義務者の合計所得金額が900万円以下であるものに限り、自己と生計を一にする配偶者で、退職手当等に係る所得を有するものであって、合計所得金額が95万円以下であるものに限ることとされています。

2つ目に、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の取扱いの見直しによるもので、所得税の住宅ローン控除の適用期限が4年延長され、その際、消費税率引上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ措置は終了し、住宅性能などに応じた上乗せ措置を講じることとされました。

それに伴い、個人市民税においても、令和15年度までのところを、令和20年度までの各年度分の個人市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税について、租税特別措置法の規定の適用を受けた場合、所得割の額から控除をするものとして、適用期限の延長に対応しています。

なお、適用期限が令和20年度までの個人市民税とされているのは、今回の延長後の適用期限である令和7年に入居をした場合、令和8年度の個人市民税から最大で13年間の控除期間とな

るためであります。

次のページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症特例法の規定により、13年特例の適用を受ける場合の適用期限等に係る読み替え規定については、適用期限の延長により、読み替え後の適用期限が包含されることとなったため、附則第26条の規定は削除をいたします。

第2条、壱岐市税条例第36条の3の3、第1項の改正は、地方税法施行令において、扶養親族の対象範囲の適正化を行うため、壱岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

施行期日については、附則第1条のとおり、令和5年1月1日でございます。

附則第2条は、市民税に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） おはようございます。

議案第54号壱岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市企業版ふるさと納税基金条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、地域再生法第5条第4項第2号の規定に基づく、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置するものでございます。

企業版ふるさと納税につきましては、原則として、寄附を受けた当該年度の事業に寄附を充てることとなっておりますが、本基金を設置することで、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となることから、御寄附いただきました企業様の意向に沿って、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するために本基金条例を制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

第1条は、設置についての規定でございます。

第2条は、積立てについて、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

第3条は管理について、第4条は運用益金の処理について、第5条は繰替運用について、第6条は処分について規定しております。

次のページをお開き願います。

第7条は、委任事項について規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 皆さん、おはようございます。

議案第55号壱岐市堆肥センター条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、当該施設整備後の年数経過による維持管理費の増加に伴い、運営の効率化を図るとともに、壱岐市農業協同組合の堆肥センター利用料との単価差について、段階的な解消を図るため、使用料のうちの収集・散布及び持込料金について所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例、改正案については記載のとおりでございます。

改正内容について御説明いたします。議案資料1、改正条例新旧対照表14ページを御参照願います。

別表中の区分の欄、堆肥センター使用料1トン当たり収集・散布に係る使用料740円を810円に、ただし、最低利用料金として740円を同じく810円に、持込料金を1トン当たり200円を300円に、ただし、最低利用料金として200円を同じく300円に改めるものでございます。

壱岐市農業協同組合の堆肥センター利用料との単価差については、3年間で段階的に引き上げ、解消を図っていくこととしておりましたので、今回3年目の改定となっております。

議案に戻りまして、附則として、第1項、施行期日は、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

第2項は、改正する堆肥センター利用料については、本条例の施行日、令和5年4月1日以後の施設の利用に係る使用料について適用する旨を経過措置として定めております。

以上で、議案第55号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い致します。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

〔消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防長（山川 康君） おはようございます。

議案第56号壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市消防本部等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐空港における消防救難活動業務からの撤退に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。第1条中の（支所及び出張所を含む）を削除し、第2条中の支所並びに出張所を削除、また、第5条及び第6条を削除するものでございます。

改正条文につきましては、長崎県内他市の条例では、消防本部及び消防署についてのみ示されており、出張所等は記載がないことから、今回併せて行うものであります。

附則として、この条例は令和5年4月1日より施行するものでございます。

なお、今後の壱岐空港における消防救難業務につきましては、長崎県の職員による警備体制となります。

また、資料15ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、議案第56号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第57号、議案第58号を一括して御説明いたします。

まず、議案第57号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、壱岐出会いの村、位置は、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地ほか。

2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出会いの村振興会会長平田光弘。

3、指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募としております。

その理由としましては、壱岐出会いの村は体験型宿泊施設であり、主に小学生を対象に課外教育における体験活動を通じて、連帯間の重要性を養う施設として多くの利用をされてきておりましたが、ここ数年はコロナ禍における公共施設として重要な役割を担ってきております。

そのような中で、開館から25年、これまでの豊富な経験と専門性の高い知識を有している職員により、常日頃から安全確保に努めながら運営に当たってきており、これまでの経験と実績を考慮いたしまして、壱岐出会いの村振興会に指定管理をするものでございます。

続きまして、議案第58号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指

定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、壱岐市猿岩物産館、位置は、壱岐市郷ノ浦町新田触870番地1。

2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出合いの村振興会会長平田光弘。

3、指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設も同様に非公募といたしております。

その理由としましては、猿岩物産館は、壱岐出合いの村の農産加工施設並びに施設周辺地域で生産された農水産物加工品や、壱岐の土産品等を観光客に展示・販売することで、島の活性化に寄与することを目的としたアンテナショップでございます。

この猿岩物産館は、壱岐出合いの村の近くに位置しており、両施設が互いに連携することで、猿岩物産館の合理的な運営につながることから、壱岐出合いの村振興会に指定管理をするものでございます。

以上で、議案第57号、議案第58号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩を行います。再開を11時5分といたします。

午前10時54分休憩

午前11時05分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。

中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 議案第59号、議案第60号を続けて御説明申し上げます。

まず、議案第59号公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、壱岐市営印通寺共同店舗、位置は、壱岐市石田町印通寺浦196番地3。

2、指定管理者は、壱岐市石田町印通寺浦471番地9、石田町商店連盟理事長、堀江敬介。

3、指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募としております。その理由といたしましては、今回の指定管理候補者である石田町商店連盟は、地元石田町内の商店事業者で組織さ

れている団体であり、同地区の商業等に精通しており、平成23年度から指定管理者として指定以来、適正な運営管理が行われており、当該施設の管理運営を行う団体として最適と判断し、選定したものでございます。

次に、議案第60号を御説明申し上げます。

公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、壱岐市国民宿舎壱岐島荘、位置は、壱岐市勝本町立石西触101番地。

2、指定管理者は、壱岐市勝本町立石西触101番地、一般財団法人壱岐市開発公社理事長、品川洋毅。

3、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設も非公募といたしております。その理由といたしましては、今回の指定管理候補者である一般財団法人壱岐市開発公社は、当該宿舎の管理運営を目的として設立された法人でありまして、同公社は、平成18年の第1期指定管理者として指定以来、健全な運営、さらには従業員の雇用確保等、適切な管理運営業務が行われており、当該施設の管理運営を行う団体として同公社は最適と判断し、選定したものでございます。

以上で、議案第59号、議案第60号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 議案第61号訴えの提起について御説明申し上げます。

次のとおり、訴えを提起することについて、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

1、訴えの相手方は、壱岐市芦辺町の個人であります。

2、訴えの趣旨は、第1号、相手方に対し、生活保護費徴収金として223万2,482円及び壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例第4条に規定する延滞金の支払いを求める。第2号、相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。との判決及び第1号について仮執行の宣言を求めるものでございます。

3、訴えの理由は、相手方は平成22年5月17日から平成30年12月15日までの期間に壱岐市から生活保護費を受給していましたが、収入申告書の内容が虚偽であることが判明し、生活保護費を不正に受給したものです。壱岐市は、不正に受給した支給済みの生活保護費の支払いを求めてきましたが、いまだ納付がないため、訴訟を提起するものでございます。

なお、生活保護費徴収金については、生活保護法の改正により、平成26年7月以降の分については強制徴収ができるようになりましたが、それ以前の分について強制徴収を行うためには、裁判により債務名義を取得する手続が必要となります。今回、収入があった平成24年4月から法改正前の平成26年6月分までの223万円余りについて、訴えを提起するものであります。

4、訴訟遂行の方針は、弁護士と委任契約を締結し訴訟を遂行するとし、5、授権事項は、上訴その他本件処理に関する事項とするものであります。

提案理由は、訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で、議案第61号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第62号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246億5,598万2,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」によるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページから4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正の1、追加として、5款3項水産業費の漁村再生交付金事業の初山漁港改修工事及び漁港海岸事業の箱崎前浦漁港海岸護岸工事において、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越し使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別添資料2「令和4年度12月補正予算（案）概要」の7ページに記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。6ページ。

第3表債務負担行為補正の1、追加で、生活保護費徴収金等の訴訟に係る弁護士委託料は、当該訴訟が令和4年度末までに終了しない可能性があるため債務負担行為を行うものでございます。

次の、壱岐出会いの村指定管理料以下2件につきましては、指定管理者の新たな期間の指定に伴い、当該期間に係る債務負担行為を行うものでございます。

学校給食センターLPガス供給は、当該施設にLPガスの供給を行う事業者は特定供給設備の許可が必要な施設となっており、現行の事業者が次年度以降辞退する見込みであるため、令和4年度中に業者選定を行う必要があることから、債務負担行為を行うものでございます。

7ページから8ページをお開き願います。

第4表地方債補正の1、変更で、以下計上しております各地方債につきまして、県営事業負担金の事業費の確定及び記載対象事業費の調整などによりまして、限度額の変更を行っております。

それでは、事項別明細書により、主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

12ページから13ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税の普通交付税は、今回の補正に係る一般財源として1億5,342万6,000円を計上しております。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、壱岐市に生活物資を運搬している貨物航路事業者への補助及び公立保育所における緊急連絡システムの整備の財源として315万6,000円を計上しております。

16款2項4目農林水産業費県補助金は、今回、補助の追加内示のあった県補助事業に係る補助金を追加するもので、ながさき水田農業生産強化支援事業は事業費105万円に対する30%補助で31万5,000円、ながさき型スマート産地確立支援事業は事業費172万7,000円に対する50%補助で86万3,000円を計上しております。

18款1項2目指定寄附金のふるさと応援寄附金は、当初5億円としておりましたふるさと応援寄附金について、実績が予定を上回る見通しとなりましたので2億円を追加し、また併せまして19款1項1目基金繰入金のふるさと応援基金の取崩しを1億円計上いたしまして、返礼品等に係る費用に充当することとしております。

次のページをお開き願います。14ページから15ページ。

22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般について、今回、人事異動及び人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正、燃料価格高騰の影響による公共施設の光熱水費の補正、前年度の補助事業に係る国・県補助

金の精算返納金の補正を行っております。

補正予算の主な事業内容につきましては、別添資料2「令和4年度12月補正予算（案）概要」で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款1項6目企画費のふるさと応援寄附金は、寄附金の積立て2億円と返礼品等関連事務費を合わせまして3億2,314万5,000円を計上しております。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費は、壱岐市に生活物資を運搬している貨物航路事業者への支援として300万円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ。

5款1項3目農業振興費は、県補助事業の追加内示によるもので、ながさき水田農業生産強化支援事業は県30%補助に市負担分10%を合わせまして42万円を、ながさき型スマート産地確立支援事業は県50%補助に市負担分10%を合わせまして103万6,000円を計上しております。

5款1項5目農地費の県営事業費は、資料に記載の3事業の県営事業の市負担分として2,152万4,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。4ページ。

5款3項3目漁港管理費の芦辺港ターミナル管理費は、ターミナル1階待合所エアコン及びフロアーヒンジドア修繕費用として573万5,000円を計上しております。

次の芦辺港ターミナル整備事業は、芦辺港ジェットフォイル乗り場移設に伴うターミナルビルの改修及び駐車場再編に係る測量設計費用として2,618万6,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。5ページ。

7款3項2目急傾斜地崩壊対策事業費は、資料に記載の4地区の県営急傾斜地崩壊対策事業の事業費の増額に伴う県営事業負担金の追加510万円を計上しております。

10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、さきに予算計上しておりました災害復旧事業について、災害査定が完了したことにより実施設計費用を追加するもので、453万4,000円を計上しております。

以上で、議案第62号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第63号及び64号について、御説明申し上げます。

初めに、議案第63号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,191万3,000円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により、主な内容を説明いたします。

8、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、新型コロナウイルスの影響による保険税減免分としまして315万円を減額いたしております。

4款1項1目保険給付費等交付金、特別交付金としまして673万4,000円を追加いたしております。内訳は、保険税減免分の補填財源としまして315万円、傷病手当金の補正財源としまして358万4,000円でございます。

また、6款1項1目一般会計繰入金12万1,000円は人件費、7款1項1目その他繰越金147万9,000円は償還金の補正財源でございます。

10、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、人事院勧告に基づく補正12万1,000円を追加いたしております。

2款6項1目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の第7波の感染拡大と、国からの財政支援の延長により、予算不足が見込まれるため、358万4,000円を追加するものでございます。

また、8款1項3目保険給付費等交付金償還金につきましては、令和3年度実績に基づく精算返納金147万9,000円を追加いたしております。

これで、議案第63号の説明を終わります。

次に、議案第64号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,361万3,000円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により、内容を御説明申し上げます。

8、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、今回の人件費に伴う補正としまして、法定負担割合に基づき、それぞれ減額補正をいたしております。

10、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、3款2項1目一般介護予防事業費、3款3項1目包括的支援事業・任意事業費につきましては、人事異動及び人事院勧告に基づく補正でございます。

以上で、議案第63号及び64号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第65号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

令和4年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,112万6,000円とします。2項については記載のとおりです。

本日の提出です。

8ページから9ページをお願いします。

2、歳入ですが、6款一般会計繰入金で21万8,000円を増額いたしております。

次に、10から11ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。1款下水道事業費、管理費で18万1,000円を減額し、2款漁業集落排水整備事業費で39万9,000円を増額いたしております。これは、それぞれ委託料及び施設管理費の入札後の執行残を減額するとともに、人事院勧告に伴う給与改定に伴う人件費、燃料価格高騰の影響による光熱水費の増額補正を行っております。

以上で、議案第65号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第66号令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算

(第2号)について、御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,181万4,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページは歳入歳出予算補正、5ページから7ページは事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入補正について御説明いたします。

5款諸収入1項1目受託事業収入に、作業受託事業収入として329万9,000円を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出補正について御説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費に、329万9,000円を増額補正いたしております。主な内容については、消耗品費の増額と入札執行に伴う備品購入費の減額並びに消費税納付金の確定に伴う公課費の増額をいたしております。

以上で、議案第66号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長(谷口 実君) 降壇〕

○議長(豊坂 敏文君) 増田建設部長。

〔建設部長(増田 誠君) 登壇〕

○建設部長(増田 誠君) 議案第67号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条、令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

第2条、令和4年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正します。支出で2,345万2,000円の増額を行います。

債務負担行為の補正、第3条、予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり追加します。壱岐市管路管理システム保守業務64万7,000円、浄水用薬品購入960万円、水質検査管理業務1,700万円、漏水調査業務2,228万円、量水器及びボックス購入620万円。

本日の提出です。

8ページ、9ページをお願いいたします。

収益的支出ですが、支出で、1款水道事業費用1項営業費用で2,345万2,000円の増額をいたしております。これは主に、燃料価格高騰の影響による電気料金値上げに伴う水道施設等の電気料1,433万3,000円及び水道施設設備等の老朽化による修繕費900万円を増額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

債務負担行為に関する調書です。記載のとおり、それぞれ令和4年度中に業者選定をする必要があることから、債務負担行為を追加するものです。

以上で、議案第67号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

日程第23、陳情第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第23、陳情第1号を議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第1号につきましては、タブレットに配信いたしておりますので説明にかえさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月13日、火曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時33分散会

令和4年 壱岐市議会定例会 12月 議会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和4年12月13日 午前10時00分開議

日程第1	議案第50号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第2	議案第51号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第52号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第53号	壱岐市税条例等の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第54号	壱岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第6	議案第55号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第7	議案第56号	壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第57号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐出会いの村)	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第9	議案第58号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市猿岩物産館)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第59号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市営印通寺共同店舗)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第60号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市国民宿舎壱岐島荘)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第61号	訴えの提起について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第62号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第9号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第14	議案第63号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第64号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	議案第65号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第66号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第18	議案第67号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第3号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第19	陳情第1号	大谷体育館第二体育室（地下）冷房設備の設置についての陳情	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	議案第68号	損害賠償の額の決定について	教育次長 説明、質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	同意第6号	壱岐市副市長の選任について	市長 説明、質疑なし、委員 会付託省略、討論なし、同意

本日の会議に付した事件
(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君

農林水産部長 …………… 谷口 実君 教育次長 …………… 塚本 和広君
消防本部消防長 …………… 山川 康君 総務課長 …………… 平田 英貴君
財政課長 …………… 原 裕治君 会計管理者 …………… 篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案2件を受理しております。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

○市長（白川 博一君） おはようございます。去る12月1日から販売を開始しました壱岐市物価高騰対策プレミアム付き商品券でございますが、9日までに約半数の2万9,372セット販売いたしました。購入された皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、ぜひ有効活用をいただき、本市経済の活性化に御協力いただければと存じます。

これにつきましては、2次販売を12月19日から26日まで実施することといたしましたので、お知らせいたします。

当初、12月23日までの予定としておりましたが、より多くの皆様に購入していただけるよう、土曜、日曜日にも販売することとし、期間を12月26日まで延長いたしました。販売場所は壱岐の島ホール、勝本庁舎、芦辺庁舎、石田庁舎の4か所で、販売時間は午前9時から午後5時までとなります。

なお、土曜、日曜日に当たります12月24日、25日の販売は壱岐の島ホールの1か所となりますので、お気をつけいただきたいと思います。

また、本商品券の利用期限が令和5年1月31日までとなっておりますので、お早めに御利用いただければと思います。

市民の皆様におかれましては、ぜひ御購入いただき、本市経済の活性化に御協力賜りますようお願い申し上げます。

日程第1. 議案第50号～日程第12. 議案第61号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第50号から日程第12、議案第61号まで12件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。

議案第52号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 50号、51号で通告していないんですが、質問してはいけないでしょうか。質問を、許可をお願いします。

議案50号、51号に関する質問をしてよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 50号、51号について、そうですね。質疑は2回までは許します。どうぞ。

○議員（4番 山口 欽秀君） 50、51号に関する事で、今回、この報酬引き上げについて提案された中で、人事院勧告が出されたからということで出されましたが、値上げについては、人事院勧告があれば必ず値上げしなければならないということではないというふうに考えております。そういう点で、昨今のコロナ禍の中で、物価の急上昇等で市民生活がかなり窮乏広がっているというようなこともあって、あえて、私たち議員とか市長、副市長の特別職の報酬をこの経済状況で上げる必要はないんじゃないかなと、私は考えて、そういう面では市民の理解を得られないんじゃないかなというふうに思っておりますが、この50号、51号の提案に当たって、どのような検討で今回の提出になったのか、お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、議会議員の報酬の改定、期末手当、そして市長、副市長、教育長の特別職の改定について、現在、このコロナ禍の中で引上げを検討してもよかったんじゃないかという御質問をいただいております。

確かにそういう情勢というところもございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、県内の情勢としては全市町、同じような方向で議案も提出をされております。そして、国につきましても、内閣総理大臣等の特別職の期末手当の支給割合については、特別職の職員の給与に関する法律の規定により、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の例によって準用されておるということ、議案説明の折にも説明をさせていただきました。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 一応、市の提案理由については理解できましたけれども、委員会に付託されますので、委員会の場でまた議論をしたいというふうに思いますので、この質問はこれで終わります。

通告しておりました議案52号について質問いたします。

第1番目に、任期付職員の職種、人数等はどうなっているか、この議案で任期付職員についても給与の引上げ等条例に関わりますので、その職種、人数についてはどのような状態に壱岐はあるのか。

それから、今回の引上げには関係しませんが、会計年度任用職員という職員については一切この条例にありませんが、この方々の待遇改善についてはどのように考えて、何らかの対応があるのかお聞かせください。その会計年度任用職員の今の壱岐市の実態、様々な問題がある、任用が1年だけだと、それから長期にわたっているとか、低賃金だというような同一労働同一賃金なのというようなことがあります。そういう面で、人数構成、それから任用が多年度になっている会計年度任用職員がいらっしゃると思うので、そのような実態をケアしていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えします。

1点目の任期付職員の職種と人数につきましては、令和4年度は1名で現在配属先は東京事務所となっております。公募でございます。

東京事務所は首都圏から壱岐市への観光客の誘客促進と、首都圏での壱岐特産品のPRを行い、壱岐市の認知度向上を目指すことを目的としておりまして、その目的達成のために、これまでの勤務実績などを考慮し、任用を行っております。

主な業務は、観光関連企業へ訪問し、ツアー造成などの依頼や物産展、移住相談など広く業務に取り組んでおるところでございます。

次に、会計年度任用職員の待遇改善はという御質問についてでございますけれども、今回の人事院勧告につきましては、現行の給料表の月例給の引上げ及び勤勉手当の支給率の引上げが行われたところでございます。会計年度任用職員の給料につきましては、会計年度任用職員の給与条例第4条に規定をしておりますが、壱岐市職員の給与に関する条例を準用しておりますので、月例給、給料につきましては、正規職員と同じ給料表を用いて算出をしております。今回の給与改定の対象となっているところでございます。

なお、賞与につきましては、会計年度任用職員の条例の規定では、期末手当のみで勤勉手当は支給対象ではございません。よって、賞与分につきましては、今回の改定の対象となっていないところでございます。

次に、会計年度任用職員の人数構成でございますが、令和4年4月1日現在では、正規職員が411名おります。それに対しまして、フルタイム会計年度任用職員が180人となっております。会計年度任用職員の割合は約30.46%となっております。

任用の経過年数でございますが、会計年度任用職員制度が令和2年の4月1日から開始されまして、任用期間につきましては、4月1日から3月31日の1年ごとの任用となっております。

壱岐市では、会計年度の終了後、引き続き、特に必要と認める職であり、かつ任用期間が終了した会計年度任用職員の勤務実績が良好な場合は、4回に限り、再度の任用をすることができるかと規定をしております。なお、再度の任用を行う場合は能力実証に人事評価を用いております。

会計年度任用職員として任用された年数といたしましては、現在3年目、2回の再度の任用の職員が最長となっております。会計年度任用職員制度開始時にそれまで嘱託職員として雇用されていた職員につきましては、フルタイム会計年度任用職員として任用されておりました。制度開始以来、会計年度任用職員の配置が必要となる職種につきましては、新たに募集を行い、任用を行っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 1番目の問題で、任期付職員の職種が東京事務所の観光の問題で回るわけですね。この任期付職員というのは、特殊な能力、一般的な事務能力があるからじゃないですね。そういうのに、この東京事務所の職員は一般事務に近い、まさに一般事務じゃないですかね、これ。それなのに任期付職員になっている、その理由は何かあるんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、任期付職員の採用につきましては、それなりの理由が必要となります。現在、東京事務所で任用しております職員につきましては、特定任期付職員として任用しております。任用根拠につきましては、条例の第2条のほうにございます。その中に専門的知識、経験、または優れた識見を一定の期間活用して遂行する場合等というような言い回しがございすけれども、現在、任用しております東京事務所の特定任期付職員につきましては、県のOB職員でございまして、以前、東京事務所で勤務されておったということで、壱岐市の東京事務所を立ち上げている段階におきまして、どうしても経験者の知見等が必要であったため任用をしたところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、議案第54号を、今2回行きましたから。

○議員（4番 山口 欽秀君） 52号の①②③を質問をして、回答に対して再質問をしていますので。

○議長（豊坂 敏文君） さっき言いましたように、2回までで終わりますから。質問自体が2回までで終わりますから。

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案５２号に対して３点の質問を私はしました。それに対して、答えていただいていたのですが、それに対しての再質問、①に対して３回できないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） それともう一つあれですね、所管の委員会の分ですから所管委員会で質問をしてください。

○議員（４番 山口 欽秀君） それはしますけど、それでも一応この場で質問をしてもう一回確認すること、３回しても構わないんじゃないんですか、そこもだめなんですか。

○議長（豊坂 敏文君） さっき私は２回までと言いましたよね。

○議員（４番 山口 欽秀君） ２回まで、だったらもう一回、②についても一回できるでしょう。

○議長（豊坂 敏文君） もう一回だけいいです。

○議員（４番 山口 欽秀君） ②③もう一回ずつ質問をさせてください、２回目です。

②のこの会計年度任用職員の待遇改善については、給与は上がるということですね。これは４月からですか、来年度。（「遡及適用」と呼ぶ者あり）遡及適用、わかりました。

３番目、嘱託から嘱託職員という形から会計年度任用職員に代わったわけですから、一番嘱託から今回、会計年度任用職員までずっと続いている。３年目と言われましたが、前の嘱託からいうと、通算で一番長い人で何年いらっしゃいますか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の質問にお答えします。

一番長い方は嘱託職員を学校の卒業後、直接入庁されて、そのまま定年までいらっしゃる方もいらっしゃいますので、そこが最長となります。今、議員御質問の会計年度任用職員につきましては、嘱託職員からの移行というのが大半でございます。各部ごとの会計年度任用職員、フルタイムの人数構成で多いのは、教育委員会の正規職員４３人に対しまして会計年度任用職員が２６人、会計年度任用職員の割合が６０．４６％となっています。次に、市民部の正規職員が１０１人に対しまして会計年度任用職員が９９人で、会計年度任用職員の割合は４９．５％となっています。

これは、会計年度任用職員に施設の管理等の職員、そしてまた、保育士、幼稚園教諭の割合が多いためでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか、その次、第５４号でしょう。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） ５４号について、壱岐市企業版ふるさと納税基金条例について質問をさせていただきます。

この基金条例を見ますと、地域再生計画の認定を受けたところに企業がふるさと納税基金とし

て浄財を寄附するという点であります、この地域再生計画の認定は、どこからどこがして寄附を受けることになっていくのかという点。

それから、2番目に、この間、令和3年に3件、それから令和4年に1件のふるさと納税がありました、どのような地域再生計画に対して、どこが寄附されたのか、これを明らかにしていただきたいと思えます。

それから、3番目、企業版ふるさと納税は、企業が壱岐市のやる事業に、この事業に寄附しますよと、こういうふうになるということに理解していいのか。そのこと、3点お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） おはようございます。ただいまの山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目の地域再生計画の認定はどこがするのかという御質問でございますが、まずこの地域再生計画についてでございますが、地域再生計画とは、地域再生法という法律に基づいて、地域が行う自主的かつ自立的な取組で、地域経済の活性化及び地域雇用の創造等を実現することを目的として策定される計画でございます。

地域再生計画の認定につきましては、地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定をすることとされておりまして、内閣府地方創生推進事務局という部署になりますが、その事務を担っているところでございます。

2つ目、令和3年に3件、令和4年1件の企業版ふるさと納税のあった地域再生計画は何かとの御質問でございます。まず、現在壱岐市が認定を受けております企業版ふるさと納税に関する地域再生計画は2本ございます。一つ目は、壱岐ウルトラマラソンによる交流人口拡大事業でございます、もう一つが、壱岐市総合計画に掲げる事業を網羅した形の壱岐市まち・ひと・しごと創生推進計画として認定を受けております。

令和3年度の企業版ふるさと納税につきましては、壱岐市まち・ひと・しごと創生推進計画の地域再生計画に基づいて3つの企業様から寄附をいただきまして、2つの事業を実施をいたしております。

1つ目が磯焼け対策推進体制の一元化を行い、各漁協、県、市が一体となり、磯焼け対策を推進するため、壱岐市磯焼け対策協議会を設立し、各種磯焼け対策事業に取り組む藻場の早期回復を図るものでございます。

事業の詳細といたしましては、未使用定置を利用したイスズミの駆除用の罫の設置、また藻場増殖ブロック作成、イスズミハンターの設置などに一企業様からの分を活用いたしております。

2つ目が、自治体モデル事業として、2030年の壱岐市の将来像の実現につなげる事業を実施をいたしております。

事業の詳細といたしましては、アスパラハウス栽培における灌水システム普及化、SDGs 対話会実施、市内小中高校生を対象に環境教育プログラム及び海洋教育の実施に2つの企業様からの分を活用をいたしております。

令和4年度の企業版ふるさと納税につきましては、壱岐ウルトラマラソンによる交流人口拡大事業の地域再生計画に基づき、ウルトラマラソンの事業に活用をいたしております。

次に、3つ目の御質問の企業版ふるさと納税は、企業が壱岐市のやる事業を指定してすることになるのかとの御質問でございます。

基本的には、壱岐市の事業を御提案をいたしまして賛同いただける企業様に寄附をいただくことを想定をいたしております。しかしながら、今後は企業様側から会社の目的に沿った事業提案を受けまして、壱岐市がその提案を事業化し、実施する案件も出てくるものと考えております。

また、企業様の事業提案などの意向に沿った形でふるさと納税をお受けをする場合、そこは企業様との協議を経て対応をすることになりますが、壱岐市の振興発展をして活性化につながる事業であれば、できるだけお受けできるように企業様との協議を行い、検討をすることになります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） これは産建のやつですので、私は質問をしていいですよ。3回までできますよね。

まず、地域再生計画の認定は内閣府からだということですが、これまでこの指定を受けたということは、議会等で報告があったのか。それから、ホームページなんか載っている地域再生計画、壱岐で見ると、今言われたSDGsとまち・ひと・しごと創生が載っていますが、壱岐・平戸の相互供給による販路拡大計画とか、こういうほかにもあるんですが、いくつ再生計画認定、壱岐市が受けているということで理解すればいいんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 壱岐市でのこの地域再生計画の認定につきましては、ただいま御説明をいたしました2つでございます。繰り返しになりますが、壱岐ウルトラマラソンによる交流人口拡大事業、もう一つが、壱岐市総合計画に掲げる事業を網羅した形の壱岐市まち・ひと・しごと創生推進計画として認定を受けておりますこの2つの事業でございます。一応、ホームページ等での公表ということで行っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） この地域再生計画ですけども、とりわけまち・ひと・しごと創生推進計画というのは、かなり広い事業計画が入っていて、壱岐市の総合計画は何でもありみたい

な計画が入っていますよね。そういう大枠での計画に企業がこれに賛同しますよということであるのか、問題なのは、私は、最後に言われた、その企業から提案を受けて寄附を受けるということもありだというふうに言われましたね。

それは、要は企業が壱岐のところで仕事をするとか事業を支えるとか、そういうことにつながりかねない寄附になるというふうな懸念を考えるわけですが、企業と市の関係、企業が好む事業をやると寄附金が集まると、そういうふうな流れをつくる危険性が、この企業版ふるさと納税にあるのではないかという危惧を持っているんですが、その点での危惧はどうですか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問でございますが、まず、先ほど言われましたように、この企業版ふるさと納税の分につきましては、壱岐市まち・ひと・しごと創生推進計画ということで、壱岐市総合計画に基づいた包括的な計画として認定を受けておりますので、非常に幅広い分野の事業が対象になるということで、山口議員のお話のとおりでございます。そういうことで、広く企業版ふるさと納税を募るということで考えております。

次に、2つ目の企業様からの提案というか、そういった事業の申出というようなことですが、やはり、その分につきましては、様々な案件が考えられるということでございます。当然、これは企業版ふるさと納税につきましては、税制上の優遇措置というのがございますので、国においてルールというのも決められておりますので、そのルールに基づいて対応していくということで考えております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、この壱岐市の振興発展、そして活性化につながる事業については、ぜひそういったルールがクリアできる分につきましては、できるだけお受けできるように検討、協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 3回終わりました。

○議員（4番 山口 欽秀君） 何で、1、2、3、3つ聞いておることに対して3往復できないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） もう質問に3項目終わりましたから、次の第55号行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） それおかしいです。1つの議案に私3問の質問をしています。この3問について3回質疑できないんですかっていう。

○議長（豊坂 敏文君） 54号で質疑しているんですから、54号で3回もう終わりました。

○議員（4番 山口 欽秀君） 1回3つの質問をしたでしょう。それに対して、答えが1回ずつありました。それに対してもう一回、①に対して質問返したら、それはできないということになるんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 議案55号についてももう3回ありましたが、3回で終わります。

○議員（4番 山口 欽秀君） 54号を今やっています。

○議長（豊坂 敏文君） 54号です。今度は55号行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） 何で3往復、私がここ3回立ったら終わりなんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 議案番号でやって3回通告をしているわけですから。いいですか。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案番号に対して3つの質問をしています。それに対して、それぞれ3回することはできないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） いやいや、54号について3回の質疑がありましたからこれで終わります。

次に、55号行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） 私、これ所管の委員じゃないですから、聞く時間、保障してくださいよ。

○議長（豊坂 敏文君） それでも3回までということですから、3回で。

○議員（4番 山口 欽秀君） 3回というのほどこかに規則で書いてあるんですか。議会の申し合せ事項でしょう。

○議長（豊坂 敏文君） 申し合せ事項、議案番号について3回までいいですが、もう4回は行きませんから。

次に、55号行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） 納得いきませんね。質問きちんと答えていただく回数を保障してください。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁は答弁で理事者はしていますから。

○議員（4番 山口 欽秀君） それに対する質問ができないじゃないですか。聞いただけじゃないですか。何でそれに対して質問できないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） ここまで、54号のところまで許しますが、3回目の質問だけ、3回はもう終わったんですけどね。言っていること分かります。

○議員（4番 山口 欽秀君） 私は、54号について3つの質問をしております。

○議長（豊坂 敏文君） だから、問題は、54号がここで質問があるとやったら、1から3まで1回全部言ってから行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） 言いました。

○議長（豊坂 敏文君） だから、3回目になるわけですよ。

○議員（4番 山口 欽秀君） 1回目で1、2、3、まとめて聞いたでしょう。それに対して理事者側からそれぞれ答えてもらったでしょう。それに対して、私もう一回、1、2、3でそれぞれ

れ質問をする権利があるんじゃないですか。

○議長（豊坂 敏文君） 議案番号について1問ずつですから、3回まで許します。細部的について、これを、3回までというのは、1、2、3は1ぺんで1回ですから。3回まで行ったですよ。

○議員（4番 山口 欽秀君） その1に対して疑問があるからもう一回、それ3回聞けないんですかって。①②③、3つの質問に対して3回は答えられなくて、1回目だけ、それではもう3回目だからあと2、3はもう聞けんよというのではないでしょう。（「議長、休憩して説明したが良いですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（豊坂 敏文君） 54号の議案についての質疑ですから、1、2、3で細部的にはいきませんから。（「休憩取ったが良いって」と呼ぶ者あり）

休憩取ります。

午前10時33分休憩

午前10時35分再開

○議員（4番 山口 欽秀君） 議長、いいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 54号いいですか。

○議員（4番 山口 欽秀君） いや、私は納得していないんだけど、駄目なんですか。

○議長（豊坂 敏文君） いや。

○議員（4番 山口 欽秀君） 駄目なんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 原則的に3回までです。

じゃあ、55号行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） 行ってくださいって、駄目ってことですか。

○議長（豊坂 敏文君） そういうことです。

○議員（4番 山口 欽秀君） 所管の議案じゃ……。

○議長（豊坂 敏文君） 55号に行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） 後で、今後の議事運営について要望出します。

じゃあ、55号についてお願いします。

この議案は、堆肥の利用実績、堆肥の持込みについて、農協との堆肥の持込み料金が差があるということで提案されておりますが、この間の堆肥センターへの持込みについての実績、それから、今回値上げによって、どのくらいの収益を見込んでいるのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの山口議員の御質問にお答えをいたします。

議員御質問は、令和3年度の堆肥センターの利用実績と今回の値上げによる増収見込みということでございまして、最初に質問がございました持込み量の実績でございます。これは令和3年度の持込み量といたしましては、石田の堆肥センターに25トンの持込みのみとなっております。

それから、石田と郷ノ浦の両堆肥センターがあるわけでございますけれども、令和3年度の利用実績について金額で申し上げますと、原料収集で318万8,620円、製品販売で397万4,504円ということで、合計いたしますと、716万3,124円でございます。

今回の値上げによります増収見込みにつきましては、令和3年度の収集量の実績で推計いたしますと、約33万5,000円の増を見込んでいますところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 持込みが25トンされているということですので、そう多くないですよ。その一方で、今、郷ノ浦とか武生水の堆肥センターの持込み、あれはどういうふうな牛ふんの持込みになっているのか、お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 持込みと言いますのは、個人が持ち込んで、自宅の堆肥を持ち込むと。それから、今現在の堆肥センターにある堆肥については、収集に回って、堆肥センターの職員が収集に回って、堆肥センター施設に持ってくるという流れになっております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） つまり収集が大半だということですね。

収集に当たって、今回の値上げで、収集するときに、畜産農家から一定のお金をもらうわけですよ。そういう形で運営されているわけですが、この状況の中で、肥料が高額になっているという中で、牛の肥料の価値、貴重さというのが高まっていると思うんですよ。

壱岐の牛ふんのやっぱり処理、価値を、今後大いに増えてくる。農家の使用も増えるんじゃないかなというふうに思いますが、そういう中で、1つは問題は、これだけ農家の肥料・飼料の値上がりの中で負担が上がっておるのに、農協との差を縮めたいからということで、一定農家から利用料を取るといことはどうなのか、いかがなもんかということが、1つ疑問に思います。

それから、今後、堆肥の利用が価値が高まる。それから、製品として堆肥を肥料として売れば、もっともうけが出る可能性がある。そのようなことを見越した場合、今回の利用料の値上げというのはいかがなもんかと思うんですが、今後の肥料の問題、肥料としての価値を高めていく、市としての取組をどういうふうに考えているか、最後にお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） まず、農協との単価差のところでございますけども、やはり同じ堆肥をつくるにおいて、市内でやはり単価が違うということは、差が出ている部分につきましては、やはり農協さんとのある程度の単価を統一するといったことをしまして、市内の料金の均衡を図るということを考えたところで、まずもって農協さんとの堆肥の料金に合わせるということをしたところでございます。

それで、今回3年目でございます、今回料金の引上げについては最終年ということになっております。

それから、今後、利用を高めるということでは、やはり今後、今、化学肥料等高くなってきている中で、そこで、農家の今の壱岐にある堆肥を使って、耕蓄連携を図っていくと。子牛農家にも使っていただいて、いわゆるコストの縮減にも努めていただこうということで考えているところでございます。

それで、その関係では、今回、令和4年度中には引上げは行いましたけども、原料高騰等に伴いまして、20%の価格引下げで今は対応いたしておりまして、そういう利用を促進していただきたいということで、そういった対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、議案第57号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。3番、武原由里子議員。

○議員（3番 武原由里子君） 第57号公の施設の指定管理の指定について、出合いの村についてお尋ねいたします。追加で出されました資料からの質問になります。

令和3年度の支出で、給与所得、毎月150万5,300円を計上されておりますが、これの人数が全く分かりません。規約によりますと、役員が10名いらっしゃいますが、どのあたりまでの職員給与なのでしょう。常勤、非常勤等あると思います。それが1点目です。

2点目は、実際令和3年度、コロナ療養施設ということで、なかなか利用が難しかったと思いますが、実質この施設を開放といいますか、利用できる日数が何日ぐらいあったのか、分かればお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの給料の部分の職員数は、5名でございます。役員報酬は、支払い等はございません。5名の職員に対する給与となっております。

それから、その間の借り上げの間の施設の利用については、資料の7ページに資料添付をいたしております。そこで、施設が使える状況のときは、宿泊学習実績がございますけども、6月15日から、ずっと11月17日といったことで、これだけ240名の利用がなされているということで、特に体験として、シーカヤック、釣り、工芸クラフト体験、それから歴史探索等で利

用されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 役員報酬はなく、5名の給与ということですが、この5名の方は、常勤なのか非常勤なのか分かりますでしょうか。

また、実績についても、宿泊等ちょっと数えたところ、28日ぐらいでした。本当に大変、壱岐の中でこういう体験ができる施設は、もうここだけになっておりまして、とても重要な施設だと私も認識しております。ぜひ継続できる形で、また、していただきたいんですけども、やはり令和2年度、3年度の状況が、なかなか見えなかったものですから、また詳細等、委員会のほうでもお尋ねいたしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 職員については、常勤5名でございます。

それから、今後でございますけども、早く本来の姿、そういった施設としてやっていきたいというところは、もちろんのことでございます。

それで、アフターコロナを目指して、さらによりよい施設運営を図っていくということで、指定管理者においても、やはりアイデアを出しながら、使用料収入を増やしていこうということで、そういった考えを持っておられますので、そういったことでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、議案第61号についての質疑の通告があつておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議事の進め方ですが、質問通告しないところは、議案が飛ばされるとするのは、おかしいと思うんですけどね。通告しなくても、質疑を希望すれば、させていただけないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 通告されている分が先に行くんですよ。後、通告されていない分については、後に回します。

○議員（4番 山口 欽秀君） はい、分かりました。じゃあ、後でします。

じゃあ、61号について質問させていただきます。

訴えの提起についてであります。まず、この前の全員協議会で出されまして、ちょっと理解も不十分なまま質問出しましたが、まず、この訴えに対して、生活保護の受給者本人ですが、不正受給に関する同意書とか申出は、この本人はどのような意見、態度を取ってきたのかということ。をまず聞きましたが、それに加えて、その後いろいろ疑問が湧きましたので、追加に質問させていただきます。

不正受給というふうに市は言われております。不正受給と言われている、Aさんというふうにしましょうか、Aさんは平成22年5月17日から平成30年12月15日まで生活保護を受給されていると。

じゃあ、1つ目聞きます。質問から言うと、2つ目ですね。

不正受給されているのは、いつからいつまでというふうに、市は考えているのかと。

2番目、不正受給の総額は幾らだというふうになるのか。

それから、3番目、生活保護法の改正が平成26年7月に行われておりますが、平成26年7月の前と後では、不正受給について強制執行ができるかできないかというようなことで、今回、以前の分について裁判するということですが、平成26年7月以降の不正受給の額、それから、以前の7月26日、7月改正前の不正受給の額、これは幾らとなるのでしょうか。

それから、4番目、平成26年7月以降の分について、一部強制執行されているのか、その点をお聞かせください。

それから、5番目、この場合、今回の案件の場合、借金を返済するに当たって、家族から借りたというようなことがあります、家とか土地を売ったものは、借金の返済で充てた場合、市は収入としては認められないというふうにしてあるのか。親戚から借金して借金を返済した場合は、収入としているのか。

今回の場合、借金の返済にしたという本人が言い分が認められておりませんが、その理由が、収入申告を偽ったからだというようなことなのか、そもそも借金の返済が本人の収入に当たるということなのか、このあたり1つ。

最後にですが、市長は全員協議会のときに、これを訴えないと、私が住民監査請求で訴えられるというようなことが、だから、市長の不作为に当たるというふうに説明されましたが、そのあたりのもう一度、市長の裁判に当たるお考えをお聞かせください。

以上、お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、通告があっている分でございます。

不正受給に関する同意書、申出書といったものはございません。生活保護法第78条による費用徴収決定通知書と納付書を渡したところ、相手方は長崎地方裁判所へ処分取消し請求の訴えを起し、先般、判決が確定をしたところですので。これを受けて、改めて相手方へ請求いたしました。納付がなく、その後、督促並びに催告状を発送しましたが、これも納付がなかったため、強制徴収の手続を行うよう、本議案の提出となった次第であります。

それから、追加で質問がありました、不正受給はいつからかということですが、平成

24年4月から平成28年10月までの分となります。金額につきましては、平成26年6月分までと、平成26年7月以降ということで、幾らかということでございますが、26年6月分までは223万2,482円、26年7月以降につきましては、115万7,090円となります。

それから、強制執行をされているかということでございますが、強制徴収に当たる部分については、これについては強制執行を行っております。

それから、借金の返済、親族からの受けた分を充てているがということでございますが、この部分については、まず親族等から受けた場合、それはまず生活に充てるということが生活保護の原則でありまして、その収入の申告が行われていなかったということになっております。

以上でよろしかったでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山口議員の質問でございますけれども、債権の回収について、私がその行動をしなかった場合、不作為に問われるんだという発言をいたしました。今、当然のことながら、市が有する債権を回収する。これは、市の財政にその分、いわゆる債権を回収しないと、市の歳入がそれだけ少なくなるわけでございます。

当然のことながら、今、市が持っております債権、全て回収はできません。そういった中で、毎回、監査委員さんから回収にもっと力を入れろ、頑張れということを指摘をされております。当然のことです。

私は市の債権につきましては、財政のこと、安定から考えて、当然のごとく、その債権について回収をする、その責にございます。したがって、私は債権回収に、今後も努力をしていくという信念を持っております。

また、それを私が、それをもし不作為、いわゆるその行動をしなかったときは、もし住民監査請求がそれについて起こった場合は、私はその不作為について、私に請求される、これも私は当然だと思っております。

その債権を回収したか、していないかにはかかわらず、その債権を回収する手続を取ったかどうか、そのことが重要でございます。その債権回収に対する手続、これは法律にのっとり、これは私がしなければならない最大の責務だと思っている次第であります。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 1、2、3は分かりました。

強制執行の分については、④で聞きました、金額としては120万円の差押えでよろしいでしょうか。ある出資金12口ということで聞きましたが、それはよろしいでしょうか。

それから、借金のことですが、ここが大切だと思うんですが、借金の返済に家や土地を売って得た金額は、収入として生活保護法では認められないというふうに市は取っているのか、家、土

地ですね。それから、親戚から借りた、融通してもらったという金額が、この中に150万円ありますが、これは収入だということですが、借金に充てるということが明確であれば、収入にしてならないのか。

この場合、Aさんは収入申告していないということで問題になっているわけですが、収入認定、家を買った、土地を買った、それから親戚から金を借りて借金払った。これは市としては収入として、本人の収入となるんだと。申告しないと駄目なんだということですか。

そして、最後に市長が言われました、一律に債権取立てをするんだというようなこと言われましたが、やっぱり事案の内容、それから対象者、生活保護費に係る、そういう関係ですね。だから、一律に強制執行というふうなことが、行政としてやれるというふうにご考慮されているのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

強制執行の金額等につきましては、内容につきましては、答弁控えさせていただきます。

それから、財産について、家屋、土地につきましてはのことですけれども、今回につきましては、福岡高等裁判所及び最高裁判所で上告を棄却をされております。そういう決定がされておりますので、これにつきましては、その裁判の結果ということでございます。

先ほど申しましたように、借金の返済等ということでございますが、まずはそういった財産等につきましては、生活保護の受給の際に、そういう申告をしなければならなかった部分ということで理解をしております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私の立場は、法律に定められたことを守るということでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） もう一回、裁判の中身について関わることなので、もう一回聞きます。

家や土地を売って得た収入は、それから、親戚から借りたお金は、収入として市は見ていると。裁判はそういう結果になっているということで、それはそういうふうにご認めているということではないんですね。

申告をしなかったから、今回の不正受給になったのかという点ではどうですか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 今回の件につきましては、最高裁の判決が出ております。そのとおりに行っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑は終わります。

ほかに質疑はありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 通告はしておりませんが、議案第61号訴えの件に関しまして、質疑をいたします。

大局的に質問をいたします。所管の委員会でありますので、一応確認だけをいたします。

今回の訴えの根本となるのは、いわゆる不正受給をしておるということが、本人が例えば、山口議員はAさんと言われましたかね。私も市から説明された内容というのは、全員協議会で聞いた資料だけで回収をされて、その金額すら分かりませんでした。議員も守秘義務があるわけですから、何をもって審査をすればいいのか分かりませんでした。

それで、本人から相談がありましたので、私も出向きました。そして、議会事務局に来て、参考人招致はできないのかと、そういうお願いもしました。あまりにも議案を議決、僕たちが議決するには、もっと教えて、誰か全部分かりますか、その魂胆を。ここに議員の中で分かる人がいますでしょうか。僕はいまだに分からない。

ただ、この根本というのは、いわゆる強制徴収債権と言いまして、例えば、国税、地方税、使用料、後期高齢者医療費とか、そういうのは直接差押えもできます。

ただ、この場合は、生活保護費のいわゆる返還請求、不正受給と高裁、最高裁で確定をしたということでありますので、裁判しなければいけないんですよ。ですから、これは非強制徴収債権なんです。だから、議会に上げているんです。

その一番肝心なことは説明せんで、ああいう資料見せて、どけ分かりますか。10分ぐらいで、あの資料見せて回収して。皆さん、分かりますか。どこが（……）になったて、山口議員も聞いたじゃないですか。本当、なっとらんですよ。根本はここですよ。

本来やったら、私たちは徴収義務は市長にあるから、さっき言われたように。強制徴収公債と僕たちは思っていたんですよ。それが認識不足で、非強制徴収債権であるから、市議会の議決を得なければいけない。それが今言う、地方自治法の96条1項12号、これ書いてあります。

もう少し丁寧に説明をしてもらえませんか。向こうにも言い分があります。

それで、1つ、山口さんが言われたように、出資証券なんかは、強制に既に差し押さえております。これが何でできんのか。そこら辺も分からないんですよ、僕たちは。先にもう差押えしているじゃないですか。ほかにもあります。差押えする場合は、催告をすべきです。

これ、西原部長が催告はいたしましたと言われますと、当然なんです。いきなり差押えしようとか何とか、そんなことは許されない。そういうことは、今までにも僕にも相談ありました。郷ノ浦の方からも。そしたら、ちゃんと担当課が説明に行つて、催告に行つちよつた。それが当た

り前なんですよ。

お互い是是になつとるとでしょ。さっきも山口議員が言われたように、こういう苦しいときに、みんな税金納めよとでしょ。それを議決をする議員には、しっかり分かった上で議決をするように。何人分かっておりますかね。失礼な言い方するけど、分かつとる人が、僕も分からんやつたです。僕は特に分からんやつた。分かるように説明してください。

そして、もう一つ言います。私は身体障害者で、両方に補聴器をかけております。皆さんに言うていい。ぶつぶつ言つて、特にはマスクしちよるから聞こえないんだよ、僕は。え、至らん話は、こしょこしょ話して。聞こえんがいいときもありますよ。もっと議會議員に、身体障害者を議會議員になれんとか。ばかにすんな。そう思っていますよ。堂々と、この議場で話していいじゃないか。こういうことで訴えますとか、全協とか、こそこそした場で話して、何が開かれた市民ですか。

だから、言います。西原部長、どういう理由で、差押えが可能になったのか。いわゆる出資証券、出資証券を差し押さえているみたいですよ。山口議員が言われたように、評価にしたら120万円ぐらいと言われました。いつから差押えが可能になったのか。

そして、これは、いわゆる裁判所に判断を仰ぐのは、強制徴収公債にするために裁判にかけるのであろうと。この2つ、裁判の趣旨だけを教えてください。

2点、分かりますね。いつから出資証券が、もう既に差し押さえとるから、どういう何年の法律で差押えが可能になったということを教えてください。2点。

○議長（豊坂 敏文君） 西原部長。

○市民部長（西原 辰也君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申しますように、この件につきましては、最高裁判所で上告を棄却するとの決定がされております。そこで、壱岐市に幾ら債権があるということが確定をしたものでございますので、その債権を回収することが、行政の責務と思っております。

それから、先ほど出資金と申されましたけれども、そういった具体的な内容につきましては答弁控えさせていただきますが、一般的には差押えができると思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） いいですか。強制執行、いわゆる株券あたりの強制執行は、いつの法律でできるようになっているんですか。あとの家屋なんかは、今言われましたように、借金の返済ですよ、これは。船舶を売ってあります。そして、必要経費、修理費なんかにかかった（……）とか何とか引いた分は、要するに、認めてある、これは、借金の返済充てと。

本人の言い分とすれば、私的には使っていないと言われている。そこが収入として申告をして

いないから、僕はあなたも瑕疵が非常にあるんですよと言いました。そして、一審の裁判で確たる証拠を出していないから、長崎地裁が認めないんでしょう。それが福岡高裁に上がり、そして最高裁で却下となっているわけですから。僕は、自分にも瑕疵があるんじゃないですかということは、しっかり申し上げておりましたよ。

ですから、催告がなかったと言われましたが、今、西原部長は、ちゃんと催告をしておるということですから、これ議事録載っていますから、それはもう事実でしょう。

ですから、何か被告人として訴えるような感じですから、僕はそこら辺が何のために市議会に上程したのかと。訴える根拠を分かりやすく、僕はしてほしいなと思います。ほかの議員さん、分かっとなの方がいっぱいいらっしゃるでしょうけど、僕は分かりませんでした。そういうことです。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁はありますか。西原部長、答弁ありますか。白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員のお話でございますけれども、いわゆる法の生活保護費が、不正受給の回収が強制債権とならなかった前の部分については、いわゆる債務名義、これ裁判で確定しなきゃいかんわけですが、債務名義を取得しないと執行ができない、いうことでございますから、債権を回収をするために、法律の定めるところにより、議会で今回議決を頂くということでございます。

ですから、音嶋議員おっしゃるように、裁判の提起をして、債務名義を確定していただかなければ、強制執行ができないということで御理解頂きたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員、3回目。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 3回目ですからね。

○議長（豊坂 敏文君） はい。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 分かりました。そうした裁判をしないと、強制的に徴収する権利が得られないということだから、裁判をするんですよ。その根拠としては、相手が不服で上告され、最高裁まで戦った結果がこうなんですということでしょう。それを先言わよかったですよ、事難しく言わんで。最高裁まで戦ったということは、最高裁は憲法判断しかありませんから、高裁の裁判の結審が、そこで結審しているわけですから、この問題は。確定したから、今度、壱岐市としては、徴収するためにやりますと、いうことですよ。

そして、この裁判は当然金品に関わることですから、民事裁判で訴えるわけですよ。

そして、もう一つ。これくらい相手も、もう確定しちよる裁判は、五十何万円もかけんで、弁護士も立てんで、それくらいのこんぐらいの裁判は、市職員でやらんですか。金要らんじゃないですか、弁護士。五十何万円もくれて。顧問弁護士しょうが。これくらいのこと、顧問弁護士によるじゃないですか、してよくないですか。何ですか、五十何万円もあれして。

あれでしょ。裁判を提起するだけです。それから、また上訴した場合は、また金取るでしょ。債務負担行為取っとるわけですから。

これくらいの裁判やれませんか、皆さんたちは。法律は詳しいとやけん。と思います。お金が財政的に厳しい時代、結審しとるとでしょ、今既に。それでやれないですか。市長、どうですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 日本の憲法は、立法、行政、司法と三権分立でございます。そういった中で、行政マンが司法に関わる、そういった専門知識は、残念ながら持ち合わせておりません。

ここはやはり司法の場は、司法のプロフェッショナルに願います。そういうことで御理解を賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 私も質疑、議案第61号についてお伺いいたします。

事前通告しておりませんので、あまりむちゃな質問はするつもりないんですけども、私の記憶によりますと、壱岐市が裁判を起こすという議案というのは、2回目じゃないかと思っているんですね。

過去に1回あったのは、白川市長の前の約十七、八年前だったと思うんですけども、新聞社を訴えるということがあって、そのときの議案が否決をされました。それ以来のことじゃないかと思っております、よくよく市のほうから裁判を起こすということはあまりないんじゃないかと思っております、慎重に審議しなきゃいけないというふうに思っております。

それでお伺いしたいのは、2点になりまして、この額、223万円云々なんですけども、このレベルの金銭的な裁判をするという話は初めてじゃないかと思うんですけども、過去、壱岐市ができて、平成16年からですから、それなりの金銭の返済を求める事案というのが発生していたのかどうかというのを確認したいと思います。今、通告していませんでしたので、委員会までも結構なんですけども、債権として税金であるとか、いろいろ徴収する分があるかと思いますが、そういった徴収分で200万円、100万円、こういった大金を、これまで返済を求めていたことがあるのかなのか。

裁判をしていないということであれば、そういうことがなぜされていなかったのかということも含めて、今分かる分で結構でございますので、答えていただければ助かります。

それと、もう一点、過去、やっぱり裁判のときの議案につきましては、訴状案というのがありまして、訴状を見て内容を理解して質疑なり、後は答弁を求めるというふうなことをしていた、それが初めてのときありまして、今回は、この資料に訴状案がございません。今出ている資料といえますのは、議案が出ているだけ。あとは全協で説明があっただけ。

ですので、慎重審議するには、訴状案が要ると思っておりますので、来週の委員会がありますから、

それまでに訴状案が御提出できないかという質問でございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 過去に市が提訴したことがあるのかということですが、それは言いますように、市が提訴するときは、議会の議決を頂かないかんわけですから、それがなかったということは、していないということだと思います。

そして、金額の多寡にかかわらず、国税徴収法を準用できるものは、いわゆる強制債権でございますから、それこそ強制徴収ができるわけでございますけれども、今回の場合は、平成26年、法の改正前の債権については、国税徴収法を適用できないと。非強制徴収債権だということで、議会の議決を頂いて、債務名義を確定しないと訴えることができないということで、今回お願いをしているわけでございます。

それから、こういうことで訴えるんですよという内容、そういったことは、議決を頂かない前に、そういうことを出すことは、これははばかれるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） お答え頂きまして、訴状案は議決がなる前は見せられないという話だったと思います。分かりました。

そして、裁判する理由というの、しないと回収できないんだという話ですから、それは理解できます。

であれば、今後の話なんですけども、こういった事案、裁判をすることというのが、今後も、あまりあってはほしくないんですけども、起こり得るのかどうか。今後もやらないといけないと思えば、裁判に踏み切るといったことをしていくのかという、そういった考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 将来の予測とか、そういうことは申し上げられませんが、先ほどから申しますように、行政としては、法律に従ったことを厳に守っていくという姿勢でございます。その時々々の事案について、法律の定めに従って行政を行うということで御理解頂きたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、以上で、議案第50号から外11件の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時35分といたします。

午前11時23分休憩

午前11時35分再開

- 議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案質疑を続けます。

日程第13. 議案第62号

- 議長（豊坂 敏文君） 日程第13、議案第62号令和4年度老岐市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く14名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願います。

日程第14. 議案第63号～日程第18. 議案第67号

- 議長（豊坂 敏文君） 日程第14、議案第63号から日程第18、議案第67号まで5件を議題とし、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで議案第63号外4件の質疑を終わります。
以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第50号から議案第61号まで及び議案第63号から議案第67号まで17件を、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第62号令和4年度老岐市一般会計補正予算（第9号）は、議長を除く14名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号については、議長を除く14名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総

務文教厚生常任委員の中からとし、委員長に山口欽秀議員、副委員長に市山繁議員と決定いたしましたので報告をいたします。

日程第19. 陳情第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第19、陳情第1号大谷体育館第二体育室（地下）冷房設備の設置についての陳情を議題とします。

ただいま上程しました陳情第1号については、タブレットに配信の陳情等文書表のとおり、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

日程第20. 議案第68号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第20、議案第68号損害賠償の額の決定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、教育次長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） 議案第68号損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

1、損害賠償の相手方は壱岐市芦辺町の法人。2、損害賠償の額、8万9,997円でございます。3、損害賠償の理由でございますが、令和4年9月29日午前9時30分ごろ、壱岐市芦辺町内の小学校の学校園において、学校職員が除草作業を行っていたところ、刈払い機の刃に当たった小石が道路を挟んだ向かい側の駐車場に止めてあった損害賠償の相手方の法人車両のリアガラスに当たり損傷させたものでございます。

提案理由でございますが、損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。過失割合は、事故状況から相手方に過失がないとの保険会社の裁定を受け、壱岐市が10割となっております。

今後、このような事故が発生しないよう、作業中の安全管理を徹底するよう指導したところであります。

以上で、議案第68号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号については、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。再開を11時55分といたします。

午前11時41分休憩

午前11時55分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21、同意第6号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第21、同意第6号壱岐市副市長の選任についてを議題とします。

ここで眞鍋副市長の退場を求めます。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 退場〕

○議長（豊坂 敏文君） 提案理由の説明を求めます。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第6号壱岐市副市長の選任について御説明申し上げます。

本案は、壱岐市副市長眞鍋陽晃氏が令和4年12月17日をもって任期満了となるので、引き続き、同氏を壱岐市副市長に選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

御審議賜わりまして、御同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会付託を省略する

ことに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、同意第6号壱岐市副市長の選任については同意することに決定いたしました。

ここで眞鍋副市長の入場を許可いたします。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 入場〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日12月14日、水曜日、午前10時から開きます。

なお、14日、15日の2日間は一般質問となっており、計9名の議員が登壇予定で、壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時59分散会

議事日程 (第3号)

令和4年12月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 1 番 小金丸益明 議員
4 番 山口 欽秀 議員
7 番 植村 圭司 議員
9 番 赤木 貴尚 議員
1 4 番 市山 繁 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 森 俊介君 | 2 番 樋口伊久磨君 |
| 3 番 武原由里子君 | 4 番 山口 欽秀君 |
| 5 番 中原 正博君 | 6 番 山川 忠久君 |
| 7 番 植村 圭司君 | 8 番 清水 修君 |
| 9 番 赤木 貴尚君 | 10番 音嶋 正吾君 |
| 11番 小金丸益明君 | 13番 中田 恭一君 |
| 14番 市山 繁君 | 15番 土谷 勇二君 |
| 16番 豊坂 敏文君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、11番、小金丸益明議員の登壇をお願いします。

[小金丸 益明議員 一般質問席 登壇]

○議員（11番 小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。久しぶりに登壇させていただきます。

今回は、し尿及び生活雑排水の排水事業について、郷ノ浦町と石田・芦辺町の利用料の格差についてお尋ねをしていきまして、できれば、是正をお願いしたいという気持ちで、進めさせていただきたいと思います。

実は、平成24年の12月会議、ちょうど10年前に白川市長とこの場でバトルをいたしまして、50分を過ぎて当時の市山議長から注意を受けるほど熱を帯びた討論をいたしましたが、以来、全く進展がない事項でございまして、合併に起因する、私は、市政の重要問題じゃなかろうかと位置づけております。

しかしながら、今日考えてみますと、議員の中で、15名の中で漁集もしくは公共下水道に加

入しておるのが3名だけという、まあレアケースといえばレアケースのような状況でありまして、なかなか議会でも大きな問題にならないのは、こういう状況もあるのかなとは思っておりますが、市長の胸を借りて、頑張ったいと思います。

今年の世相を表す漢字は「戦争」の「戦」、「いくさ」という字でございました。この問題については、今日でこの闘いを終わりたいと思いますので、市長もぜひ、腹を据えて御答弁を頂ければと思います。

また、元禄15年、1702年、今から320年前は赤穂浪士の討ち入りの日でございます。本懐を遂げた日でもあります。私も10年来の本懐を今日成し遂げたいと思っておりますので、ぜひ、よろしく願いをいたしたいと思っております。

先ほどから申しますように、同じ生活雑排水、そしてし尿を処理するというのに、公共下水道と漁集の使用料は違うということは、歴然とした事実でございます。

また、県下全域を見ましても、合併が進む過程においては、ほとんどの市町村でその処理料の格差がございまして、10年前調べたときには、全ての市町村で——まあ、「市町」ですね。もう村はなくなっておりましたので。全て調整中というような、備考欄に載っておりました。

ですから、県下処理の状況は、「公共下水道」、「農業集落排水」、「漁業集落排水」で、「コミュニティプラント」といって、何軒か集まったところに共同で浄化槽を設置して浄化槽の共同使用というようなところと、もう一つは「小規模排水」という、これもあんまり変わらんような状況だろうと思っておりますが、県内では、そういう5種類の排水事業を行われているところでございます。

県下、見ましても様々な料金体系でございますが、壱岐市の場合は、そのうちで「公共下水道」、そして石田・山崎、芦辺・恵美須、瀬戸浦・芦辺浦にまたがる「漁業集落排水整備事業」というのがありまして、その2つの事業の使用料が違うという格差がずっと、引っ張ってこられております。最近では、やはり住民の方も気づかれまして、どうかせにやいかんというような声も、多々、耳にするようになっております。

そこで、私だけではなく、合併当初、郷ノ浦町の立石議員、そして二、三年前には山内議員も取り上げて是正を求めておりましたが、なかなか、遅々として進まないような現状でございます。

まず、お尋ねいたしますが、現在の下水道、漁集を、プールして結構ですけれども、運営状況、加入状況、そして現在、行政が抱えておるこの問題についての認識を、まず、お知らせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸益明議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 皆さん、おはようございます。では、11番、小金丸議員の御質問

に、通告書に沿って、お答えをしたいと思います。

まず1つ目の、公共、漁集の料金格差の現状と課題認識はという御質問についてでございますが、議員御承知のとおり、現在、本市の下水道事業は、国土交通省所管の公共下水道事業、郷ノ浦町の北部処理区・中央処理区と、農林水産省所管の漁業集落排水整備事業3地区、石田町の山崎地区、芦辺町の恵美須地区、瀬戸・芦辺地区があり、平成16年度の合併から現在まで、事業継続中ということなどから、合併前からの異なる使用料としてきたところです。

その下水道使用料につきましては、芦辺町・石田町の漁業集落排水整備事業、使用料が現在5トンまで基本料が640円、超過料金が240円であり、水道料と同額の設定に対しまして、郷ノ浦町の公共下水道使用料が基本料金で約8割の520円、超過料金が約7割の168円と、郷ノ浦町の下水道使用料が芦辺町・石田町の漁集の下水道使用料よりも安価となっております。

このことにつきましては、令和元年9月議会の議会答弁のとおり、令和2年度に全ての下水道事業が完了したことから、その制度維持期間の3年間を経過した令和6年度の料金統一に向けた改定をめどに、多角的に調査・検討をいたしております。

次に2つ目の、公共、漁集における直近の加入率はという御質問でございますが、令和4年3月末現在で、公共下水道事業供給開始区域の戸数が1,718戸、うち接続戸数が995戸で、接続率が57.92%、漁業集落排水整備事業供用開始区域の戸数が997戸、うち接続戸数が539戸で、接続率54.06%となっております。

3つ目の、公共、漁集における利用料収入と繰出金の状況はという御質問でございますが、まず利用料収入は、令和3年度決算で、公共下水道が約4,090万円、前年度比1.57%増、漁集で2,770万円、前年度比1.55%の増であります。

次に、一般会計からの繰出金につきましては、公共においては令和3年度決算で約1億円、漁集では約7,000万円となっております。このうち基準外繰出金が、公共で約2,700万円、漁集で2,100万円であります。

国の指導により、令和6年度には公営企業会計への移行を目指す中にあつては、下水道事業の経営は汚水処理費を全て下水道使用料で賄うこととする「独立採算の原則」に基づき、基準外の繰入れを抑制すべく、補助事業を活用しながら、下水道インフラ設備の適切な時期の更新・修繕を推し進め、維持管理費の削減に努めるとともに、使用料の改定並びに使用料確保のために、積極的に個人加入推進等に努め、経営の健全化を図りたいと考えております。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（11番 小金丸益明君） 今、建設部長から概略の現状を説明頂きましたが、まあなかなか、その格差是正についてそのままの状態であるというのが顕著になったと思います。

今の説明に少し補足的に説明いたしますと、説明のとおりですね、公共下水道については基本料金520円、漁集は640円という差で、そこに120円の差があります。超過料金については、240円と168円で、3割、約水道料の7割で郷ノ浦は徴収をされております。大体、使用量が20トンが平均値だとお伺いしておりますが、20トンで調べたときに、郷ノ浦はそういう料金体系でございますから公共の場合20トン使用して3,040円、漁集の場合は4,240円となっており、そこだけで、20トン、平均的な家庭の使用量だけでも1,200円、月に変わってくるというような現状がございます。

合併当初から格差が生じておるということでちょっと触れさせていただきますが、そういう料金体系の下でですね、もし郷ノ浦が漁集並みの料金だったら、反対に漁集が郷ノ浦並みの料金だったらということ、ちょっと計算をしてみました。

北部は、郷ノ浦町の北部処理区においては、平成10年4月1日に供用を開始されて24年が経過いたしております。もし、漁集並みに高い料金であったときに郷ノ浦は、北部においては34万5,600円が安かったと。24年間でですね。

次に、芦辺町の恵美須、平成11年4月に供用開始されて23年が経過しております。ここが、33万1,200円、公共に比べて余計に払っておると。山崎が、平成16年4月供用開始、19年経過。21万3,600円、公共に比べて余計に払っておると。

ここまでは、4町時代、郷ノ浦町と芦辺町ですが、平成16年3月1日に合併が成立しまして「壱岐市」となりまして、郷ノ浦町中央処理区が、平成18年5月に供用を開始して16年が経過しており、23万400円の安く上がっておると。

瀬戸浦が、平成20年4月供用開始で現在14年経過。20万1,600円、高く払っておる。芦辺浦が、平成23年5月供用開始で11年経過で、15万8,400円、公共より高く払っておると。

いずれもですね、もう、負担金15万円払った地域と、加入助成金を頂いた地域——10万円頂いた地域が、もう過不足なく、もうかっておるわけです。負担したところは料金で安くなって、漁集に比べりゃ支払いが安く済んでおると。漁集も、10万円もらったけども、それを支払ってももうかっておるといような状況がもう発生しております。大体、負担金を取る郷ノ浦町と、加入助成金を支払った石田町・芦辺町について、それもネックの1つだったろうと思いますが、もう、現在となれば、料金格差でもうペイしとるような状態で。ペイどころかもう……、もういいんじゃないかと、もう。という状況になっておりますから、あえて、今、是正に踏み込むべきと思っております。

また、県内の状況を見ますと、公共下水道で最高値、一番高いところが松浦市で、これは20トンベースですけども、松浦市が県内で一番高くて3,410円。壱岐市が一番——すみま

せん。最低値は南島原市で2,750円という状況でございます。

公共の下水道の平均値が3,080円、壱岐市は3,040円ですから40円、平均値より40円安くなっております。

また、漁集に関しまして、一番安いのは2,461円の佐世保、一番高いのが壱岐市でありまして4,240円となっております。まあ平均でも3,350円程度になるかと思っております。

そのように、現在の漁集の料金、水道料金をそのままスライドさせた料金が、県下で群を抜いて一番高い使用料になっていることを、まずは御理解を頂きたいと思っております。

そして、冒頭申し上げましたように、県内各市、合併当時は、処理の種類によって利用料が変わってございましたが、現在では、松浦市と南島原市のみが処理料が統一されていないということで、あと県内は全部、統一されております。南島原市におきましては、3,030円から2,750円の間でばらつきがあるというぐらいで、壱岐市の料金とは比べ物にならないような状態であります。よって、今説明したとおり、4,000円を超すところは県下で全くないような状態でありますので、これも御理解を頂きたいと思えます。

こういう状態ですと、ぜひ、何とか、是正、料金改革をしないとイケないと、強く、思うわけでございますが、もう2番目のほうに行きますけれども、料金を統一すると。住民にとっては漁集も公共下水道も全く関係ないと。し尿、そして生活雑排水を同じように処理していただいておりますから、その国土交通省であれ農水省であれ、所管する省庁は違っても、住民は全く関係ないと。料金の統一について住民は異論はなからうと思っておりますし、今申し上げましたように、加入金そして加入負担金と助成金をもうペイしたような今状況ですから、住民に分かりやすく説明されてですね、料金統一を図られるべきと、思っております。

しかし、先ほど申しましたように、当初の加入金を頂いた郷ノ浦町については、やはり、心情的に、払っておるといふことと、芦辺町・石田町についてはもらっておるといふことで、スタートラインが違うということも考慮しなければいけないと思っておりますので、私の暴論かもしれませんが、郷ノ浦町が負担した加入金については全て返すということを決断を頂けないかと思うわけです。それも、まあ、さっき増田部長が言われました加入件数を掛ければ相当な金額になろうかと思っておりますが、どこかで決断しないと、この問題は永遠と続くんじゃないかと思っております。

ですから、まずは、料金統一をするかしないか。その方策としては、加入金を返還すべきと。まあ、交付した石田町・芦辺町の10万円を返せというわけにはなかなかいかんと思っておりますから、市が頂いたほうの金を返して、料金統一の足がかりをつけるということで提案したいと思っておりますが、まず、いかがでしょうか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 公共下水の加入金の金額返還で市内の料金統一を急ぐべきではないかという御質問でございますが、まず、現在までのそれぞれの事業について少し説明をさせていただきます。

まず、公共下水道事業ですが、都市計画法第75条第1項に「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときには、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる」となっていることから、1つの公設桝につき一律15万円の受益者負担金を、平成10年度より現在まで、約9,000万円徴収しているところでございます。

それに対しまして、漁業集落排水整備事業ですが、供用開始後3年以内に加入した場合に限り、促進助成金として一律10万円並びに配管助成金として1メートル当たり3,000円か工事費の3割の安いほうを助成しており、2つ合わせると約25万円程度の不均衡が生じている現状でございます。

ただし、先ほど説明頂きましたとおり、公共下水道のほうが使用料金が低額であるため、年数経過により、不均衡についても一部相殺され、使用条件によっては相殺以上となる場合もあります。

使用料金不均衡の是正、また県内の他の市町においても料金統合が進んでいることなどから、料金統合に向け、公共下水道加入金返還を含めて、幅広く検討し、早期に改定案を取りまとめてまいります。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（11番 小金丸益明君） まあ、返還を含めて早期に対応するという返事ですけども、まあ10年前より相当踏み込んだ御返事を頂いたものと思いますけども、もうちょっと踏み込んでもらわな困ると思いますけども。

今、増田部長の話では、都市計画法に基づいて、都市計画区域を指定して、多くの受益者負担を取っておったというのが郷ノ浦町の施策ですよ。

しかし、受益者負担は「取らなければならない」というような法律じゃなくて「取ることができる」というような条文だと思いますから、それをいつまでも引っ張りよったらですね、全く解決策にならないと思いますから、議会の了承が得られるなら、もらった9,000万円を全てお返ししていいんじゃないかと思います。

しかし、郷ノ浦町については、現在は水道料の7割ですから、応分の負担をあげるということは条件にしなければなりませんし、増田部長が冒頭言われましたように、令和6年4月1日の料金統一に向けて進んでおるといいますから、猶予なくですね、令和6年の4月1日からは島

内の料金を一律にするというような強い決意を持って進んでいただきたいと思いますし、先ほど県下の状況、利用料を申し上げましたように、4,000円を超すところはないわけです。どんな小さな島、小値賀にしても、長崎市にしても、佐世保市にしても。三千七、八百円が上限です。私も、返還して、水道料金に合わせて郷ノ浦町も値上げしてもらえばいいじゃないかと短絡的に考えておりました、調べておりましたらそういう状況で、これだったら、水道料金を真面目に払うことは、ちょっと難しいんじゃないかと。まあ水道事業を考えれば当然のことではありますが、下水道事業だけを取り切って考えれば、もうちょっと値引きするべきじゃないかという結論に達しました。

また、水道蛇口をひねって、宅内で水道を流して下水に入る分が100%じゃないわけです。家の清掃、庭の庭木に水かけ、車の清掃等々、全部が下水管に入っているわけじゃないということも考慮の必要があろうかと思えます。

だったら、9割程度、水道料の9割程度でどうかということで試算しましても、それでも高いわけです。20トンベースで考えるときに、県下にしても高値に張りつくということで考えてみましたら、令和3年度の、令和3年の——3年度ですかね。利用料の調定額から算出しましたら、公共事業の利用料の調定額が4,223万9,000円余り、漁集が2,862万7,000円余りが利用料の調定額です。まあ調定額ですから収入額じゃありませんが、担当者に聞きますと、大体調定額並みの徴収率があるということですから、まあ、これでよかろうと思えますが。

これを、もし水道料の8割にしたときには、この調定額の2割引きになるわけです。計算しましたら、現在の調定額総額が7,866万円余りになつとる、令和3年度がですね。それで80%ぐらいにすれば、6,900万円余りになって、約150万円程度しか変わらんわけです、利用料の調定額の差が。減額になりますけども。8割で。ですから、160万円ぐらいの現状との差であれば、8割ぐらいでも筋が通るんじゃないかろうかと。そして、県下でも高いほうにはなりません、まあそこぐらいは、利用者も考慮して、支払うべきじゃないかろうかという、私の、個人的な、考えに至ったわけです。

まあ150万円ぐらいなら、どこかで何とか捻出できるんじゃないかと思えますし、利用料ばかりに目を向けるようじゃなくてですね、やはり、加入者を増やさないかということも念頭に置かなければならないことと思っております。今でも、下水道、公共そして漁集にしても、管路が整備されておっても加入されておらんとところがもう半分以上です。半分ぐらい、どちらもいらっしやいますから、料金の高値も原因の1つだろうと思えますから、この際8割ぐらいまで抑えて、加入率のアップに、促進に市としても取り組むべきじゃないかろうかと思えます。

それについての見解もお願いしたいんですけども、一方、下水ばかりでは、片落ちしますから、より個人所有になりますけども、合併浄化槽の設置に対してもですね、どんどん推進するような

施策ももっと取るべきじゃなかろうかと。そして、個人的な生活環境の向上にはつながりますが、何より港、漁場そして水田等の水路等の環境の向上にもつながりますから、下水道と同様に、合併浄化槽の設置推進にももうちょっと力を入れていただければと思います。

その料金の全額支払いと水道料の8割で、本懐を遂げさせていただけないでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。（発言する者あり）

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 小金丸議員の下水道事業に対する御質問にお答えいたします。

10年前、議論したと。10年間、何も進まなかったということについてはですね、私も反省をいたしておるところでございますけれども、先ほど部長が申しましたように、令和2年度に全ての下水道事業が完了いたしましたので、3年を経過した令和6年度の料金統一、これはですね、もう、絶対しなければならないと考えておるところであります。

そういう統一、料金統一の期限を定めた上で私は様々な判断をしなければならないと考えておりますけれども、これまで10年間、これまで私の気持ちが定まらなかったのはですね、やはり加入者が、やはり、同一時期の加入者じゃないということで、どうしたら一番皆さんに公平になるのかということを考えて、途中では、やはり個々に料金を計算すべきじゃなかろうかということも考えた時期もありました。

しかしながら、ここに至って、やはり、令和6年度の料金統一に向けた改定をするというためには、やはり、議員御提案の、加入料金はお返すすることも含めてですね、検討しなければいけないというふうに考えております。また、助成金を渡したところについては、先ほど来いろんな計算を小金丸議員にさせていただきました。そういったことで相殺をしたいと思っておるところであります。

しかしながら、これについては、御存じのように、議会の皆様、そして市民の——加入者の皆様方ですね、御理解を頂かなければ、進められないということでございますので、ぜひとも、こういう方針で、令和5年度については議会の皆さんとの御相談、そして加入者の皆様への御説明をしながら、この令和6年度の料金統一に向けた方向で進んでまいりたいと思っております。

そういった中で、先ほど来質問があつております、加入者を増やすということ、そのことについても、御提言があつたように、やはり使用料の低廉化もその加入促進につながるんじゃないかということでございますし、壱岐は県下でも高いほうだということでございますから、そういった料金の低廉化に向けても議論をしなければいけませんけれども、やはり一方で、これは経営ということがございますから、そういったことも含めて、いろんな面から検討をしてまいりたいと思っております。

また、全体的な合併浄化槽の設置推進についてもですね、力を入れてまいります。

結論をまとめてちょっと申しますと、令和6年度の料金統一に向けた方向で進むということが一つ、それから、そのためには加入金の返還あるいは下水道使用料の減額といいますか割引といいますか低廉化、そういったものも総合的に考えて、この令和5年度中に、議会の皆様、そして加入される皆様方との合意形成を図っていくという方針で臨みたいと思いますので、御理解賜りたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（11番 小金丸益明君） 建設部長の現状認識、課題認識に基づく市長の最後の答弁で、ある程度方向性は見えたと思いますが、どこかで大なたを振るって解決にぜひ進んでいただきたいと思ひますし、そうすることが加入率のアップに必ずやつながると思ひますから、ぜひお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

〔小金丸 益明議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、小金丸益明議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩を行います。再開を10時45分とします。

午前10時35分休憩

午前10時45分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 4番、山口欽秀が一般質問を行います。

まず、1番目に、市長の政治姿勢について問います。

初めて市長と1対1で討論できること、楽しみにして準備してまいりました。

では、子ども・子育て会議が8月8日と10月18日にありました。私やマスコミの記者等が傍聴を求めましたが、許可されませんでした。この対応について、その後、市長にこの傍聴を許さなかったのは壱岐市自治基本条例違反であるのではないかと、こう問いました。しかし、市長は違反と認めませんでした。

そこで、今回の一般質問で改めてお聞きします。

壱岐市自治基本条例には、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項とし

であるんだというふうに言っております。

その条例の18条には、市長等は、原則として附属機関の会議を公開するものとあります。市長は、この壱岐市自治基本条例の制定の折に、自治基本の憲法に当たるんだとこのようにも言われております。傍聴を認めなかったのは自治基本条例違反していると考えます、この点で。まさに認めないとすれば、これはまさに民主主義の後退を意味する重大な行為だと考えておりますが、市長のお考えをお答えください。

2つ目には、最初の市長選挙に市長が立候補されたときには、公平・公正・公開の市政を目指す市民に訴えられたそうではありますが、この公平・公正・公開の市長の政治的構え、姿勢は今も変わらないのでありましょうか、市長のお考えをお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口欽秀議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 4番、山口欽秀議員の御質問にお答えをいたします。

子ども・子育て会議を傍聴させなかったことは、壱岐市自治基本条例に反すると考えるがということ、そして、今も公平・公正・公開の市政を目指す考えは変わらないのかという2点の御質問でございます。

結論から申しますと、御質問の子ども・子育て会議を例外的に非公開したことに關しては、何ら壱岐市自治基本条例に反するものではないと認識をいたしております。

御指摘のように、壱岐市自治基本条例第18条第2項において、原則として附属機関等の会議を公開すると規定されております。この規定によりまして、附属機関であるこの壱岐市子ども・子育て会議においても、原則として公開されるものでございますが、取り扱う案件及び会議の内容において、個人が特定されることで個人に不利益または自由な発言が損なわれる可能性等が考えられる場合や、審議、検討、協議に關する過程に於て、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などは、それぞれの会議の判断において例外的に非公開とすることも想定されることは、これまでも御説明をしまいたところでございます。

次に、公平・公正・公開の市政を目指す考えは変わらないかといった質問でございます。

私は、壱岐市発足の際の市長選挙において、公平・公正・公開を目指すことをお誓いし、市長選挙にチャレンジいたしました。その後、4度にわたり市長選挙に出馬し、そのたびに市民皆様の信託を受け、市政の運営に努めてまいりましたが、公平・公正・公開を目指すというその気持ちは、今なお不変であり、私が市長として任に当たる際の根幹であります。

そうした中で、子ども・子育て会議をはじめとする各附属機関等の会議については、自治基本条例第18条に、原則として公開すると規定しておりましたが、取り扱う案件や会議の内容において、壱岐市情報公開条例第7条に規定する個人や法人に關する情報が含まれる場合など、原則

公開に対する例外規定に該当する場合もございます。

9月会議の一般質問において申し上げておりますが、委員長判断により今回の会議を非公開とされたことについては、原則公開に対する例外の場合であると捉えておりまして、このことが自治基本条例に抵触するものとは考えておりません。

なお、附属機関の会議の公開については、それぞれの附属機関の要綱等に定めがある場合はそれにのっとり行うこととなりますが、子ども・子育て会議のように会議の公開・非公開について、要綱等に明確な定めがない場合、自治基本条例の原則によることとなります。

しかしながら、今回のように公開とするか非公開とするか迷うことも想定されることから、9月会議において例規の整備を行う旨、総務部長が答弁申し上げたところでございます。

そこで現在、壱岐市附属機関等の設置及び運営に関する要綱を定め、それぞれの附属機関の要綱等に別に定めがある場合を除き、ただいま申し上げました壱岐市附属機関等の設置及び運営に関する要綱の規定に基づき、会議の公開または非公開を判断することといたしております。

議員御指摘のとおり、壱岐市自治基本条例は、第2条に規定しておりますとおり、本市における自治及び市政運営の基本的な事項に関して、最も尊重すべき条例であり、市民、市議会及び市長等は、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならないものでございます。

また、この条例には、それぞれの立場での権利・責務等についても規定しており、まさに公平・公正・公開を旨として自治基本条例の規定に基づき、市民を主体としたまちづくりの実現を目指してまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 違反ではないというふうに言われましたが、まず1点目、原則公開とするとしているけども、例外があるんだというふうに市長は主張され、その例外の根拠を今るる言われました。

じゃあ、具体的にお聞きします。今回の8月8日と10月18日の子ども・子育て会議が、まさにその例外に当たるという、そういう議題であったのか。今回の議題は壱岐市が進める認定子ども園の建設に当たって、へき地保育所の今後の在り方を検討する、そういう内容でありました。こういう内容に対して、今言われたような例外規定が当てはまる、まさに市民に公開すべき議題をそのように例外として傍聴を許さなかったというふうに当たるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） まず、子ども・子育ての在り方について、壱岐市子ども・子育て会議に諮問したということでございます。

そういった中で、私はこの子ども・子育ての方法について、子ども・子育て会議に諮ったということ自体が、私はまさに公正であると考えております。

こういったことを自分の判断でもってすることができないということを判断いたしまして、子ども・子育て会議に広く意見を求めたわけでございます。まず、そのことを1点申し上げます。

そして、その子ども・子育て会議の中身について、私がそれは公開しなさいよとかこうしなさいよとか指示をすること自体、私は公平ではないと、公正ではないと思っておるわけです。

ですから、その子ども・子育て会議に諮った内容について、それを公開すべきかすべきじゃないか、それはやはりあくまで委員の皆様、委員長の方針に基づくものであって、私がその会議の在り方を指示するということはまずあり得ません。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 結果論としての市長のこの傍聴をさせなかったことに対する判断を伺っているんです。

今言われたように、原則であるから例外として云々と言われた。その例外がまさにこれに当たると傍聴させなかった、その根拠、しっかり教えてください。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私が言っていることを御理解いただけなかったようでございますが、子ども・子育て会議の在り方あるいはその内容について、私が公開しなさいよとか、この内容は公開すべきではないとか、そういう口を挟むこと自体、それ私は許されないことだと思っております。

子ども・子育て会議にどうでしょうかと諮っておるわけですから、そこは委員の皆様、委員長の御判断に任せる。そのことが私は当然であって、その出た結果について、私がそれはおかしい、おかしかったんじゃないとか、そういうことを申し上げることはできないということをお願いしております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 子ども・子育て会議の傍聴をできなかったこと、その後について私は市長にこの傍聴はどうだったのかと、本当に自治基本条例に違反しているというふうに考えられないですかと聞いたときに、市長は今も反しないと言われた。

つまり、この2つの会議の内容がまさに後で、どうのこうの言われますけれども、結果的にこの会議が終わっているわけですから、会議の内容からして、自治基本条例に違反することのない会議で傍聴を許す、そういう言われた会議だったから、この2つの会議の傍聴を認めなかったのは正しいと、そういうふうに言われるのかと聞いているわけです。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 議論がなかなかすり合い、ぶつかり合いませぬけれども、先ほど来申し上げますように、原則公開するという、絶対公開ではないわけですね。

そういった中で、話された内容、そしてまた、公開・非公開とすることを委員長あるいは委員さんが決められたこと、恐らく私は中立的に活発な議論がなかなか発言が出ないというような、そういった例えばですよ、そういう判断を委員長がなされれば、それは傍聴を許さないということになるかと思えます。

それはあくまで委員長の判断でございまして、私がそんな判断おかしいじゃないかとか、その結果として、何であるとき会議を傍聴させなかったのですかとか、そういうことを私は言える立場にはございません。それはぜひ理解いただきたい。

それをもし私がそういうこと言うなら、全くいろんな附属機関に意見を求めることはできないということを御理解いただきたいと思っております。

ですから、これは自治基本条例に私は反したものではないと、今でも考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 今の市長の答えからいくと、その所管の委員長が傍聴を認めなかったら公開にならない、これが一つの例外だというふうに言われるわけですね、まずこれ確認。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほどの答弁の中で申し上げましたように、その設置要綱に公開する、非公開するということが明記されていないものについては、今回制定をいたしました壱岐市附属機関等の設置及び運営に関する要綱、これに基づいて判断をするということになります。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 今回の件について伺います。子ども・子育て会議の委員長が判断したから傍聴を許さなかったのは、この原則公開に当てはまって正しいと、こういうことですね。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 正しいということではなくて、抵触しないと考えているということでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） では、お聞きします。傍聴には、議案によって賛成する人、反対する人、市民いろいろ参加をいたします。

市長は、例外の一つの理由に、参加させると本当のことが言えないんだというふうに、その意見を受け止められています。で、市民やマスコミが参加して、様々な審議会の意見を聞き取って市政に声を上げる、参加するということは必要なことだと、そのようなことはこの自治基本条例の中に書いてある原則だと、自治の原則だと思うわけです。

じゃあ、この自治基本条例をつくられた市長自身が、この原則公開だというふうにされた理由、その理由はいろいろ原則だけど例外があるよとか、そもそも言いたいことが言えないんだから傍聴できないんだ、そのようなことを認めるような前提があって原則公開ということが自治基本条例に入ったわけではないと思うんですが、その点どのような考えでつくられた自治基本条例なんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 前段の自由な発言ができない、中立的な発言ができないということを判断したのかというようなことでございますけど、それは例えばと申しました、例えばそういう状況もあったのではないかと言いました。そのことがあったと申し上げているわけではありません。例えばそういう判断もあったのではなからかという推測で申し上げたところであり、委員長の判断として、申し上げたところでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

また、自治基本条例をつくった立法趣旨といいますか、原則公開だと、それはもうまさに、先ほど来何度も申し上げましたように、この自治基本条例をつくったものというのは、やはり市民の皆様方の御意見等々も含めて、よりよい行政を進めるためにつくった条例でございます。

先ほど来申し上げますけれども、そういった附属機関について、公開・非公開というふうに関係長あるいは委員様が迷われるということでございますから、今度の子ども・子育て会議もそうであったように、そういった迷いをなくすために先ほどから何度も申し上げておりますが、今回、壱岐市附属機関等の設置及び運営に関する要綱を定めて、その要綱に基づき、公開・非公開の判断をしていただくというふうにしたところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今の市長は、設置要綱を決めて今後こういうことが起こらないようにするというふうに言われますが、そもそも壱岐市自治基本条例は憲法だと、最上位にある最高規範だというふうに言われている。それに従う様々な条例や設置要綱をつくるべきでありますから、今の説明は逆転、それはあってはならない。まず、自治基本条例に沿ったことを求めたいと思います。

もう一つ、この自治基本条例はやっぱり原則公開ですので、例外を広げてはならない、そう思います。この場合、様々な意見が言えないから、そういう前提があったら反対、賛成様々な市民の意見、それから報道機関もこの会の傍聴を許されなかったわけですから、そういう公平な報道も市が許さなかったと、こういう汚点です。

そして、ましてや委員長の判断に口を挟む権限は私はないんだと、まさに言われますが、附属機関の委員長はそんな権限はないと思うんですね。まさに自治基本条例にのっとれば、市長の責務は、市長は、市の代表として、指導力を最大限に発揮し、公正かつ誠実に、また、総合的に市

政を運営するというふうには書かれております。

じゃあ、このような市長の指導力というのはどこに生かされるのでしょうか。まさにこの場面ではないでしょうか。委員長が公平・公正な扱いをしたかどうかをしっかりと審議会の中身、経過を見て判断されて、今後指導すべき点であると思います。

公正は扱いが公平である、公平は偏らなく平等である、こういうことであります。扱いが公平ですか、今回の場合、子ども・子育て会議に賛成、反対様々な意見のある人をやっぱり傍聴させる。公平、偏らずに市民を扱う、こういう市長の責任があるというふうに考えますし、その指導力を発揮するのが市長の責務というふうには書いてありますが、その点で委員長に判断を口挟む権限はないというのは、全く理にかなわない、自治基本条例違反の立場だと考えますが、いかがですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 根本の考え方が山口議員と私は違うようでございますので、なかなか議論がかみ合いません。

まず、原則というのは例外があるんです。それを私は例外を広げるよと言ってはおりません。迷うときは公開・非公開を判断をする基準をあえて今回制定をしたところでございます。より正しい判断をしていただくように要綱を制定したところでございます。

また私は、いろんな附属機関の会議の委員長さんにこうしなさいとか、そういう指導をする、これは絶対あってはならないと私は思っているんです。私が任命をする各附属機関の委員さんは、その辺の判断を正しく公平に公正に判断をしていただける委員さんを選んでおりますので、私がそこまで指導して、こうしなさいよというような方を委員には選任をいたしておりません。

責任を持ってその任務を果たしていただく、そういった委員さんを任命をいたしておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） かみ合わないと言われましたけども、私はこの壱岐市自治基本条例が、市長が憲法なんだと、最高規範として考えて、市民と議会と市長等が協力して壱岐市をつくっていくんだということで決意されて、この基本条例をつくられたと思っております。

なおかつ、今条例は、自治の基本原則、市政運営に関する基本事項を定めているわけですから、とりわけ、市民がどういう権利を持っているか、この基本条例には意見を表明し、また提案する権利を持っている、情報を知る権利を持っている、このように市民の権利を言っております。

この点からいっても、様々な審議会の傍聴で情報を得る権利、委員になれば意見を表明する権利は保障されているべきであると思います。

その一方で、市長の責務は、公正かつ誠実に、これは反対、賛成含めて公正に扱うべきであり

ますし、市政に対して分かりやすく説明する責任もあります。

今回の子ども・子育て会議で諮られたべき地保育の問題も市民の最大の焦点でありました。どういふ話し合いをしているのか、どういふ結論になっているのか等々、市民の関心事に当たるのに公開をしなかった。これは市長の責務を果たしているとは考えられません。

そういう意味で、この自治基本条例に沿ってどうなのかと、そこをしっかりと考えられるべきではないかと思ひます。その点で、この自治基本条例に対して委員長が誠実に公正にやらない委員長であれば、市長の指導責任は当然あつてしかるべきだといふことで、市長の委員長の言うことには口を出せないといふことについては、自らの責任を放棄する態度だといふふうにかゝります。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 何度も申し上げますけれども、この子ども・子育て会議の今回の決定については、私は自治基本条例に違反しているとは思っておりません。まず、このことを申し上げておきます。

もし、これは違反していると、山口議員がどうしてもおっしゃるならば、明確な根拠を、ただ自治基本条例は公開となっているのに公開しなかったから違反だといふことではなくて、私は様々な事情を判断をして会議は開くべきだといふことを思っておりますし、その公開・非公開についても、そういったことで判断すべきだと思っております。

自治基本条例は憲法と私も申しました。いわゆる壱岐市の行政の憲法と申しました。日本国憲法だって第9条にはいろいろな様々な議論があるんです。やはりその憲法といへども、それぞれに議論があつてしかるべきだと私は思っております。

私は、そういった意味で、今回の私の見解は、子ども・子育て会議の判断は自治基本条例に抵触していないといふことを申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 白川市長のお考えは分かりましたが、市民の参加を訴えて、市民に様々な情報を公開するといふことをしながら、この自治基本条例は、市民、議会及び市長等がお互いに理解を深め信頼し合う関係を築くことで、市民の権利を守り、市民全体としてまちづくりの実現を図ることを目的とするといふふうには、目的を第1条に書いております。

しかし、今回のような子ども・子育て会議の傍聴を許さないといふ様々な公開原則、原則公開といふところを例外をつくつてやらないのは、この目的を達成するに至らない、やってはならない行為だといふことを重ねて述べて、そして今後、審議会の傍聴は公開を広げていく、このことをお願いして、求めて、次の質問に移ります。

2つ目の質問、漁業の課題について質問いたします。

壱岐市の基幹産業である水産業、深刻な事態が長年続いております。魚が捕れない、魚の値段

が安い、燃油の値上がり、資材の値上がり等、漁師の皆さんの生活大変です。コロナ禍の中で一層その苦境が増しているという現状であります。

このような現状の中で、壱岐市は水産業の現状、私がるる言いましたが、どう捉えているのか、今後どのような支援をしていこうというふうに考えているのか、漁業経営をどう支えるか、その政策とこれまでの成果等をお聞かせください。

2つ目は、とりわけ深刻な問題として考えているのが、磯焼け対策であると私は思います。この磯焼け対策に対するこの間の取組、るるやられておりますが、これまでの現状と今後の方策をどう考えているのか、お答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 4番、山口議員の漁業の課題についての御質問にお答えをいたします。

まず、漁業経営を支える施策についての御質問でございますが、現在の水産業の状況は議員も今おっしゃったとおり、漁獲量の減少、生産コストの高止まり、高齢化・後継者不足などと併せ、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、魚価の低迷も続いており、非常に厳しい状況にあります。

そのような中で、市としましては、国県事業を積極的に活用するとともに、市単独事業におきましても、漁業者への支援を積極的に進めてまいりました。

これまでの支援策としましては、国の事業の離島漁業再生支援交付金では、各集落に対し漁業再生につながる取組への支援を行うとともに、新規就業者の漁船リースへの支援、雇用を創出するための取組を支援しており、県事業のひとつが創る持続可能な漁村推進事業では、新規就業者の漁業就業実践研修に対して支援を行っております。

また、市独自の支援策として、これまで継続して実施しております制度資金貸付けに係る利子への補助、漁業近代化資金等利子補給事業費、それから漁獲共済掛金への補助の漁獲安定共済事業、それから漁業者が実施する機器導入及び機関換装に対する補助の漁船近代化機器導入事業、漁船保険掛金への補助の漁船損害補償事業、漁船の燃油に対する補助の漁業用燃油対策事業、認定漁業者が実施する機器導入及び機関換装に対する補助の認定漁業者支援事業により、漁業者への支援を行っております。

支援策の成果としましては、漁業者への積極的な支援は行っておりますが、水産資源の減少や漁場環境の悪化による全国的なスルメイカの不漁やクロマグロの資源回復のための漁獲抑制、あわせて、魚価の低迷により漁獲量・漁獲高は年々減少しておりますが、これまでの支援策が漁家経営の改善につながっていると確信をいたしております。

次に、今後の支援策につきましては、これまでどおり、国県事業を積極的に活用するとともに、市単独事業により、漁業者への支援を積極的に進めてまいります。

2番目に御質問いただきました磯焼け対策の現状と今後の方策についての御質問にお答えをいたします。

まず、磯焼け対策の現状につきまして御説明をいたします。

平成30年度までに磯焼けにより、本市海域ではほとんどの藻場が消失をしており、令和元年度から本格的に磯焼けの原因と思われる植食性動物の駆除に取り組んでまいりました。

これまで3年間のイスズミの捕獲実績は1万9,726尾、アイゴの捕獲実績は9,641キログラムとなっており、国立研究開発法人水産研究・教育機構に、本市で捕獲していたイスズミ1尾当たりどれだけ海藻を食べるかを問合せをいたしましたところ、イスズミは魚の体重の約5%の海藻を食べることとされており、平均魚の体重が3キログラムとした場合に、年間43キログラム程度の海藻を食べるとの回答でございました。

そこで、3年間で捕獲したイスズミが1万9,726尾でありますので、年間約850トンを食べることとなります。よって、イスズミ駆除を実施したことにより、約850トンの海藻を守っているのではないかというふうな考えとなっております。

あわせて、漁協の垣根を越えた母藻の供給を進めるため、母藻供給ネットワークに取り組んでおり、壱岐栽培センターでブロック等に海藻の種子を付着させ、市内の各海域へ設置をしておりますが、自然に再生させるよりは効果は非常に高いと考えております。

市として、磯焼け対策に本格的に取り組んで本年度で4年目となりますが、これまでの取組が着実に実を結び、本市周辺海域で海藻の回復が見られる状況となっており、特に郷ノ浦町漁協管内では、仕切り網を設置しない場所でヨレモク等の回復が見られ、これまで数年見ることがなかったヒジキやアマモの着生が確認をされております。

また、その他の漁協管内でも南方系ホンダワラ類の分布拡大が確認をされ、内海湾ではアマモの回復が見られ、全体的には小型海藻が回復しており、ウニの実入りもよかったとお聞きをしております。

特に注目している点は、県内他市の取組では、仕切り網の中だけでしか海藻の回復が確認されておきませんが、本市では、仕切り網の外でも広範囲に海藻が回復をしております。

このような現状を考慮しますと、本市では、植食性動物の駆除が磯焼け対策として最も有効な手段ではないかと考えております。

また、仕切り網による海藻の保護区も勝本町漁協管内で2か所、箱崎漁協管内で1か所設置されており、植食性動物の駆除により食圧を低減することと併せて海藻を保護し、増殖する取組を同時に行うことにより、藻場回復効果の向上が図られると考えております。

本年度の知事要望で核藻場となる大規模な仕切り網による藻場再生実証試験区域の設置を要望し、県知事から前向きな回答をいただきましたので、今後は具体的な場所の選定等について、関係漁協と協議して前に進めてまいります。

今後の方策としましては、これまでの市の取り組んだ磯焼け対策は、本市海域の磯焼け原因等に合致したものであり、引き続き、イスズミ等植食性動物の駆除を実施することが藻場の早期回復につながると考えており、さらに効果を高めるため、各漁協や漁業者、関係機関等との協力を得て取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず、漁業経営の支援について様々な支援があるということはお話いただきました。

その中で、今の物価上昇の中で、とりわけ燃油の上昇が漁業をかなり負担にしていると考えます。で、燃油の支援が令和3年度7月から3月31日まで、リッター当たり10円の補助がありました。令和4年度の燃油の補助というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの再質問にお答えいたします。

令和4年度も同様に、1リッター10円の補助を継続いたしております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 燃油は、コロナ前は70円か80円ぐらいだったということでしたが、もっと低い時期もあります。今、100円を超しているという状況であります。

コロナ前も10円の補助があったことがありますが、この燃油の高騰の状況の中で、観光とか運送とか様々な分野の補助がある中で、以前と同様の10円の補助でいいのかどうか。もっと漁業を推進する意味では、補助が必要ではないかと考えるわけです。

漁師さんは、燃料費が高くて、行っても赤字になる。魚が捕れなかったり、魚が捕れても安くて元が取れないということで、かなり出漁を取りやめると、そういう発想、そういう生活になっております。

しかし、漁師の皆さんにとっては、海に出て魚を捕って収入を得なければ生計を支えられないわけですから、その点でやっぱり燃油の補助を抜本的に、国県も含めてですけども、市も独自に必要性があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 山口議員のただいまの再質問にお答えをいたします。

燃油の補助につきましては、漁業経営のセーフティーネットという事業がございます。それによって、今現在、これは令和4年7月から9月においては、平均原油価格が84円ほどかかっておりますけれども、それで補填金が44円ほど補填がされておりますので、約半額補填されておりますね。

そして、プラス市が10円ということで、そういったことから、そのうちの半額以上54円ほどの補填ということになりますので、そういったことで燃油に対する補助については、県内の単価、各市町の取組も考慮しますと、やはり10円といったこともございますし、そういったところとの整合も図りながら、単価についてはそのまま10円でやっているということでございます。

それで、漁業、単価を増やしてやったとして、果たして出漁に行かれるかといったところは非常に漁業者のところで考えられるところがございますし、非常にそこは難しいところではございますが、私どもとしましては、少しでも経費を抑えるといったことから、漁業用燃油に対しては10円を補助するというのを継続させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） その補填があったとしても、この物価高の中で、燃油だけじゃなくて様々な資材を含めて、漁師さんの生活に多大な負担がかかっているわけですから、支援をする、漁師さんは魚を捕りに出なければ収入は増えないわけですから、やっぱり出るための意欲をつける、そのための支援としてやっぱり燃油は一つの施策であるというふうに思います。

壱岐市の子供の状況をこども家庭課からデータをもらいました。年代ごとに勝本小学校に何歳の子が何人行くかと、芦辺小学校は何人というようなデータですが、勝本小学校、ゼロ、1歳、2歳、3歳、この人数は1桁なんですよね、あれだけの集落があつて勝本小学校に行くのは1桁、芦辺小学校も同様なんです。

いかに若い世代が勝本地域、芦辺地域にいないかということなんです。それは、まさに今後漁業を受け継ぐ若い世代がいない、そのことを示しているのではないかな。まさに漁業を守るため、壱岐市は最善を尽くさなければならないという、そういう危機感をその数字だけを見ても、私は思いました。

壱岐市の支援の中で、やっぱり魚を増やすということで栽培漁業、魚等の放流をされております。

平成29年について、アワビ、アカウニ、カサゴ、クエ、アオナマス、オニカサゴを放流されておりますが、その後、この29年以降、増えたり、それから放流した魚の種類が増えたとか変動がありますか。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） その放流したものが捕獲されたかという、そこは確実に……

○議員（4番 山口 欽秀君） 復活じゃなくて、放流自体の種類と種類が増えていますかって、結果じゃなくて。

○農林水産部長（谷口 実君） それは今お調べになった内容のもので……

○議員（4番 山口 欽秀君） それ以外には……

○農林水産部長（谷口 実君） ございません。

○議員（4番 山口 欽秀君） 増えていませんね。これだけですね。

○農林水産部長（谷口 実君） はい。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） このような放流で資源を回復しようというふうに取り組まれているのはいいんですが、必ずしもアカウニが増えたりとかいう、アワビが増えたということもないもんですから、その点でどうなのかということ、それから、カサゴとかクエとか、そういう魚が放流されておりますが、クエは大いによく捕れるという漁師さんの話を伺いましたが、その一方で、カサゴとかそういう魚がない、捕れないと、そういう放流の結果をどのようにつかんでいらっしゃるか、先ほど答えられようと思ったところかもしれないですが、どういうふうにこの放流の現状を捉えてあるか、お聞き願います。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの再質問にお答えいたします。

その放流したものが確実にそこで捕獲されているかといったところの実績というものは、なかなかつかめていない状況でございます。

ただし、先ほど申されたように、クエが捕れているといったことはお聞きをするので、その放流効果はあっているものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 放流でやっぱり成果があるのかどうかですね、やっぱり多大な費用を費やして放流事業をやるわけですから、結果を求めていくべきだと思いますし、その点で磯焼け対策とこの放流がセットじゃなければ、放流してもアワビやアカウニは育たないわけですから、磯焼け対策の現状、るる今後取り組むよというふうに言われましたので、ぜひちょっと本腰を入れてやっていただくというのが必要じゃないかなと、壱岐の第1次産業をきっちり支える立場をもう一度、この年に取るべきだと強くお願いして、先ほど言いましたように小学校に子供がいないという状況をやっぱりなくすためにも、漁業で生活できる壱岐をつくるために知恵を絞っていただきたい。私たちも声を聞いて市に届けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午前11時35分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 植村 圭司君） 皆さんこんにちは。それでは、通告に従いまして、7番、植村圭司が一般質問させていただこうと思います。今日は3つ持ってまいりました。今日話すことは、初めてのことでありませんで、過去にも質問があった件なんですけども、改善する余地があるんじゃないかと思ひまして、少しでも前に進めたいという思いで質問させていただこうと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、1番目、障害者が暮らしやすい島にということで質問させていただこうと思ひます。障害者の方、たくさんおられますけども、つい最近は、目の見えない障害者の方に対しまして、盲導犬が老岐市のほうに導入されまして、第1号かと思ひますけども、盲導犬を連れて散歩であるとか買物に行かれるという方が出てこられるようになりました。そして車椅子の方々もよく車を利用して運転されていく方がいらっしゃいます。そういった方々、障害者の方々が今後とも社会の中で活動範囲を広げていくということが考えられるんですけども島内の状況を見ますと、スーパーとか、商店、事業所の駐車場に障害者用専用駐車場があるにもかかわらず、障害とはほど遠い健常な方の駐車が見受けられます。よく言うパーキング・パーミット、長崎県は名前変えまして、今年の10月から思いやり駐車場というふうに名前変えてるようでございますが、この障害者用の駐車場の使い方につきまして質問をしたいと思ひます。

1番目、障害者駐車場を健常者の方が利用するという実態がございますが、それに対する市の認識をまずお伺ひいたします。

2番目に、障害者駐車場の整備改善について、費用負担を重く感じているという事業者がおられますので、その対策をどうするのかお伺ひいたします。

3番目、駐車場の使い方については、モラル等の問題でもありますので、そのモラル改善のた

めに標語等で募集をかけて呼びかけをするといった方法も、アナログではありますが、あるのではないかと思います。提案をしたいと思います。御見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村圭司議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 7番、植村議員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目の障害者駐車場を健常者が利用する実態に対する市の認識はどの御質問ですが、障害者駐車場を不適正利用等により区画を本当に必要としている人が駐車できないなどの問題は、本市に限らず発生しているということは承知をしておりますが、公共施設、商業施設等の駐車場は、道路交通法の対象外であり、自治体で罰則を設置しようにも、証拠保全などの管理者の負担が増えるため、現実的ではないとして見送られているのが現状でございます。そのため、適正な利用を促すための取組の一つとして、多くの自治体が導入をしている障害者等用駐車場利用制度で長崎県では先ほど議員も申されました、長崎県思いやり駐車場制度、旧パーキング・パーミット制度でございますが、その利用促進に努めていきたいと思っております。本制度は様々な施設に設置をされている障害者等用駐車区間の利用対象者を障害者に加え、要介護者、難病患者、けが人、病人等、妊産婦に限定をし対象者に利用証を交付することで適正利用を図る制度でございます。現在、壱岐市における本制度への協力施設は34施設51駐車場でございます。今後も、施設管理者、利用者、そして広く市民の方への周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、2番目の障害者駐車場の整備、改善についての費用負担についてでございますが、車いす使用者用駐車施設は、バリアフリー法で一定の条件に該当する場合に設置が義務づけられております。先ほどの長崎県思いやり駐車場制度へ新たに登録していただくと、ステッカーの配布がありますので、表示等に活用していただければと考えております。

3番目のモラル改善に向け標語等を募集し、呼びかけてはということでございますが、参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御回答いただきました、標語のほう、参考にするということがございました。効果があるかないかというのは、私もここよくわからないんですけども、ないよりもあって表示をして見せたほうが皆さんよく目につくところに、気をつけるようになると思いますので、なるほどなと思えるような標語を集めてそれを見てもらえるようにするというのは大事かというふうに思います。

御紹介ありましたそのパーキング・パーミット、旧名前がそれで、今は、長崎県思いやり駐車場ということで制度がされてありますので、これを運用していくということでもありますから、それは適切かと思えます。それで、私、この状態、一般の方々、健常の方がその障害者用の駐車場を使っているという実態を目にしまして、あまりにも多いなというふうに思いまして、一時、お店の前に行くたびに観察をしておりました。どういうふうになっているんだろうと思ったら、やっぱり仕組みとしては、その駐車場がお店の出入りに近いというのがあって、そういった使いやすい場所にある。しかもそのスペースが広いということがあって誰でも利用できるような雰囲気も持っておりますので、意識をしてない方は簡単に使っていくというのがあって、どうしたらそれを改善できるかというふうにも考えましたところ、共通していることを見つけました。それは、看板が大きいところには止めにくい状態があるということです。障害者の使うものだとということが明らかにわかる看板があるところには、やっぱり車を止めにくいのかなというところがありますので、抑止効果が発揮されているんじゃないかというふうに、共通として見えたなと思ひまして、よくよくちょっと研究をしたところ、探し物をして調査をしたら、1つの論文が見つかりまして、これは、課長のほうにも渡しているんですけども、論文見つけまして、障害者用駐車スペースの適正利用促進のための課題の明確化という論文がございました。この論文によりますと、出しているところは、国際交通安全学会というところなんですがこの論文によりますと、やっぱり障害者の方が困っているという実態、それに対して、どういうふうに対策をすべきかということが書かれてあります。参考のためにとちょっと御紹介しますが、まず、その障害者駐車場の特徴なんですけども、やはりスペースが広くて、建物入口が近い、利便性がよい、誰にとっても使いやすいという特徴がありますので、これでは誰もが利用できるという状態でございます。障害者にとっては、車の乗降がしやすいので、やっぱり使いたいという状況。そして、今後、車両の改造であるとか、あとは障害者に対する運転教習の充実ということが図られますので、これからもそういった障害者の方の運転というのは増えてくるということが想定されるということでございます。課題といたしますのが、さっきから申し上げますように、健常者の方が、不適正利用をするということが多いので、困っているということです。アンケートがありまして、このアンケートが障害者の方がドライバーでいらっしゃる場合のアンケート365人に対する結果でございまして、ちょっと私も障害者ではないので、障害者の方の代弁ということでちょっと御紹介したいと思いますけども、障害者の方のアンケート結果によれば、スペースがあれば利用したいと思う方が95%、スペースがあっても、実際には利用できないことがあった人が87%ということで、利用ニーズが非常に高いということがわかります。

その障害者の方の困った経験ありますかという質問に対しては、一般車の駐車がよくあるのでたまたま困っているという人が96%、あと駐車場の場所がわかりにくい73%、あとパイロンが

ある、面倒くさいということで88%の人が困っているということで、非常に多くの方が不適正利用の防止のために対策が大事だというふうなことがわかります。

困ったときの対応としましては、一般駐車場を利用するのが93%、別の駐車場を探すのが22%、中には、目的施設の利用を諦めるといった方が19%ということがありまして、障害者の方が駐車スペース使えないことで車移動の制限を受けているといったような実態があります。

トラブルの経験ありますかという話については、健常者の方に対して不適正利用を注意した場合にトラブルになったというのが64%、あとは、文句を言いたかったが気持ちを抑えたという方が28%ということで、不適正利用者に対して何らかのストレスを感じるということでパターン化するトラブルが多く見受けられるという結果でした。こういう実態を踏まえて、対策が必要なんですけども、おっしゃるとおり、罰則ございませんので、対策が特に取られていないという状態です。

そこで、今回質問している2番目、費用負担を重く感じているという事業者に対してなんですけども、ここで、対策方法の中に不適正利用しないために、設置の場所であるとか表示内容、表示物の工夫で、不適正利用が抑制できるというふうにこの論文は結論づけています。この考え方がいけますと、例えばその表示物を大きくするであるとか、表示の内容をわかりやすく利用者を限定するような形にするとかいうふうな方法でこれを防止する、適正利用を促すことができるというふうになっているんです。ということは、対策をすれば適正利用は増えてくるというふうになりますので、このために、その看板を大きくするであるとか、看板を適切に設置するというふうなことをしたほうがいいんですけども、それにはお金がかかると。ある事業者さんに聞いたんですけども、そういうふうにしたいんだけどお金がないよというふうにおっしゃるんです。であれば、壱岐市で何らかの補助を多少なりともしてあげれば、少しずつ広がっていくんじゃないかという趣旨で今回の質問をしております。

今さっきの回答では、思いやり駐車場の制度を利用するといった方法を示されたんですけども、こういった効果がある対策をするのに、年間少しでもいいので、1台2台ずつのスペースを使った対策ができないかと思って、少しずつの予算化ができないかという思いなんですけども、その辺を含めてもう1回御答弁いただけないでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

費用負担の関係でございますが、これにつきましては、この長崎県思いやり駐車場制度、これについては、今後も利用促進に努めるということでございますが、なかなかこの費用負担、事業所についての費用負担について、今ここで、答弁することはできませんけれども、今後も施設の管理者、それから利用者等、一般市民に対しても、広く周知のほうは図ってまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 周知を行っていくということでございました。私としましては、論文にも出るくらいですので、効果あるというふうに考えておりますので、その予算化について、今後も研究をしていただきたいという思いでございます。この思いを伝えて、この質問を終わりたいと思います。

2番目に移ります。高齢者の見守り対策ということで質問させていただきます。

高齢者の見守り対策は、4年前も一般質問、先輩議員がされまして、研究するというふうな答えがあったわけです。最近ですと、新聞報道でもありましたけども、壱岐島内での独居高齢者の方の孤独死ということで報道がされました。しかも、その独居高齢者の方が今後も増えていくであろうということは容易に想定されます。高齢者率も高くなって37.7%ということで認識しておりますが、そういったことが増えそうだとということで、その対策どうするかというふうな話でございます。不安な方は、島外の親族を頼って転居されたりというふうなこともあると聞いております。人口減少に拍車がかかっていくような状況でございますので、独居高齢者の方の安心安全を守って行って、暮らしていけるようにするにはどうしたらいいかということでお尋ねをいたします。

まず最初に、市内の独居高齢者の実態がどういうふうになっているのかということをお伺いいたします。どのように把握しているのかということをお伺いいたします。

2番目に、独居の方が安心安全に暮らすことができる、具体的な方策をお伺いいたします。

3番目に、過去の答弁にありましたICTやIoT技術を使ったシステム整備を研究するというふうなことであったんですけども、その後の状況についてお伺いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 7番、植村議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、独居高齢者の実態把握と安全安心に暮らすことができる具体的方策についてお答えをいたします。本市における独居高齢者の実態は、地域包括支援センターにおいて、定期的に民生委員の方々と情報交換を行い、委員が御担当されている地域の高齢者について、個別の聞き取りを行い、把握に努めているところでございます。

令和3年7月末時点の状況としましては、高齢者9,803人のうち、独居の高齢者は、1,729人となっております。また、把握した方法につきましては、危機管理課、市民福祉課、壱岐市社会福祉協議会とも情報共有を行っているところでございます。地域包括支援センターで

は、高齢者や家族、民生委員や高齢者の支援に関わる方々からの相談を受け付け、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援を幅広く把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげているところがございます。さらに、市民の皆様が相談しやすいように壱岐市社会福祉協議会、各支所に総合相談窓口業務を委託し、高齢者の実態把握を行っているところがございます。

次に、安心安全に暮らすことのできる具体的方策につきましてお答えをいたします。地域包括支援センターでは、独居の高齢者が安全安心に自立した日常生活を続けていただくために、各種介護予防教室や通いの場を充実させることで、心身機能の改善や参加者との交流を通じ、閉じこもり傾向を予防する支援を行っているところがございます。

また、在宅での食事の確保が難しい高齢者の方々には、食の面から高齢者の健康維持と安否を確認する配食サービスを実施しているところがございます。引き続き支援を必要とする高齢者の方々へ地域包括支援センターを中心に、先ほど申し上げました実態把握を行い、民生委員や壱岐市社会福祉協議会相談窓口担当者による個別の訪問や自治公民館福祉保健部等の地域の皆様方との連携による定期的な見守りや安否確認を行ってまいります。また、市民部の所管事業としまして、市内の収集・配送などの利用者と連携し、地域をさりげなく緩やかな見守りを行う地域安心見守り支援事業や75歳以上の一人暮らしや高齢者世帯に安心ボトルを配布し、服薬状況、かかりつけ医や緊急連絡先を記載したカードをボトルに入れ、冷蔵庫に保管し、万一の緊急時に備える、安心ボトル配布事業の実施、認知症等で「はいかい」の恐れがある人やこの家族が在宅で安心して暮らせるよう支援する、いきいきあんしんネットワークを構築しているところがございます。高齢者の一人暮らしは、認知症状の進行による権利擁護や消費者被害問題など、様々な問題やリスクを抱えています。市民皆様には、引き続き高齢者の相談窓口としまして、保険課、地域包括支援センターや市民福祉課に御相談をいただければと思っております。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 7番、植村議員の高齢者の見守り対策についてお答えいたします。

過去の答弁では、ICTやIoTのシステム整備を研究することだったが、その後の状況はとの質問でございますが、現在、いろいろなシステムが開発をされ、一部活用されておりますが、まだまだ開発途上と認識をしております。

緊急システムは、県内担当者会でも議題になっており、必要なシステムの整備について適正なサービスが提供できるよう、介護サービス等関係部署と連携し今後取り組んでまいります。また、システム整備と並行し、先ほども保険環境部長の答弁にもありましたように、アナログではあり

ますが、地域の協力もいただきながら、誰一人取り残されることがないように、支え合い、尊重し合い、安心して、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくり実現に向けて関係機関と協力しながら今後も進めてまいります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。おっしゃるとおりいろんな施策があって、展開されてきているわけですので、これは今後も続いていくというふうに思います。ここであのちょっと私の調べなんですけども、壱岐警察署のほうに御協力いただきまして、どれぐらいの方が孤独死になってあるのかということ調べました。そうしますと、今、独居の単身世帯数は1,729世帯ということで、お話あったんですけども、大体年間で、例えば令和2年でありますと、12件の孤独死が見つかったと。令和3年が8件、令和4年が今年11月までに11件見つけられたということで、合計31件です。3年間で大体31件ですので、年間10件ほどの孤独死の方が見つけられているということになるかと思えます。これが多いのか少ないのかなんですが、比べるものがないので、よくわからないんですけども、ただ、この31件の方々がいらしたという事実は残ります。ちょっと思ったのが、かつてシルバーフォンというのがあったということで、そのシルバーフォンを使っていたときも、こういった孤独死事例があったんだろうとは思いますが、今それがなくなっているということで、仮にちょっと考えたんですが、五島市のほうでもシルバーフォンを使っていたという実態がありまして、そのときの話をちょっと聞いたら、これちょっと古いんですけども、平成25年から30年の間に4件という数字であったと。4件の方が孤独死で見つかりましたというふうな話だったんです。そうすると、年間1件ぐらいなんですけども、それに比べて、もしこれを仮に単純に比較すると、壱岐の場合が年間10件ということですので、ちょっと若干多いんじゃないかというふうな話になります。それと、この何かのIoT、ICTなり何かそういったシステムを使ってやれば、この31件も、もしかしたら減っていたんじゃないかというふうな推測をするわけなんですけども、ただこういって言ったところで今おっしゃるとおり、システムに頼らずともアナログでというふうなお話でありました。

システムはシステムでやっぴり今後のDXと言っている時代でございますからますます進めていただきたいという思いがございます。そして、アナログ方式であります、見守りが大事だというふうなことでございます。見守りについては、例えばなんですけども、まちづくり協議会のほうでも、見守りをやっているところもございまして、話では、うまくいっているんじゃないかというふうなところも聞きます。そういった見守りの方法でうまくいっているという事例があれ

ば、横展開ができるんだらうと。ですからその辺の情報把握していただきまして、いい事例があればそういった壱岐島内全体的に、まちづくり協議会があるところはやっていただくというふうな呼びかけ等していただきたいんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 植村議員さんの再質問といたしますか、御提案につきましてお答えをいたします。

まちづくり協議会様のほうに、実際に生活支援コーディネーターという制度がございまして、その辺のお願いができないかという働きかけを実際に今言っているところでございます。そういった部分からも個別の生活実態とか、支援が必要な高齢者の把握とかができると思いますので、お願いができるのであれば、そういったものも含めて今後考えて、御相談をさせていただければと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） わかりました。IoTとかICTとかいうデジタルの話もありますけども、やっぱり、普段からの御近所付き合いとか、地域の中でどうやって目配せができるかというところが、こういった独居の方であるとか、高齢者の方の見守り、安心安全対策になっていくんだらうと思うんです。ですから、システムのほうの研究は続けていただきまして、さらに、様々なシステム、システムといいますのは、まちづくり協議会とか、人を使った見守り方法についても広く十分浸透していくように、事業を進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

これで2番目の質問を終わりたいと思います。

3番目に入ります。3番目ですけども、子育て政策についてということで質問をさせていただきます。子育て政策につきましては、9月議会でも質問をさせていただきました。そのときのちょっと振り返りなんですけども、まず幼稚園につきましては、令和6年までは現状のまま、それ以降に統廃合などの対策に変わっていくということで承知をしております。市民部との連携とかについてもされていくんだらうと思います。保育所につきましては、これは第3次総合計画にのっって令和6年までに各町1か所ずつの認定こども園をつくるという目的に向かって進んでいくということであると思います。それに向かって今年の子供政策としましては壱岐市子ども・子育て支援事業計画の中間年ということで見直ししたというふうなお話でありました。今日の話は、ここまですを踏まえまして現在の子育てといたしますのは、平成26年に策定されました壱岐市公立幼稚園及び保育所運営の在り方についてという答申がありまして、その答申ののっってやってきているということでございますので、その答申が今後どういうふうになっていくのかということで質問させていただきたいと思います。

策定当時、平成26年なんですけども、このときは、まだあの法律が変わる前もありまして、それを前取りしていただきまして大変御苦労されてつくってあると思います。関係者の方々には敬意を表したいと思います。人口等も含めまして子育て環境が変わってまいりました。現在までに幼児教育無償化等も進んでおりまして環境等変わってきております。また来年の4月には子ども家庭庁の設置であるとか、あとは子供に対する予算のほうも増えるといったことも、動きがございます。答申策定時はなかったこの環境が、違いがありますので、このような中、壱岐市答申にのっとった政策をいつまで続けようとしているのか、踏襲しようとしているのかお伺いいたします。市の認識を伺います。そして、仮に、答申を実現するには、どういった筋道で実現しようとしているのか伺います。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 植村議員の子育て政策について答えいたします。

まず1つ目に、平成26年に策定された壱岐市公立幼稚園及び保育所運営のあり方についての答申を基本とし、平成27年度には、第1期子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育てに関する現状と課題などを見極め、良質かつ適切な保育の提供を行うため、保育の量と提供体制の確保に努めてまいりました。

現在は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画に沿って計画を進めるとともに、中間年度である令和4年度、本年度に当たりますが、現状と進捗状況を点検し、支援事業計画の見直し作業を行っておる最中でございます。今後とも平成26年の子ども・子育て会議の答申を基本とし、現状に沿った子育て支援と子育て環境の整備のため、必要に応じて支援事業計画の見直しを行いながら、良質かつ適切な保育の提供を行うために保育の量と提供体制の確保に努めてまいります。

2点目の御質問については、今後の子育て政策の進め方についての御質問と理解しております。子育て政策の実現に向けて、第3次壱岐市総合計画並びに壱岐市子ども・子育て会議の答申を基本とした第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画に沿って子育て世帯への保育支援の拡充と、幼児教育、保育の量の確保と質の向上のため、教育委員会と連携を図りながら、政策達成目標である各町1か所ずつの認定こども園の整備を進めてまいりたいと考えております。

御存じのように、令和元年度には石田町に石田こども園を整備し、令和4年度に、筒城保育所を石田こども園に統合をいたしました。令和6年4月には、民間による認定こども園の開設が郷ノ浦町に予定をされております。勝本町及び芦辺町の現時点での計画につきましては、認定こども園設置の具体的なスケジュール等の整備までには至っておりませんが、今後とも平成26年の壱岐市子ども・子育て会議の答申を尊重しながら幼稚園、保育所の施設整備をすることを基本に

検討してまいります。また答申に沿った取り組みの一環として継続的に在園率が5割を下回ることが予想され、児童の減少により集団生活の中での学びや活動が制限されてしまうへき地保育所5園の統廃合に向けた手続を保護者の皆様、子育て世帯の皆様の御理解をいただきながら進めてまいります。

既に御報告のとおり、三島保育所を除く、へき地保育所5園のうち、渡良、沼津、初山の3園のへき地保育所を令和5年度末で閉園し、残るへき地保育所2園の柳田、志原を令和6年度末に閉園することで手続を進めてまいります。こども園の施設整備に向けてまずは既存の保育施設の集約化を図りつつ、保育の量の見込みと提供体制をコントロールすることで、良質かつ適切な保育の提供を行うための保育環境の整備に努めてまいります。今後とも保護者の皆様、子育て世帯の皆様へ不安や混乱を招くことがないように丁寧な説明に努め手続を進めてまいります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 答申を尊重するということではございました。今回聞いていますが、この答申をいつまで踏襲しようとしているんですかというふうに聞いているんですけども、お答えは尊重するということではあります。これは、尊重するということですので、踏襲し続けるという意味でよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原部長。

○市民部長（西原 辰也君） 先ほども答弁をいたしましたように、平成26年の答申の基本は変わりません。ただ想定よりも少子化が進んでおりますので、第2期子ども・子育て支援事業計画の中間年度である今年度とその検証するとともに、見直しを行い、対応していくこととしています。

今回、民間の認定こども園が参入されるということですが、まだ開園をされているわけではございません。今後の状況を勘案しながら、必要であれば、改めて子ども・子育て会議に諮問をすることも考えられるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 諮問をするということは、何を諮問することなんでしょう。

○議長（豊坂 敏文君） 西原部長。

○市民部長（西原 辰也君） 今後民間認定こども園が参入される。その中でまた状況が変わるようであれば、そのときに新たに子ども・子育て会議に必要であれば諮問をする（「何を」と呼ぶ者あり）保育の量の確保と、そのことについてでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） わかりました。おっしゃるとおり、量の確保と質の向上ということが基本になっていると思うんです。そうなんです。答申時からこの方針は貫かれておりまして、量の確保は大事ですよ、質の向上も大事ですよというふうなことで、両方でやってきたんです。ところが、私はそれはそれでいいんですけども、ちょっと勉強したといいますか、令和3年の12月20日、1年前ですね。令和3年の12月20日の厚生労働省の公表がありまして、その内容が地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめの公表という発表がございました。この中には資料はたくさんあるんですけども、中には人口減少地域等における保育所の在り方というペーパーがございました。こういう取りまとめ内容、諸々あるんですけども、まあ人口減少地域ですので、壱岐市はまさにそれに合致していると思うんです。その減少地域における保育所の在り方という資料を見たところ、現状把握と今後どうするかが記してあります。この取りまとめの公表、大したボリュームあるんですけども、簡単に御紹介すると、実は量の確保というのは、消えてはいないんですが、量の確保しつつ質の向上ということで、どちらかという質の向上のほうにシフトしています。なぜかという、これは、法案変わった平成26年以降、幼児教育無償化がありまして、幼稚園から保育所のほうに人の動きがあります。そうすると幼稚園が空くという環境が出来上りまして、幼稚園の空きスペースに一時預かりをしましようといったことができるように国のほうが変わってきました。ですから、幼稚園の空きスペースを改造するという、その予算が出るようになっていきます。国の対応はというふうになってきていまして、しかも国はですね昨年令和3年度から——あっ済みません時間ないんですけど、新子育て安心プランということを策定していまして、新しい子育ての方法はこうですよということ、この取りまとめ公表で示しています。その内容の大事な点といいますのは、子育て機関が相互に連携して、地域を面として考えて整備していきなさいというふうになっていまして、以前ありました民営化という考え方じゃなくて、公立は公立で維持しまして、公立と民間の共存共栄といいますか、連携を大事にして、その機能を維持したまま計画性を持って構築する必要があるというふうに、去年の12月に発表しています。ということは、壱岐市も、この考え方でいくと人口減少地域のこの方策を参考に考え方を変えていかないと、国に乗り遅れるんじゃないかというふうに思っておりまして、今おっしゃられたような従来型の答申のままでは、恐らく壱岐市は国の政策についていけなくなってくるという危険を感じております。それについて何かコメントがあれば1回いただきたいんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの質問でございしますが、確かにその植村議員が言われるように、そういう状況はあると思います。そういうことも国の動向等注視しながら、今後研究して

まいりたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 注視しながらということでございました。注視はいいんですけども、実際に考えて実行していかないと、この新安心プランにも乗っかっていられないんです。例えば、この中には、もう既に遅れているところが利用定員の適正化というのがあって、定員が今のままだと、今昔のままなんです。人口が多かったままの定員を今維持している状態。そこに今度新しく保育園が出来上ったら例えばゼロ歳児の小規模のところ、ゼロ歳、1、2歳の定員が全然多くなって、取り合いになってくるといった実態では、誰かが困ってくるというのが目に見えているんです。そうすると、この利用定数を適切に見直すとやるとか、計画的に地域の子育て支援機関を整備するとかという話ができないと、令和6年以降の計画が全く立たなくなっていくんじゃないかと思うんです。そういう意味も込めて、この環境変わりつつある最近の状況を踏まえてなるべく早急にこの答申を見直しをしたほうがいいんじゃないかというふうに私は思っていますけども、先ほどはその答申について踏襲をしていって、必要に応じて考えていくというふうなことだったんですが、考えている場合じゃなくて、これすぐに答申見直しの実行に移していかないと追いつかないと思うんです。ですからそこについての考え方をちょっと教えていただきたいなと思っています。

これ市長にできたらお願いしたいんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 植村議員の今の御提案でございますけれども、現在、国は、子供が人口問題研究所の予想よりも8年間早く出生数が80万人を切ると、77万人ぐらいになるんじゃないかという発表されております。今壱岐も例外ではございません。急激な出生数の減少、これはいろんな原因があると思いますけど、コロナも1つあると思いますけれども、そういった中で、今議員おっしゃるように、従来の考え方では乗り切っていけないということも十分考えられます。今の植村議員の御提案も参考にしながら、担当部局とも相談しながら、進めてまいりたいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 市長から答弁でいただきました。現実的な話だと思います。今の答弁で前を向いて、政策が実行に移っていくんじゃないかというふうに私は思うんですけども、壱岐だけの状況じゃなくて、国の状態、国の状況、政策、よくアンテナを張っていただきまして、その施策に乗って、有利に壱岐の中の子育て政策が進んでいくように期待をしたいと思っています。

この話は結構奥が深くて、量の確保だけじゃなくて、質の向上だけじゃなくて、例えば保育士

の確保方策、資質向上策とか、あとはそのICTを使った予約システムとか、発達障害とか医療的ケア児の方の、あとは障害児の方のケアとか、そういったあの満遍なく人口減少地域の課題について、対応できるような取りまとめ、これでしておりますのでよく参考にさせていただきまして、今後の方策としてやっていただきたいと思います。

今年もこれで終わりますけども、来年がよい年でありますように、祈念しまして、私の一般質問を今年は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をします。再開を14時といたします。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 赤木 貴尚君） 本日午後から3名ということで、私の後は市山繁議員が質問をされるということで、よろしく願いいたします。

本日は大きく1点だけ、壱岐市の取組についてお伺いしたいと思っております。

SNSやインターネット上の誹謗中傷への対策についてというところで、その世代的にどういう世代かというところにもなりがちですが、今やスマートフォンという端末、電話にもなるしインターネットも見れるというような端末の保有率というのも、若年層から高齢者まで、多くの幅広く持っているということで、インターネットの中において、そういう誹謗中傷の書き込みとかそういうことについて、壱岐市としてどういうふうに考えてあるかということをお伺いしたいと思っております。

SNSというのは、誰でも気軽に自分の意見を書き込める大変便利なソーシャルメディアですが、その気軽さは時に人を傷つける道具にもなり得るということです。私たち一人一人が快適にSNSを、インターネットもそうですけれども利用するためには、自分のことだけではなくて相手を傷つけない心構えと思いやりが大切というのは言うまでもありません。

意識改革の一環として、総務省が「#NoHeartNoSNS」というキャンペーンを行っています。SNSやインターネット上での誹謗中傷について、壱岐市の考えや取組を伺いたいと

と思いますが、まず誹謗中傷という言葉について、少しお話をしたいと思います。

私も今回簡単に誹謗中傷というようなことで質問に挙げましたが、誹謗中傷とは、誹謗と中傷とを組み合わせた言葉だそうです。今回、犯罪に当たるような誹謗中傷ということで表現をしていきますが、法律上明確な定義のある言葉ではないそうです。

誹謗中傷の誹謗とは、人の悪口を言うこと、中傷とは、根拠のない内容で人を貶めることだそうです。警察の発表によると誹謗中傷とは、根拠のない悪口や嫌がらせで他人を傷つけることを言うとしておられます。

他方、批判という言葉がありますが、批判とは、物事の良し悪しを評価したり論ずることを言うそうです。両者は必ずしも明確に区別できる場合だけではありませんが、一般的に批判とは、根拠を示して論理的に改善できる余地のあるものを示すそうです。単に相手を否定したり攻撃することは批判ではないということです。

今回、客観的に見て人格攻撃の域に達した書き込みは、批判でなく誹謗中傷というところを意識した上で、幾つか質問をしていきたいと思いますので、答弁をお願いいたします。

まず①として、SNSやインターネット上の誹謗中傷をどのように考えるか。ちょっと大まかな質問になっておりますが、これは法律上における誹謗中傷というのがどういうものが当たるかということについて、壱岐市の見解をお伺いしたいと思っております。

②としましては、総務省が「#NoHeartNoSNS」という取組を行っているようです。壱岐市では、それをどのように情報発信しているのかということについてお伺いしたいと思えます。

③としまして、SNSやインターネット上での誹謗中傷を受けた場合、壱岐市での相談はどこで対応するのかということをお伺いします。

④SNSやインターネット上での誹謗中傷に対しての壱岐市の相談窓口の設置は考えがあるのかということをお伺いしたいと思えます。ちょっと相談窓口がないという設定で質問をさせていただいておりますが、よろしくお願ひします。

⑤SNSやインターネット上の誹謗中傷を防止するための壱岐市独自の取組が必要だと思えます。壱岐市の考えは、壱岐市の取組は何かあるのかお伺いしたいと思えます。

⑥壱岐市内の小中学校において、授業や教育でのSNSやインターネット上の誹謗中傷に関して、何らかの取組があるのであれば、教えていただきたいと思えます。

⑦壱岐市職員の方に対してSNSやインターネット上での誹謗中傷の被害報告があるのか、ないのかということについてお伺いしたいと思えます。

大きな1点、SNSやインターネット上での誹謗中傷対策について7個の質問をしておりますので、答弁のほうをお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木貴尚議員に質問に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 9番、赤木議員の御質問、SNSやインターネット上の誹謗中傷への対策についてお答えをいたします。

私のほうからは質問7項目のうち、⑥の学校現場を除く分についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のSNSやインターネット上の誹謗中傷についてですが、誹謗中傷という言葉は、赤木議員が御質問のとおり法律上の定義はございません。一般的に用いられる言葉となっております。

悪口、嫌がらせ、なりすまし、法律上の不法行為である権利侵害、犯罪行為など、実に様々なケースが誹謗中傷には含まれます。一般的には、人や企業に対して不快な思いや恐怖心をもたらすものは全て誹謗中傷と捉えられています。このような誹謗中傷行為は人権侵害に当たり、時として法的責任を負うこともあります。

SNS等のプラットフォームサービスの普及に伴い、インターネット上で気軽に自由なコミュニケーションを行うことができるようになった一方で、匿名のまま不特定多数に向けて特定個人の誹謗中傷を書き込んだり、特定個人のアカウントに対して一方的に誹謗中傷のメッセージ等を発信したりする事例も発生をしております。インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となっております。

市といたしましては、壱岐人権擁護委員協議会、長崎地方法務局壱岐支局、長崎県と連携を図りながら、いじめ、差別、誹謗中傷等で悩まれている方々が相談できる窓口について、ケーブルテレビ、ポスター、チラシ等の周知により、人権意識の向上を図るための啓発活動に努めているところでございます。

次に、2点目の「#NoHeartNoSNS」の取組を壱岐市ではどのように情報発信しているかとの御質問でございますが、現在、総務省が一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人セーフターインターネット協会、法務省と共同して、「#NoHeartNoSNS」という特設サイトを開設をされております。

このサイトでは、SNS上での誹謗中傷に悩む方に役立てていただくための情報提供がされており、SNS上に投稿されている投稿の削除や発信者の特定も可能であることから、身の安全を守るためのツールとして御利用いただける制度となっております。

市ではこれまで今回議員からの質問を受けるまで、このサイトの情報を把握をしておりませんでしたので、周知には至っておりません。今後は誹謗中傷で悩まれる方々が気軽に相談ができ、安心、安全に生活していただくために、ホームページやケーブルテレビ等で周知をしていきたい

と考えております。

次に、3点目の誹謗中傷を受けた場合、壱岐市では相談はどこで対応するのかとの御質問ですが、現在市では、SNSやインターネット上での誹謗中傷に限らず、いじめ差別などの幅広い人権問題について、壱岐人権擁護委員協議会、法務局、長崎県と連携して対応しております。

法務局壱岐支局内において、毎週水曜日午前10時から午後4時まで常駐相談所を開設し、また、年に8回程度、市内の施設で特設人権相談所を開設をしております。相談所については、広報紙、ケーブルテレビ、公共告知放送で周知を行っておりますので、お悩みがある方は一人で抱え込まれずに、ぜひ御相談いただければと思っております。

次に、4点目の壱岐市の相談窓口設置の考えはあるかとの御質問ですが、SNSの誹謗中傷被害への有効な対策については、投稿の削除依頼をする、嫌がらせアカウントの凍結を求める、加害者を特定して訴えるの3つの対策が掲げられておりますが、市独自の相談窓口開設には専門的な面で限界もありますので、相談内容や目的に応じた機関窓口を紹介、周知する方法を取りたいと思っております。

もちろんこれまで同様に、壱岐人権擁護委員協議会、法務局、長崎県と連携することで対応してまいりたいと考えておりますが、今回の質問を受けましていろいろ調べてみましたところ、法務省が公開しておりますインターネットの書き込みにより誹謗中傷などの被害に遭われた場合のフローチャート、非常に分かりやすくどこに相談していいかというのが示してありますので、市のホームページにリンクするなど積極的な周知に努めていきたいと思っております。

次に、5点目のSNSやインターネット上の誹謗中傷を防止するための壱岐市独自の取組が必要、壱岐市の考えはどの御質問ですが、本市では、これまでSNSやインターネット上の誹謗中傷を防止するために特化した取組というようなものはございませんが、今回、赤木議員からの御提案を頂きました総務省の「#NoHeartNoSNS」という特設サイトをホームページ、ケーブルテレビ、壱岐市の公式LINE等で周知していくとともに、今後も壱岐人権擁護委員協議会、長崎地方法務局、長崎県と連携し、いじめ、差別、誹謗中傷等の人権問題で悩まれている方々が気軽に相談できる環境をつくりたいと思っております。

また、誹謗中傷の防止策も重要でございますが、それと併せて誹謗中傷が起きないようにするための対応策も重要と考えておりまして、SNSを利用している若年層の方や、これからSNSを利用していく小学校、中学校の生徒さん到人権意識の向上を図るための啓発活動がより重要となるものと考えております。

次に、7点目の壱岐市職員に対しSNSやインターネット上の誹謗中傷の被害報告はないかとの御質問ですが、職員に対しての被害につきましては、コロナ関係でございましたが、一部の職員に対し、インターネット上で顔写真などを掲載されるといった事案がございました。その際は

該当職員に特設の人権相談窓口である、これは長崎県にありますが、新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口を紹介いたしました。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 9番、赤木議員の質問にお答えします。

6番目の質問は、壱岐市内の小中学校において、授業や教育でSNSやインターネット上の誹謗中傷に関して、何らかの取組を行ったことはあるかでした。

結論を先に申し上げますと、いろいろな取組を行っています。大きく2つお答えします。

1つは、SNSを含むメディアを利用した誹謗中傷については、学級の道徳の授業は元より、全校集会の場でその卑劣さと危険性について機会あるごとに指導をしています。

文部科学省の示す学習指導要領の中には、児童生徒の発達段階を考慮しながら、情報モラルに関する指導を充実することと示されています。このことを受け各学校では道徳の時間を中心に、他者への共感や思いやり、法や決まりの持つ意味などについて、児童生徒が考えを深めていく情報モラル教育を行っています。

具体的には、長崎県教育委員会から配付されている「SNSノートながさき」を全ての子供たちに持たせています。これは、小学校は低学年、中学年、高学年ごとに作成をされ、中学校は一冊にまとめてあります。ほぼ20ページぐらいでこういう形で配付し、中には書き込みができるようなスペースを取って活用をしているというのが実態でございます。こういう形です。

その内容は、こんなときはどうすればよいのかとの問いかけで、様々な場面での対応について考えさせるようになっています。書き込みがなされる仕組みです。また、同じような内容で保護者用もあり、家庭でのルールづくりを勧める形にも役立てています。

私たち壱岐市教育委員会は、こういったことを元にしながら、「SNSの被害から子どもを守る『壱岐ルール』」というのを作成しております。ここにはA4判でしておりますが、大きくはA3判で学校や子供たちに配付して、冷蔵庫とかいろんなところに共有をさせていただいていると思います。学校と家庭と共有をして児童生徒の指導に当たっています。

また、壱岐市PTA連合会でも、母親部会で連携した取組がされています。「いきいき家庭のルール」これも全家庭に配付されています。強い紙でできていますので結構長もちしていると受け止めております。

また、市P連のほうでは、研究会や総会、あるいは各学校の単Pの研修会でも、講師を招いて子供たちのメディアとの向き合い方、親としての関わりという題等で研修会を開催するなど、積

極的に取り組んでおられます。

2つ目になりますが、こういう取組あるいは指導をしていても、SNSの書き込みによって、それまでの友人関係を壊してしまいそうな事例も市内の中学校では過去にありました。家にいる時間帯で送信をしているので発信者も分かる事例でしたし、本人やその保護者たちの適切な対応と学校との連携した指導で、その後、関係の改善が図られて、普段の学校生活に戻ることができています。

書き込みの表現や内容によっては、心に深い傷を残したり、取り返しのつかない大事に至ることも起こったりします。子供たちの心はデリケートです。起こってからでは遅いを信条に指導に当たっています。その基盤になるのは、子供と保護者と学校の日頃の信頼関係があると早期に対応ができるものと考えます。

文科省から時期を得た通知もありますので、学校と共有しながら、壱岐市は毎月定例校長研修会、教頭研修会の場で、市教委のほうから具体的な指導を加えて取り扱うようにしているところ です。

赤木議員が言われる相手を傷つけない心構えと思いやりが大切ということは、私も全く同感です。壱岐市の学校教育で最も大切にしているところです。学校生活でこういうことを友達に言えば、友達にすれば、それはどんなことになるという見通しを持った考え方を身につけると、相手を傷つけるような言動は取らないと考えます。

壱岐市の子供たちが正しい見通しと考え方を身につけ、実践できるように指導をしていくことが壱岐市教育委員会の責務です。この考え方と実践を子供たちに身につけさせるためには、その指導者である教職員が、まずもってこの考え方をしっかり身につけていかなければなりませんし、私ども行政の立場の壱岐市教育委員会に勤める者も、そのことをしっかり言い聞かせ、指導に当たってまいります。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） 答弁ありがとうございました。

7つの項目に対して答弁いただきましたが、まず今教育長からの答弁がありましたので、まず教育関係についての幾つか再質問というか、お話をしていきたいと思います。

まず、壱岐市内での小中学校についての取組ということに関しましては理解しました。私も子供を持つ親としてPTAの活動のときに、私の子供はもうもうすぐ二十歳なんですけど、その頃やっていた教育というか研修会の主な内容というのは、スマートフォンとかタブレット端末を持たせないような研修会を行っておりました。

しかしながら、もう現代というか今は持つことを前提にした、今回の私の質問もそうですけど、

持っていることを前提とした質問をさせていただいています。所持率というところであれば非常に高くなっているようです。

ちょっと3年前の長崎新聞の一文、記事です。長崎県内小学校児童の35.1%が携帯電話、スマートフォンを所持し、高学年では半数近くに上ることが分かったということです。3年前ですね。その中に、所有する小中高生の2割が携帯電話で嫌なことや危ないことを経験したというような答えが出ております。所持率が小学生で35.1%の中の2割がそういう思いをしたということがありますが、この記事によると高校生は94.7%というような率です。スマートフォン、またはタブレット端末を持っている所持率ですね。

壱岐市内の数値としては、私の知ってる小学校においては、先日調査した数値を見ましたが約40.2%というような数値が上がっていたと思います。そういう意味では、壱岐市内での小中学校の子供たちのスマートフォン、またはタブレット端末のまず所持率をしっかりと把握された上で、どのような対策をしていくかということをしかり、今もやってあるということなんですけど、その所持率等は定期的にやはり調べて、学校側も現場も把握する必要があるのではないかなと思っております。もしかすると現在もう把握されているかもしれませんが、そういうことを定期的に行うべきだと思っております。

文科省からの通知が出ているのがちょっと私の手元にありますが、令和4年10月27日に、これは令和3年度児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査結果についてということで通知が来ております。この中の5番目に、ネットいじめについてという項目で通知が来ていると思います。

この通知には、壱岐市にもありますが、GIGAスクール構想で1人1台の端末を持つことによって発生することが留意が必要であるというのが書いてあります。少し読ませていただきます。

今回調査においては、インターネット上のいじめについては約2万2,000件と、昨年より約3,000件増加となっていると、インターネットのいじめは、このように増加しているということを書いてあります。SNS等を用いたいじめについては、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため、そうしたいじめを小学校が認知しきれていない可能性があるということです。

またGIGAスクール構想が進展する中、1人1台端末を使ったいじめが発生する可能性があることにも留意が必要であるということです。まだあったわけではないんですが。

端末の活用におけるルールを明確にし、児童生徒との間で共通理解を図り、教師が児童生徒の書き込みを確認できる設定にするなど、安全かつ効果的に端末を活用できるようにすることが重要であるというようなことが書いてあります。

文科省の通知が来ておりますので、やはりGIGAスクール構想で1人1台の端末というのは、

保護者からすると、いいことだ、これでもっと勉強がはかどる、新しいことに取り組めるというようにいいことをすごく思いがちですが、非常に危険性もあるということを文科省から通知が来ております。

この対応に関しては教育委員会をはじめ現場ともに、やはり見えない部分があるというようなところが書いてありますので、しっかりそこをどう監視をしていくと。監視という言葉だとちょっと子供を監視するというのはどうかと思われがちですが、やはりインターネット、SNS上での書き込み等というのはなかなか見えない、匿名性があるということなので、しっかりその点は、いつも以上に意識を持って対応していただきたいなと思います。これは通知で来ておりますので、改めて周知徹底をお願いしたいと思います。

教育長のお話は、子供に対しての注意喚起というような話だと思われがちですが、やはりこれは大人も一緒のことです。SNS、インターネット上で書き込むことがいかに危険なことというか、違法性があるかということは、大人も同様、今の教育長の分かりやすい答弁を、私たち大人も大人に置き換えて理解すべきだと思っております。

教育長に再質問はちょっと今のところなさそうなので次に行きますが、まず、インターネット上での誹謗中傷の書き込みによって成立する可能性のある罪は何かということになります。

久間部長の答弁だと、具体的にそこまではおっしゃいませんでした。私の質問もちょっとよくなかったんですが、私の調べたところによると、そのインターネット上の誹謗中傷の書き込みによって成立する可能性がある罪というのは5つほど見つけました。名誉棄損罪と侮辱罪、脅迫罪、信用毀損罪、偽計業務妨害罪というような5つの罪に当たるということが分かりました。私も弁護士でもない、裁くほうでもないものでちょっと詳しくは分かりませんが、このように5つの罪に当たる可能性があるということをしっかり理解してほしいと思いますし、壱岐市自体もそういうことを今後発信していただきたいと思っております。

先ほど久間部長から、私もちょっとうまく言えませんが、「#NoHeartNoSNS」という総務省の取組のことにに関して、ちょっと議長の許可を得て、紙を用意しました、これです。総務省のホームページを開くと、こういうのが出てきます。お困りの際は、この部分をクリックしていただくと多分分かりやすくなっているのかと思いますが、これどういう意味かと言うと、ノーハート・ノーSNSですから、SNSはハートをつなげるものだと、誰かを傷つけるためにあるんじゃないということです。

SNSというのは、ハートをつなげるもの、やはり心と心をつなげて豊かになって、みんなが笑顔になるようなことでSNSというのはしてくださいよということです。誰かを傷つけるためにその投稿をするわけではないということが書いてあります。

これは総務省のこの呼びかけによって、あと先ほど久間部長もおっしゃいましたが、そこで困

っている人があれば、その総務省の中から相談する電話番号だったり、窓口等につながるようになっております。いろんな世代の人たちが、もしも本当に心を傷つけられるようなことがあれば、ここに問合せしてもらおうといいと思いますので、よろしく願いいたします。

この総務省のホームページの中に書いてありますが、「もし、あなたが誰かを傷つけてしまいそうなら覚えておいてほしい。言葉は刃にもなり集まれば弾丸の雨にもなって誰かの全てを奪ってしまうこともある。SNSであなたがしたかったことは何ですか？」というふうに書いてあります。言葉は刃にもなり、集まれば弾丸の雨になって誰かの全てを奪ってしまうこともあるというふうに書いてあります。

先ほど久間部長の答弁の中で、私の質問した中に、壱岐市職員に対してのSNSやインターネット上の誹謗中傷の被害はないかという質問に対して、答弁でもありましたが、コロナ禍においてネット上に書き込まれたことがあったということが報告がありました。実は私も見ました。今回この一番最後の項目に付け加えたのは、もう本当に提出間際に思い出したからでした。市の職員さんの本当に本人のみならず、家族の投稿、書き込みもあったように覚えています。非常にそういうことであれば、やってはならないことであって、今からもう3年前になるぐらいだと思うんですけども、もっと早くこういう対策が取ればなど今さらながら思っております。

SNSやインターネット上の誹謗中傷というのはあってはならないということは改めて皆さん理解していただきたいと思っておりますし、先ほど久間部長も相談窓口の今の壱岐市の現状で言うと、人権擁護委員会の、これは法務局なんですけれども、これちょっと10日までが人権週間だったみたいです。ここにちょっと番号が分かりにくいんですが、0570-003-110、110番になっていますね、みんなの人権110番というふうな番号があります。ここに電話するのも一つの手段だということで、人権週間、10日には終わりましたけれども、このようになっているみたいです。

ほかにも警察庁の中にある警察庁サイバー犯罪相談窓口というのがあります。ほかにも誹謗中傷ホットライン、ほかには弁護士さんに相談したり警察、そして今さっきから言うように法務局等にも相談できますので、もしもそういう被害に遭われたのではないかとと思われる方は、そちらに電話されるといいと思っておりますが、壱岐市の取組について、具体的に何かないかというふうに思っておりましたが、もう条例制定というのもいいのではないかと思います。これは市長からの提案でもいいし、私たち議会からの提案でもいいのではないかなと思いつつも、これは教育委員会からの提案というのもありかなと思いつつも、日本の中において、では条例制定ってどれぐらいされているのかというふうに調べたところ、8つの自治体において条例制定が既に行われています。

大阪府の大東市には、大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条

例、これは令和3年4月1日から施行されています。群馬県の渋川市には、渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例、これは令和4年4月1日から。愛知県では、愛知県人権尊重の社会づくり条例というのが令和4年4月1日、広島県大崎上島町、大崎上島町インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例というのも令和4年4月1日、大阪府、大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例、令和4年4月1日、東京都江戸川区、江戸川区インターネット健全利用促進条例というのが4月1日、三重県、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例というのも令和4年5月19日、大阪府和泉市が和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例というのが令和4年6月30日というふうに、既に日本の国の中においても自治体でこのように条例制定に動いているところもございます。

壱岐市においては、まず久間部長の答弁にありましたが、しっかり改めて今回のことで情報発信等をしっかりやっていただくというところで、まずその対応をしていただきつつ、具体的に本当にSNS、インターネット上の誹謗中傷で命を落とされたりする方もおられるということは報道等でも出ておりますが、本当に壱岐市の中において、そういうことが起こらないように、今のうちに防止する策を取っていかねばいけないというのが今回の質問の大きな意味です。

条例制定等にもしっかり動くには、私たち議員、私も含めてですけど、しっかりそういう動きをしていくのが必要だと思いますが、今回の壱岐市の取組をしっかり注視しながら、今回この一般質問を聞いた方たちが本当に困ったときに相談をして、最悪の事態にならないようにしていただきたいと思っております。

ちょっと独り言のようにずっとしゃべっておりますが、そろそろまとめに入りたいと思いますが、今回テレビ報道等によって有名人や一般の方たちがSNSやインターネット上の誹謗中傷によって、先ほども言いましたが命を落としたり、つらい思いをしていることを改めて知り、誹謗中傷はあってはならないということを理解しました。

また、新型コロナウイルスの発生によって、感染した方や御家族に対しての誹謗中傷等も事案が多く見られたのも事実です。誹謗中傷は犯罪になり得るということです。壱岐市はあらゆる広報媒体を活用して、誹謗中傷や差別や偏見も含めて注意喚起をしていただいて、誹謗中傷防止を持続的に呼びかけてほしいと思っております。

全国では先ほども言いましたが条例の制定を行う自治体も増えています。この壱岐の島に安心して住める、住みやすい島になるためにも、誹謗中傷等の防止のために条例制定や相談窓口の設定、情報発信を改めて強くやっていただきたいと思っております。その部分を改めて求めていきたいと思っております。

市長、一言、私の今回ちょっと一人でずっとしゃべっておりますが、このSNSやインターネ

ット上の誹謗中傷、それ以外のことも含めてですけど、誹謗中傷や差別、そういうことに関しての市民を守る方法であったり、壱岐市の、久間部長の答弁にもありましたが、改めて積極的にやっていたきたいと思しますので、そのことについてちょっと答弁を願います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） このSNSの誹謗中傷につきましては、それこそ先ほど議員おっしゃったように、心に刺さる刃、刃というよりも本当にすごい武器になるわけでございます。そういったことで、これはどういうことでどうのという具体的な方法はもうたくさんあるわけでございますけれども、やはり今、今日赤木議員からこういう御提案を受けて、市民の皆様方もこのSNSについて思いを新たにされたことだと思っております。

あらゆる防止策、そしてまたそういった方々、心を傷つけられた方々への対応策についても、市として全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。

SNSやインターネット上での誹謗中傷はだめです。市としても私たち議会としても、そこをしっかりと注意喚起して、防止策をしっかりと考えていきたいと思えます。一緒に安心して本当に暮らせる島、壱岐の島にしたいと思しますので、一緒に頑張っていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩します。再開を14時55分とします。

午後2時43分休憩

午後2時55分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、14番、市山繁議員の登壇をお願いします。市山議員。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 市山 繁君） 皆さん、こんにちは。大変お疲れさんです。12月会議は、本年最後の議会であります。一般質問1日目のトリを、14番、市山繁が通告に従いまして一般質問を行います。質問事項は大きくは4点でございますが、1項から3項までは空港整備の関係、

4項は土地規制法の指定についてであります。簡潔な御答弁をお願いいたします。

なお、空港整備につきましては、私は、旧町時代からの推進派でございまして、現在もその気持ちは変わっておりません。その点御理解を頂き、質問をいたします。世界の情勢も厳しくなっておりますので、その点についても申し上げたいと思います。

それでは、まず1項の壱岐空港の整備に係る要望書提出についてでございますが、去る10月12日、白川市長、豊坂議長様と鶴瀬県議様、同席の下、壱岐市の重点要望として、壱岐空港滑走路延長に係る調査費の予算確保、ほか9項目の要望書を新長崎県知事大石賢吾様に提出されております。お役目とはいえ、大変お疲れさんでございました。この要望書は、空港整備促進期成会、また壱岐市議会、市民の総意による空港整備と空港の維持存続の必要性の要望であります。この要望も7年連続で、大石知事様には初めての要望であり、通算7回目の要望書提出となりますが、その都度、前中村知事の回答は厳しい回答でありました。今回、新知事への要望と白川市長の面談を期待しておりましたが、大石知事の回答も、残念ながら前知事と同様に厳しく、大石知事の回答は、要望書の10項目どの要望も重要だが、空港整備は莫大な費用が必要、国の定めた採択条件である就航が見込めるかというのが現時点の条件になるという、卵と鶏のような回答であり、白川市長も新知事に対し、要望書の趣旨を詳しく説明されておりますが、新知事は前知事の引き続きのこととは理解しておりますけれども、私は、知事の御回答を見るときに、空港整備は実現不可能と思われるような答弁でありました。市長が面談された知事の回答と感触を、まずお尋ねいたしたいと思います。これは2項と一緒によかですか。

○議長（豊坂 敏文君） そうですね。

○議員（14番 市山 繁君） 次に、小さい2項の壱岐空港の要望書に対する知事の回答の経緯についてでございます。

壱岐市では、壱岐市の重点要望、知事への要望として、壱岐空港の維持存続のためにどの機種でも離着陸可能な1,500メートル以上の滑走路が必要とのことから、2016年に第1回の空港整備についての要望書を知事要望として提出、2017年、同じ内容の要望書を知事に提出。知事の回答は、空港整備には莫大な費用がかかると。費用対効果を考えた場合、現状では難しいとの難色を示されております。2018年（平成30年）、空港整備促進期成会、官民一体、島民の総意としての知事への要望。知事の回答では、離島空港の在り方として、どの機種でも離着陸できる滑走路延長をする時代ではない。必要性を検証したことであるので、各離島でのこのくらいのものが欲しいと要望するのは通用しない、御理解をという答弁でございまして。既にこの時点でこの要望は無理との回答であると考えられます。2019年での要望に、空港整備に係る調査費の予算確保の要望に対し、知事の回答は、空港整備には巨額の費用がかかる。国が定めた採択条件である具体的な就航の見込みが必要、調査費の確保は非常に難しいと。今回は「非常に」

という文言を表現されておられます。滑走路延長も調査費確保も、無理との回答であります。2020年と21年は、要望書には盛り込んでありますが、なぜか知事の意見等の交換はあっていない。面談しても回答は同じと思われましたのか、真実は分かりません。2022年、新知事に就任されて初めての要望書で、内容は同じであります。新知事との面談は、白川市長も期待をされたと思いますが、大石知事の回答は前知事と同じ回答で、莫大な費用と国の支援が不可欠、国の採択条件など非常に厳しいとの前知事と同じ採択条件の答弁であります。この要望も7年にわたり、白川市長も意見交換の場で市長創意の趣旨説明を詳しくされたと思いますが、前向きな回答は得ておりません。毎年同じ内容の要望を提出しても無意味と思われませんが、今回、今後、来年も同じ内容の要望書を提出されるのか。別な要望もあり、取り下げるわけにはできないと思いますが、要望書提出の知事の回答では、壱岐市の要望とは相当な温度差があると思われれます。壱岐市の英知を結集して、今後の壱岐空港の維持管理、存続方法を検討する必要があると考えておりますが、市長の御見解をお願いいたしたいと思っております。

まず、2項まで。

- 議長（豊坂 敏文君） 3まで行きましょうか。
- 議員（14番 市山 繁君） 3まで行きますか。
- 議長（豊坂 敏文君） 3の、3枚目ですが、（2）の壱岐空港ターミナルビル改築計画。
- 議員（14番 市山 繁君） 分かりました。

次に、壱岐空港ターミナルビルの改築計画についてでございますが、このことについては、令和元年12月会議の一般質問で質問をいたしました。久間総務部長の御答弁では、現在、滑走路延長の要望中であり、整備は滑走路が基準となるので、空港整備の要望が決定しなければターミナルビルの改築も未定であり、例え改築するにしても、ターミナルの収入も少なく、財源の措置もないので改築計画は厳しいとの御答弁でありました。私は、そのことはよく理解しておりますが、現在要望している空港整備に係る必要な県有地があるのかについて、空港ターミナルビルの建設に関係がありますので、その必要面積を申しますと、空港滑走路延長は300メートル、予定でございますが、海上へ伸ばす工法しかありません。延長の300メートルと幅最低45メートル、幅が最低45メートル掛け3、結局、着陸帯が両方に45メートル、45メートル、滑走路が45メートルですから、135メートル、それに滑走路の位置は、海拔13メートル大体あるわけですね、13メートル、水深が約3メートルから4メートルと見て、海底から16メートル、基礎掘りが2メートルとして、高さ18メートルの高さになると予定して、それは（……）もなると思っておりますけれども、延長では長さ300メートル、上部が135メートル、底辺が150メートル、高さ16メートルの台形型の堤防となります。これは莫大な土地になりますが、海上の埋立ては、潮の動きとか、それらがあると思っておりますが、漁協の承認が要るはずで

すが、それも事前に協議しておらねばなりません。前知事が過去のこともあると言っておられるのは、平成6年から9年にかけて、壱岐空港の用地交渉と空港の適地と必要性の議論もあり、そうした経緯があり、知事はそのことを言うておると思います。要望は、壱岐からの要望で、事業主は県であり、何度要望しても県がやる気持ちがなくては回答も厳しくなります。やる気持ちがあれば、調査も県がやるのでありまして、島民が頼りにしている有人国境離島新法の第7条に上げられている空港の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとされているのは、県の見方では、これは逆に、文言はどの部分でも取られますが、整備の必要はないと思っているように受け止められます。これでは県の回答は90%以上厳しい。今後の壱岐空港の存続がまた憂慮されます。例え要望書が受理されたとしても、調査着工までは10年ぐらいはかかると思わなければなりません。現在のターミナルは、何回も申しておるように、昭和40年の建設、本年度で築57年を経過し、コンクリート建物の耐用年数も既に過ぎております。あと3年で築60年となり、事務所も暗く、会議室の応接ではなく、ただの事務所で、外見もみすぼらしく、壱岐の空からの玄関口としては思えない状況であります。

来年夏には、ORCの新機種ATRが就航予定であり、機体のデザインも飛翔する海鳥として、その意は、高く飛ぶ海鳥が大空を飛翔するという意味をコンセプトにした機体のデザインがなされ、機能も7万サイクルで想定約15年ぐらいはフライトできると言われております。1日、壱岐空港、壱岐―長崎間の2往復では就航便も少なく、1社だけではもったいないわけですけど、10月30日、県内離島を結ぶ路線で共同運航が開始され、ANAとJALの大手2社と天草エアライン、それから日本エアコミューター、オリエンタルエアブリッジのその5社でつくられる地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合の取組の一環としての県内での対象となるのは、長崎―壱岐・対馬・五島福江、福岡―対馬・五島の福江を結ぶ計5路線、22便のORCの座席をJALでも販売できるようになり、利用客の幅が広がると期待されております。これを機会に、壱岐空港のターミナルビルの改築計画が必要と思われる。ターミナルの収入もORCの賃貸料だけで財源措置もない状況では改築計画のめどは立たないと思っておりますが、建物は老朽化するばかりで、ターミナルの修理箇所も多くなります。空港整備とターミナルビルの改築の根比べでは進展はしません。空港整備の要望が受理されたときには、そのときまた検討すればよいと思っておりますが、この壱岐空港ターミナルビルの会社は、改築計画の検討はされておるのか。また、空港整備の要望、この知事への要望の厳しい結果を見ておられるかどうか。社長であられる市長に答弁をお願いいたしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員、（4）のほうもここは関連してよかつちやないですか。

○議員（14番 市山 繁君） そうですか。4まで行きますか。そしたら続けましょう。

それでは、第3項の1、壱岐空港ターミナルビルの買収についてでございますが、壱岐空港

ターミナルビルは壱岐市ほか5社の株式会社であり、資本金は1,000万円の株式会社として設立し、事業はORCが壱岐—長崎間の1日2往復を運航しております。対馬空港ターミナルビル株式会社は、資本金が1億円であり、運航も対馬—福岡6便、対馬—長崎が4便と運航回数も多く、五島の福江空港ターミナルビル株式会社は、資本金7,000万円で、運航も福岡3便、福江—長崎間が2便と、会社の規模も運航回数も、福岡便もあり、運営も事業内容も、壱岐空港ターミナルビルとは建物も両社とも空港ターミナルビルとしての空の玄関口と思いますが、その点、壱岐空港ターミナルビルは簡素であり、壱岐空港ターミナルビルの維持管理は、株式会社であり、ターミナルビルの改築計画も事業主となりますが、事業収入も少なく、改築計画も厳しいようであれば改築の見込みはないと思います。例えば、失礼ですが、例えば壱岐が買収することになれば、株式会社の設立条件があったのかどうか。空港ターミナルの運営は、株式会社が条件だったのか。別に条件があったのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。市が買い取ることができれば、国からの措置や起債もできるかと考えておりますが、この点について、市長の御見解をお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 14番、市山繁議員の御質問にお答えいたします。

壱岐空港の整備に係る要望書提出について、お答えをいたします。

まず、1項目めの知事要望における壱岐空港の整備についての回答とその感触について及び2項目めの整備計画の経緯について、お答えをいたします。

御承知のとおり、現在、オリエンタルエアブリッジ社は、次期後継機として、壱岐空港の滑走路長1,200メートルで離発着可能なATR機、これは48席を有する機種でございます。このATR2機を令和4年度から順次導入を進め、パイロットや整備士等の養成を行いながら、令和5年度夏頃から定期便として就航を開始し、令和6年度の早い段階でATR2機体制での運航を目指すこととされております。今回の新機種であるATR機導入においては、既に大型機の離着陸可能な空港があり、ATR機の導入そのものが必要のない対馬市及び五島市においても、壱岐市と同額の分担金に対する御理解を頂きました。長崎県及び両市に感謝を申し上げます。ATR機導入により、壱岐の長崎への定期航空路の維持存続は当面確保できたものの、現在の1,200メートルの滑走路長では、福岡や関西方面等からの定期便やチャーター便の誘致も厳しい状況にあります。壱岐市の振興発展には、どのような機種であっても離着陸可能な最低1,500メートル以上の滑走路の整備が必要であると考えておりまして、平成28年度より継続して、壱岐市及び壱岐市議会が長崎県に対し、壱岐空港滑走路の延長を重点要望項目として要

望してまいりました。今回、新知事に対して初めての独自要望の機会であったことから、空港の整備については、地域振興のためには必要不可欠であると強く要望いたしました。知事からは、先ほど市山議員おっしゃったように、滑走路延長は予算規模が膨大で、国の支援が必要不可欠である。国の採択条件になっている定期航空路の就航の見込みを示す必要があるといった、これまでと同様に厳しい回答でありました。私といたしましては、滑走路延長が不足している現状で新しい定期航空路線の開拓はできないことから、まずは調査費の予算確保をぜひお願いしたいと申し上げたところでございます。

参考でございますけれども、新潟県の佐渡空港は滑走路長が890メートルしかなく、現在、定期旅客便はございません。佐渡新航空路開設促進協議会、これは昭和60年にできております。県・市と連携して首都圏等への航空路開設を図るため、ジェット機の離発着陸が可能な滑走路2,000メートルの拡張整備計画を推進されております。

また、全国の県や市町村で構成する全国地域航空システム推進協議会においては、本年5月に国に対し要望書を提出されておりました、その中で離島航空路線維持対策の拡充についてという項目において、佐渡空港の滑走路延長を図ることが記載されております。離島の佐渡空港については、島民生活の安定、離島振興等の視点から、滑走路の延長を図っていただきたいとの内容になっております。

なお、本協議会には長崎県は構成団体となっております、さらにはオリエンタルエアブリッジ株式会社も賛助団体となっておりますので、チャーター便を含め、具体的航空路線を模索する必要があると考えております。

本市においては、令和4年8月23日に行われた壱岐市国境離島新法制定民間会議及び空港整備促進期成会総会において、谷川衆議院議員、山本参議院議員、宅島県議会議員、鶴瀬県議会議員、御出席の下に空港の整備等については、壱岐の航空路の維持存続及び地域振興のために全力で取り組んでいく旨の決議文を採択したところでございます。空港整備といった大きな課題については、当然、一朝一夕に解決できるものではなく、粘り強く要望活動を行うことが重要と考えております。

次に、3項目め、4項目めの御質問、壱岐空港ターミナルビルの改築計画についてでございますが、議員御承知のとおり、おっしゃられたとおり、壱岐空港ターミナルビルにつきましては、昭和40年10月に竣工し、既に57年が経過し、老朽化も進み、修繕等に費用がかかっている状況にあります。耐用年数、鉄筋コンクリートは50年でありますけれども、既に過ぎており、改築の時期は来ているものと考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、滑走路の延長について県に対し要望等を行っておりました、民間の組織もでございます。議員おっしゃるとおり、滑走路が1,500メートルということになれば、空港の規格も変わり、現在、

9段階中の6番目のF空港でございますけれども、1,500メートルになりますと4番目のC空港ということになります。現在の滑走路幅の30メートルを45メートルとする必要もありまして、空港全体の必要面積も増えるため、現ターミナルビルの位置を変えるという必要が出てまいります。

このようなことから、知事要望はもとより、先ほど申し上げました全国地域航空システム推進協議会へ加入し、滑走路延長の要望を行うことができないかなど、検討してまいりたいと思っております。そうしたでき得る限りの努力を重ねた結果、滑走路延長がかなわないと判断した場合は、空港ターミナルビルの改築を行いたいと考えておりますので、それまでは滑走路延長について強く申し入れてまいりたいと思っております。御理解と御協力をお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） まず市長にその大石知事との要望の面談の感触はどうだったのですかね。それはおっしゃったのですかね。厳しいでしょう。厳しいはずだと思います。

それからの空港の県有地、空港の面積ですが、さっき言うたように、1,500メートルにするには、300メートル出して、長さが取れても幅が私はないと思いますが、その点どうですかね。幾ら要望しても、面積がななければ。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 市山議員は当然、普通考えますと、それは海上のほうに伸ばすということが普通でございますけれども、私はそういったことも含めて、ぜひ調査費を計上してくれませんかということをお願いしているわけです。普通のやっぱり考え方と専門家の考え方は違いますし、やはり調査費をつけていただく、そのことが大前提だと考えている次第であります。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） いや、私はそれはいいとですね。とにかく県有地です、県の事業ですから、県がやると言わねばそこまで、調査費は県が出すわけですから、今こっちは市が調査しますから調査費をお願いしますとこう言いよるわけですから、それはもう逆の立場になっただけで、県が動かんとできないと思っておりますし、それでこの滑走路面積、空港全体の面積に対しましても、面積がななければまた用地交渉をせないかないと。そういうことも準備をしちよかんと、幾ら、調査費をどんくらい要るちゅうことは、もう150メートルは必ず要るわけですから、そういうところを前もってしちよかんと元の前知事が言われるように、そういうことがあったらと、今言うとはそれだと私は思っております。

それから、隠岐空港のことを言わっしゃったですけど、隠岐空港も——あ、佐渡、佐渡空港もですたい。やっぱり今890メートルか。それを2,000メートルちゅうことは相当なやっぱ

りこれ用地が要るわけですけど、これは後で言いますけれども、今、南西諸島から東シナ海、今度は日本海、そうした危機感を持ってこれはやっておるといような考えもありますから、それがやっぱり壱岐空港と同じような状況になるかと思えます。

そこで、市長も東シナ海の様子は分かっておりますが、壱岐空港整備の要望の経緯を振り返ってみますと、私は知事の回答は、知事の立場として、国の方針による国内外の情勢を考慮しての回答と私はこう思っております。1つ目の費用対効果、これはジェットフォイルの就航により、壱岐―福岡の空の乗客が減少し、全日空が撤退した。これが一つ。

2つ目は、国の採択条件である具体的な就航見込みと全日空の就航計画のことと私は思われます。

3つ目は、どのような機種でも着陸できる滑走路延長が必要という時代ではない。このものが欲しいと要求するのは通用しないと言われております。それから大石新知事とは、同じく膨大な費用と国の採択条件が非常に厳しいとの（……）されておりますが、現在、国内外ではコロナの対策、ロシアのウクライナの侵攻により、物価の高騰対策、防衛費の予算確保など、南西諸島の問題が関連しておると私は思っております。

次に、有人国境離島に対しては、空港整備の要望に関する重要なことが報道されました。これは去る11月13日の新聞に防衛力強化と国民保護の観点から、南西諸島の空港、港湾、シェルターの改修、利用拡大の計画を公表されており、離島の防衛の保護の遅れを私は感じたところでございますが、現在の状況を見てみますと、2020年8月の時点で南西諸島、沖縄県です、南西諸島では20か所空港があるわけですね。その中で20か所ある空港のうち戦闘機、今、F-15を含む自衛隊機が着陸できる空港は、沖縄県本島那覇空港と沖縄県の宮古島市の下地島空港だけの2空港しかなかわけですよ。あとは残りの7空港は輸送機のみ、残りの11空港は滑走路の長さが足りない。自衛隊機が機種を問わず着陸できるのは、滑走路の長さが、F-15、F-15Bでもですが、3,000メートルは必要と言われており、滑走路の延長が急務とされております。港湾も自衛艦が着岸される港湾は、11の主要港で3か所しかないちゅうことよね。それで残りの8港は水深が浅く、護衛艦や輸送艦での住民保護の避難が遅れかねないための港湾整備とまた住民の生命を守るシェルター施設を含めた国民保護体制の強化、公共インフラ整備の特別保護を仮定した空港港湾整備に加えて、地下シェルターの拡充もしっかり取り組むとされております。国も緊迫する地域の防衛の整備に先行して整備が必要で、同じ国境離島でも状況の違いが見られます。壱岐空港整備要望の知事の回答であり、同時に国の回答と私は感じておりますが、要望は壱岐市の重点要望として位置づけられて、必要な時期が来れば国も受け入れると思っておりますので、焦って、県の事業でありますので、ORCも現在の空港で離着できるATR新機種を購入して、壱岐―長崎間を維持されるために頑張っておられますので、壱岐空港も壱岐市

も空港存続できることを考えて、空の空港の美化などを考えていかねばと思っておりますが、これについても、幾ら焦ってもなかなかこれは回答が、よし、来たよ、やりますよということにならないと、これはもう延長はできんわけですから、その点は市長はどえん思うちょらすですか。根気比べでずっと待っていきますか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、市山議員が、いわゆる国境離島における空港で国防関係にも関係するということを思っているかと思えます。ただし、壱岐の場合は国防関係の空港という位置づけというのは、それはなかなか、私はそのことを持ち出すことは非常に危険だと思っております。そうではなくて、やはり純粋にやはり壱岐市の発展のために、振興発展のために空港は必要だということを訴えてまいりたいと思っております。が、しかし遅々として進まない、それをどうするかということでございます。私は、今まで谷川先生、名前を出していかどうか分かりませんが、谷川先生にいろいろ国境離島でもお世話になりましたし、御相談を申し上げてきました。今回は山本参議院議員、国政にいらっしゃいます。その辺のことも、感触等々についても、ぜひ私は相談に乗っていただきたいと今は思っている次第であります。やはり鶴瀬県議、山本啓介参議、長崎県でいわゆる参議は2人ですけれども、1期の選挙人としてはお一人でございます。長崎県全体を考えなければいけない立場にあられますけれども、やはり出身地の壱岐市についても、私は積極的に御相談を申し上げて、壱岐市の発展のために御尽力を賜りたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） それは私はもう、もちろん市長も変わりなかなと思います。もうとにかく国境離島新法でも期待しているわけですけど、今の状況はなかなかこう厳しいと思っております。そして南西諸島の関係、防衛の関係には関係ないと言わっしゃるけれど、これは国はこのGDP 2%をやるために今相当の予算の確保がっておりますけれども、出るところは一緒ですから、それで国債を使うか、それから税金を上げるかということで、これはやっぱり大事なことから緊急なものから国は持っていくけんですね、これは有人国境離島でせつかくそういうふうに制定はされておりますけれども、その今要するに先生たちを有効に活用、お願いして、ぜひこれは進めていかないと、今までまだ一度もこの市長の県知事の答弁に対しての内容は、市長から代議士にお伝えしてあるとですかね。大石知事の答弁は厳しいということは、谷川先生たちは知っちゃうわけですかね。知らっしゃれんでしょう。こういう知事を期待していたけれども、知事の答弁は前と変わりませんよというぐらいのことは谷川先生におっしゃって、そして参議院議員の山本参議院議員も今度就任しちゃうわけですから、そのことについてはやっぱりやらんと、これは国防が先になりますよ。これは間違いないと思っております。私、新聞をずっとこう切り

抜いて持ちよるんですが、そういうことはもうどうしても大事なことは国防としますので、これが東シナ海、日本海と、北朝鮮が日本海にミサイルを撃っているように、そうした防衛の関係も今あるわけです。そしてそういうふうなことはやっていただくように。私は、これはもうずっと、もう平成6年からずっと私も議長時代からこの空港整備については取り組んでおりますから、もうあれからすると十何年になります。そして要望も7回から8回になるわけですから、その点、今度8回目についてはしっかり取り組んでいただきたいと。市長も大変でしょうけれども、壱岐のため、これは日本のため、そして島民のためにも頑張ってくださいというふうに思っております。これは話せば切りがないですから、よろしくをお願いします。

次に、4項の土地規制法の指定についてでございますが、土地規制法は本年9月20日に全面施行され、政府は土地所有者の調査のほか、施設の機能を妨害する行為への中止勧告や罰則つきの命令を出させる法律であります。政府は2022年10月11日、安全保障上重要な施設周辺を対象とする土地利用規制法の特別注視区域や注視区域について、北海道、青森県、東京、島根、長崎の5都道府県の離島や自衛隊施設など計58か所の候補地を提示されておる。第1弾の対象区域として、早ければ年内にも指定されるが、長崎県では対馬が特別注視区域が9か所、注視区域が10か所と多く、それは対馬市では平成8年、1996年に対馬市の海上自衛隊基地周辺に韓国企業による土地取得が表面化して、規制法の法制化につながり、「対馬が危ない」という本も出版された経緯があります。五島市では特別注視区域が2か所、注視区域が7か所、壱岐市では同じ国境離島であり、海上自衛隊もありますが、特別注視区域や注視区域の候補地の指定はなされていないのか、お尋ねをいたしたいと思います。これについて答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 14番、市山議員の御質問にお答えをいたします。

御質問いただきました土地規制法の法律の正式名称は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律と申しまして、通称土地規制法、または重要土地等調査法と呼ばれております。

かねてから日本を取り巻く安全保障が厳しさを増している中で、国境離島や防衛関係施設周辺等において外国資本による土地建物の買収が相次いでいることを踏まえれば、監視を強化することは必然的ではあります。

具体的な事例といたしましては、議員もお話しされましたけども、平成20年に対馬市での韓国資本による土地取得や、平成26年には北海道で航空自衛隊千歳基地や新千歳空港などに隣接する地域で中国資本による土地買収の状況について、安全保障上、懸念案件とされております。

また、国の林野庁が行っております、外国資本による森林取得に関する調査におきましても、

平成18年から令和3年までに303件、面積として2,614ヘクタールを外国資本が取得されているという調査結果も出ております。

こうした中、国におきましては、安全保障等の観点から、関係機関による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずることが令和2年7月に閣議決定され、本年9月20日に当該法律が施行されたものでございます。内閣府が公表しております注視区域及び特別注視区域の指定についての資料には、年内に58の区域が指定をされる予定となっております。その候補地には、議員御質問のとおり、対馬市や五島市が含まれておりますが、壱岐市の区域は含まれておりません。最終的には全国およそ600か所が注視区域等に指定される予定となっておりますので、壱岐市は国境離島であり、そして自衛隊や海上保安署の施設もございますので、今後、市内の関連する地域は区域指定がされるものと考えております。しかし、現在のところ、国からの意見聴取等は受けていないところでございます。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） この規制法は、さっきも述べてましたように、2008年、対馬の海上自衛隊基地周辺で韓国企業による土地取得や北海道の水資源や山林を中国資本が大規模に外国資本に土地が買収されるケースが相次いで、表面化されております。壱岐でもそういう個人的にはあっております。規制法の法制化につながっている経緯がありますが、壱岐市にも海上自衛隊警備所や唯一の温泉源、また観光資源もあり、島の少子化・人口減少に伴い、犯罪の拠点に利用される可能性があると思われまます。小さな島であります、国境の島として壱岐市は注視する必要があると思っておりますが、先ほどまだ国からあつてはいないということでございますけれども、これはそういうことがあつたら、もう要望してでもやらんと、壱岐だけ取り残されるようなことがあつてはなりませんので、私が申し上げておるわけでございますから、よろしくお願いたします。何かありましたら、もう時間も来ましたから。ありませんね。ないようですので、答弁がありませんようですから、空港整備、そしてまた空港の改築、それから壱岐空港ターミナル株式会社には市は買収はできんとですかね。そういう条件があつたんですかね。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 壱岐空港ターミナル株式会社につきましては、当初、壱岐空港が開設されるときに会社はできておったわけですが、空港を管理運営する長崎県が指定をして、そのターミナルビルの運営を任せられております。ですからその買収につきましては、可能か不可能かというのは、現在のところ、何も根拠的なものはございません。現に、神戸市が神戸の空港を買収をして、そして目的が違つておりましたけれども、買収してほかの管理組織に移したとい

う、技術的な買収はあっております。県のほうにもその他事例を確認しましたが、あまり市が購入をしたという例はないとのこと。ただ今後、そういうことも可能かどうかも含めて、いろいろ調査はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） それは大事なことであって、これは壱岐空港ターミナル株式会社は今運営が借金もしていないし、預金も五百何十万円かありますね。ですからそういう資産もありません。そして壱岐空港が、例えば今、滑走路の要望をしておりますけれども、滑走路はできてできなくても、市の空港ターミナルビルは壱岐の株式会社の所有ですから、もうターミナルを私たちは、さっきも申しましたけれども、どうしても多額の金が必要で計画ができんということになると、いつまでもターミナルは建設ができんということになりますから、私はそういうふうにしておるわけでございます。そしてそういう縛りがなければ、市が買収、買収ちゃ失礼ですが、引き受けて、そしてやると、先ほども言いましたように、国の措置も交付税措置もありますし、起債もあると。市がやればですよ、あるだろうと思うとですが、株式会社ではそういう措置はないですからね。その点を考えていただいて、やっぱり株式会社のせっかく5社の方が設立されておりますけれども、どうしてもやれんということになると、空港のターミナルが倒れても何もやれんということになりますから、やっぱり壱岐の空港、空の玄関口ですから、早めにやらんと。私も、先ほどから何遍も言いますけれども、やっぱりもうだんだん建物が古くなると修理箇所も多くなります。台風だったら保険掛けちゃけばそれでよいかもしれんですけど、こざこざの修理やら何やらいろいろありますから、それはやっぱり株式会社も責任を持ってどういう方法を取るか、市のほうもひとつ交渉していただきたいというように思っておりますから、よろしく願いいたしまして、あと3分ありますけれども、このくらいで。よろしく願いします。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日、12月15日、木曜日、午前10時から開きます。

なお、明日も一般質問となっており、4名の議員が登壇予定となっております。壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時43分散会

議事日程 (第4号)

令和4年12月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 3番 武原由里子 議員
10番 音嶋 正吾 議員
2番 樋口伊久磨 議員
8番 清水 修 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 俊介君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 中原 正博君 | 6番 山川 忠久君 |
| 7番 植村 圭司君 | 8番 清水 修君 |
| 9番 赤木 貴尚君 | 10番 音嶋 正吾君 |
| 11番 小金丸益明君 | 13番 中田 恭一君 |
| 14番 市山 繁君 | 15番 土谷 勇二君 |
| 16番 豊坂 敏文君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承をお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、3番、武原由里子議員の登壇をお願いします。武原議員。

〔武原由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） おはようございます。3番、武原由里子が通告に従いまして一般質問を行います。大きく3点、まず1項目めです。

不登校・ひきこもり支援体制の構築について。

まず、毎年壱岐保健所主催の不登校・ひきこもりの連絡会議が開催されています。市内の各機関や団体、専門職との顔合わせや研修があっております。

現在、この保健所主催の会のみで、壱岐市が主体となった会はないということでした。壱岐市が主体となった支援体制の構築が必要だと考えております。壱岐における現状把握と今後の具体的な支援体制について、次の3点を伺います。

1点目、現在、全国的にも増えておりますが、不登校という定義には入らない不登校傾向の児童生徒、別室登校や短時間登校などの児童生徒数が壱岐で今どれくらいいるのか、その現状と相談窓口、また支援体制についてお尋ねいたします。

2点目、壱岐におけるひきこもりの現状と相談窓口の体制についてもお尋ねいたします。

そして、3点目に、壱岐市内の各機関の団体や専門職との連携についての現状と今後の方向性など教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 武原由里子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 3番、武原議員の質問にお答えをいたします。

質問の1点目に上がっております別室登校や短時間登校の児童生徒数と相談体制についてです。

先ほどお言葉の中にもありましたように、相談体制というのは相談の窓口、併せてその支援体制、それも含んでいるのだということでしたので、その認識でお答えをいたします。

現在、別室登校をしている児童生徒数は9名で、全部中学生です。そのうち短時間登校の状態にあるのは7名と捉えています。

この内容は、午前中10時ぐらいに来て給食終わって帰る、あるいは午後から来てという形で、残り2名は短時間登校ではないのですが、つまり学校に来るときはちゃんと来て終日までいれる、しかし、その登校する日数がやや少ないというのが私たちが把握をしている状況でございます。

別室登校をした生徒の居場所は、相談室が6名、保健室が2名、通級指導教室が1名です。それぞれの場所で相談員や養護教諭、学校によっては空いている時間の先生等が対応をしています。

教室に入れない状況の要因も個々によって微妙に違いますが、教室復帰を目標に学校では対応をしております。それぞれの生徒の学年に応じて、学習支援を中心にしているところです。

たまたま現在のところ、同じ学校で別室登校をしている生徒が2人いた場合、その2人が相談室で一緒になるから相談員が対応できる、あるいは別の学校ではたまたま保健室で対応する、今の場合は割と同性同士がそういう形になっておりますので、幸い対応もしやすく、学習支援等も含めて、相談を受けながら、なおかつ学習支援をするということをしてしております。

やはりそれぞれで対応する教職員の熱意と誠実さが通じて、少しずつ教室に復帰できる生徒も出ています。つまり、この時間は教室に入れるとか、体育のときには、また参加できるとか、そういう状況をつくり出している形です。

また、タブレットによるオンラインが自分は受けれるという男の子も1人、中1ではおり、その対応も学校のほうでできるだけしているところです。

このように根気強く対応することが学校に求められております。別室登校の生徒の支援体制は、その学校の教職員が総がかりでしているのが実情でございます。

4つの中学校に市費で配置をしております心の教室相談員、その存在は大きく、教室に入れない生徒の相談者であり、学習の支援者の役割をいただいているところです。

2つ目の質問については、市民部のほうでお答えになります。

3つ目の壱岐市内の各機関や団体、専門職との連携のための具体的支援体制についてで、関わる分についてのお答えをいたします。

御指摘のように、不登校やひきこもりにある児童生徒や成人に関わっている期間はそれぞれの立場で相談や支援を行っていますが、ひきこもりという形の概念で言いますと、小学生と中学生にはそれに値する形はないと私どもは捉えております。

それは、SSW（スクールソーシャルワーカー）がそのような子供たちとの対応をしてくれますが、しっかり対応をする、そしてまた友達が家に来た場合も外に出て一緒に活動をする、家族で出かける、そういう家庭の中から外に出る活動的な部分を有しておりますので、小中学生の中には今のところひきこもりというのがないと教育委員会では捉えているところです。

市教委は、不登校にある児童生徒の支援を壱岐市不登校相談ネットワークというのを早くから設置して、その関係者や関係機関との連携を図っております。各学校の相談体制を充実させ、児童生徒の学びの場の保障に努めているところです。

議員お話の壱岐保健所が主催しております壱岐地区不登校・ひきこもり支援連絡会議にも、当然教育委員会のほうからも担当が毎回出席をしながら、各機関や各団体の代表者の皆さんたちと協議をしているところですが、そこで十分情報の共有はできていると、こう捉えております。

市教委としては、この不登校に関わる要因、原因は一人一人によって違う、そういう意味では個に対応することが、この不登校対策では最も重要になると考えますので、そちらのほうに力点を置いておりますので、この保健所が主催される連絡会議等を全体での連携の会議としては大切にさせていただきながら、市教委としては独自に個別の部分を、先ほど申しますSSWを中心に、学校、保護者、教育委員会が連携をして取り組んでいるところでございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。3番、武原議員の2点目の御質問にお答えをいたします。

ひきこもりの現状と相談窓口についてですが、議員御承知のとおり、ひきこもり支援は就職氷河期世代支援プログラムにも位置づけられており、本市としましても、市町村プラットフォームを設置し、生活支援ネットワーク会議を活用し、支援体制の構築を進めています。

このネットワーク会議につきましては、ハローワーク、法テラス、壱岐警察署、壱岐保健所、民生委員・児童委員協議会連合会、保護司会、商工会、漁協、農協、社会福祉協議会、そして市役所の関係機関で構成をしております。

次に、相談窓口についてでございますが、壱岐市社会福祉協議会に委託をしております、平成

30年度から令和3年度までの実績で17件のひきこもりに関する相談がっております。それぞれの状況に応じた支援や助言、必要な期間へのつながりができたものと考えております。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 御答弁いただきました。幾つか再質問をしたいと思います。

まず、不登校についてです。

今、壱岐では、市教委では、スクールソーシャルワーカーを中心に、個別に対応しているということでありました。不登校支援ネットワーク、前回は紹介あったと思うんですが、「i-ネット」というこのネットワークのことだと思いますが、実際これを使って相談件数が何件ぐらい今まであっているのでしょうか。（発言する者あり）すみません。一緒にそしたら、はい。

それをお聞きするのが、やはりどうしても不登校の方々がなかなか相談をしづらいという声が届きました。ある保護者からお手紙を頂いたんですが、どうしても自分の子供の不登校の状況をなかなか理解してもらえなかったというお手紙が届きました。実際その方は、なかなか相談できず、また知り合いも少なく、本当に孤立されておりました。

そこで、やっぱり一人になると、いろいろ自分の子供のことだけで本当に精いっぱい、大変苦しい思いをされておりました。やはり一人の力では難しいということで、つながっていくことが必要だと、そういうサポートの会も今できつつあります。親が一人で孤立するだけではなく、親同士と一緒に悩みを共有しながら、少しでも自分の子供の健やかな成長を見守っていきたいという親の会も今立ち上がっております。

実際には、心理カウンセラーの先生がボランティアでサポートしてくださっています。そこには保健所の方や主任児童委員、また先ほども説明がありました心の相談員、また元不登校の保護者など、たくさんの方がサポートしながら、本当にボランティアで支えて、今まさに悩んでいらっしゃる保護者の声を聞きながら、そういう親の会が今できて、月1回、皆さん集まっておられます。

こういう状況で、どうしても行政機関と民間とというところで、なかなかそのつながりというのが今まだできていない状況なんですけれども、以前は県のほうからその親の会へのサポートもあったようです。

実際には、今は、壱岐の場合は、親の会は民間で運営をされております。県のほうで12月議会の質問の中で、不登校の児童や生徒への対応について質問がございました。

その中で、知事の答弁では、不登校の児童生徒への体験活動の実施を今後考えて実施していくということでした。自然の家などを使い、そういうなかなか学校に行けない子供たちにも様々な

体験をさせる、そういうことを県でもやっていくということでした。

実際、壱岐でもそういう活動が今後必要になってくると考えております。壱岐でどのような、今後学校の学習支援等含めまして、体験活動の実施をどういうふうに考えておられるか、お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 武原議員の再質問にお答えをします。

まず、ネットワークのほうは、正直言いまして、この二、三年、電話相談があっておりません。それだけ、先ほど言いますSSWが各個人家庭に行っているということになります。

例えば、ここにある1日のSSWの行動記録があります。そこにきちっとした氏名、お母さん、お父さん、誰と相談して、どういう内容で、そのことを帰って、学校でどう対応して、次にどう対応するかという具体的な記録が残されて活動をしていて、これほど個人に対して取り組んでいることは私ないと思います。

組織立ち上げても、そこまでのことは多分できないと思いますね。これだけSSWの存在というのは大きいので、県に対しても毎年この制度、配置は続けていただくように強くお願いをしており、できれば壱岐市で不登校等が増えるのであれば、1名ではなく、2名の予算枠等をしていただきたい。むしろ県には、私は、そうお願いしたいと思います。

2番目の体験活動については、おっしゃるとおりですが、何度も言います不登校の原因、要因は、一人一人違います。県下の1,000人を超す数の中で、まず体験活動を取り入れようという考え方は間違っていないと思いますし、私どももその体験的な場所への子供たちを登校させる、例えば現実的に修学旅行に来てくれるか来れないかも学校は相当努力をして、いや、修学旅行は来たという事実をつくっていますね。それも大きな体験活動だと思っております。

単なる学校外のところで遊びを中心にした形だけで子供を引っ張り出すだけで終わるのは、やはり真の狙いにはならないと、できれば学びということをしてながら、長い人生を生きていく子供たちを支えていく小学校、中学校の教育活動の支援というのを根底に考えているのが壱岐市教育委員会です。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 御回答ありがとうございます。本当にスクールソーシャルワーカーの方一人で奮闘されているのは、本当に分かります。やはりぜひ複数の派遣等、これは県や財源もありますので、今後ぜひ増やしていただきたいと思います。

また、体験活動については、どうしても人とのコミュニケーションが取りにくいお子さんもいらっしゃると思いますので、まずはそういうところで同じ悩みを持つ方々が集まってということだと思います。学び、ただただ遊ぶということではないと考えております。

では、2点目なのですが、ひきこもりのほうに再質問、市民部長のほうよろしく願いいたします。

今回、壱岐市では社協さんに委託されているということで、17件が相談があったということでした。こちらなかなかひきこもりというところはすごく難しい問題なので、本当に大変な状況でされていると思います。

実際、今日の本当新聞にもございました。8050問題ですね。なかなか解決できていない、こういう中で、当事者と親が年を重ねております。そのために家族を丸ごと支援する必要があると、今日の新聞にも書いてありました。やはりここが一番大事なところではないかと思えます。

前回の保健所の会では、実は県内の状況の報告がありましたが、残念ながら壱岐市のみ、この家族や当事者支援の会が実施されておりました。ぜひこの会を社協さんだけでは難しいと思いますので、壱岐市のほうでも一緒になりながら、17件の相談があっているということですので、それ以上の御家族の方がやはり悩んでおられると思います。ぜひそういう会をつくっていただきたいと考えております。いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 武原議員の再質問にお答えいたします。

当事者と家族を支援をするということは、非常に大切なことだと思っております。今後、この件につきましては社協に、現在、相談を委託しておりますけれども、協議をしながら、研究したいと思えます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） よろしく願いいたします。

また、このひきこもり等、長引きますと、どうしても自殺等にもつながっていくことが、たくさん事例が上がっております。

壱岐市では、今まさに命を支える自殺対策計画の改定を実施されておると思いますが、この改定の今状況をお知らせください。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 武原議員の再質問につきまして、お答えを申し上げます。

自殺対策計画の見直しにつきましては、6月からワーキング職員による打合せ会を皮切りに、毎月保健所との会議、ネットワーク機関との打合せ会等を行っておるところでございます。

1月までに今の本年度の事業計画のモニタリングまで終了をし、2月に素案を作成、その後、パブリックコメントを実施し、3月に成案を策定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 直接的には中身の件に、こういうひきこもり等のことも書いてあると思いますが、まだ策定途中ということですので、ぜひ内容等も、今の親の会の、壱岐市としては足りない部分がありますので、その辺りも計画として入れていただきたいと思います。

実際に、今、本当に個別に対応しているという教育長のお話がありました。これまさにアウトリーチ型の支援を壱岐市は率先してやっているということで、大変すばらしいと思います。

これが実際、子供政策の今基本理念の5番にあります。こども家庭庁のそれを、今まで待ちの支援ということでしたが、基本理念の5番、これからプッシュ型支援、またアウトリーチ支援に転換するという、国が大きく転換を示しております。これをいち早く本当に壱岐市は対応してある。

しかしながら、やっぱり一人の負担がかなりかかっていると思います。ここの人材が必要です。

また、処遇改善も、安定的な財源確保についても、しっかりとサポートがないと、これは続けられないと思います。これは、国の政策として、今後予算化もされると思いますので、ぜひ壱岐市も要望等を続けていただきたいと考えております。

また、この理念の4番目にもあるんですが、縦割りの壁や年齢の壁を克服して包括的な支援をということで、これも今お聞きいたしましたら支援体制、ネットワーク等されているということで、ますますそれを広げながら、実際に個別も併せながら対応していただきたいと思います。これも子供政策の大きな4番目になっております。実際に、国も県も、子供の政策をしっかりと今打ち出しているところです。

しかしながら、実際には、現場は壱岐市が主体となります。この取組の中で、やっぱり市長の考えが大きいかと思います。不登校やひきこもりについて、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） こういった市民に寄り添った内容については、やはり現場の職員が最も重要でございます。現場の意見を聞きながら、それに対処してまいりたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） まさに現場に答えはあります。

大きな1点目、子供の視点、また当事者の視点を現場に行って、探して見つけて、政策として立案していただきたいと思います。私も、その声を届けたいと思います。よろしく願いいたします。

これで1点目を終わります。

続きまして、2点目です。

壱岐市の将来を見据えた保育行政の在り方について御質問いたします。

コロナ禍の中で、本当に子供を預かる保育士の方々、また保育の補助をされている方、大変な状況で毎日働いておられます。労働時間や低い賃金など、本当にコロナの対応等、本当に大変な中で頑張っておられると思います。感謝いたします。

この今の状況の中で、出生数もかなり予測よりも大きく下回っている。昨日も人口統計では8年先を進んでいるということで、市長の答弁もありました。

今、壱岐の中で、待機児童もいない中で、公立保育所の定員を見直す必要があると考えております。それがないと、民間の小規模の保育事業者がかなり厳しい状況で、継続できるかも危ない状況にあると声をお聞きいたしました。

そこで、3点お聞きいたします。

まず、定員数見直しを考慮されるか、考慮されるんだったら、時期とその方針について、もし今のところないということであれば、2点目、小規模保育事業所に対する定員払いの事務費の補助についてを御検討いただきたいということで、2番目は提案です。

3番目は、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の現在改定をされているということですが、これを改定される前には、ぜひパブリックコメントもお願いいたしたいと思います。

また、来年4月からは、こども家庭庁も設置されます。6年度から第3期になるということで、今本当に大きく変わっている過渡期だと思いますので、事業の見直しの時期、本当に早急にしなければいけないかと思いますが、この現状等もお知らせください。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 武原議員の2つ目の御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の定員数についてでございますが、例年4月当初には、待機児童は発生をしておりません。年度途中における出産及び転入などにより、受入れ施設との調整によって待機児童が発生するケースがございます。令和4年12月1日現在、壱岐市内の待機児童数は14名でございます。

その内訳としましては、全てがゼロ歳児となっております。現在、壱岐市内の各保育園、小規模保育施設ともに、ゼロ歳児の定員数は全て埋まっている状況でございます。

また、令和5年度末で三島保育所を除く、渡良、沼津、初山へき地保育所、3園を閉園し、令和6年度末には柳田、志原へき地保育所、2園を閉園することで手続を進めさせていただいております。令和6年4月には、郷ノ浦町に民間による新たな認定こども園が開園予定となっております。

このようなことから、御質問の定員数見直しにつきましては、へき地保育所の閉園及び民間に

よる認定こども園の開園を考慮し、1年間児童の入所者希望状況を見極めさせていただきたいと考えております。民間による認定こども園にどのくらいの児童が流れるものなのか、認可保育所でどのくらいの児童を受け入れることとなるのか、小規模保育施設も含めて、どのような児童の流れができるものなのかをまず1年間見極めさせていただき、削減定数等の判断を適宜させていただきたいと考えております。

次に、2つ目の小規模保育所の定員払い事務費補助につきましては、子ども・子育て支援法第27条第1項、施設型給付費の支給及び同法第29条第1項、地域型給付費の支給に規定する認可を受けた私立の保育所等に対して、定員に対し、入所児童の欠員が生じた場合に保育事業の円滑な実施を期することを目的として、保育所等の運営基盤を確保するために要する費用を支給するものとして、広島市が昭和47年より独自に行っている支援事業と認識をしております。

また、小規模保育施設の定員数は19名以下と定められており、市内では4施設が対象となっております。

この独自の取組である小規模保育施設の定員払い事務費につきましては、長崎県内で実施をしている自治体は現在ございません。現在の地域型給付費の支給公定価格に加えて、小規模保育所の定員払い事務費補助につきましては、現時点においては、検討はいたしていません。

今後とも出生数などの推移を注視しながら、保育の量の見込みと提供体制を見定め、公立認可保育所の削減定数等の判断をさせていただきたいと考えております。

次に、3つ目の質問ですが、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として、中間年度である令和4年度に目標達成状況及び進捗状況を点検し、見直しを行うこととしております。

現在、壱岐市子ども・子育て会議において、平成26年の答申を基本とし、現状に応じた質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、支援事業計画の見直しを行っております。

また、広く市民の皆様からの意見や情報をいただき、支援事業計画に反映するためにも、パブリックコメントは必要と考えております。

今後、手続きが整い次第、市民皆様へ壱岐市ホームページなどを介してお知らせさせていただく予定でございます。

次に、こども家庭庁設置に伴う事業計画見直しの時期についての御質問ですが、支援事業計画の策定と見直しは、市町村ごとにおける子ども・子育てに関する現状と課題を見極め、将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握と整理を行い、質の高い幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供を図ることを目的としております。

こども家庭庁設置に伴う事業計画の見直しにつきましては、今後とも国の動向を注視しながら、

必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 答弁いただきました。現在、14名が待機児童ということで御報告いただきましたが、その全員ゼロ歳児、14名待機児童ということは、入っていないということで、自宅等でどなたか見ているという状況ということですよ。

ゼロ歳児ですので、やはり3人に1人の保育士が必要になりますので、なかなか定員120%とか言っても、保育士がいないと、そこは預かれないということで、かなり大変な状況にはなっているというのを認識いたしました。

今回、年度途中で、そうやって出産等、職場復帰される方がいらっしゃってということだと思うんですが、この辺りこれ2番にも関わるんですが、4月から最初の9月まで、前期はなかなかこのゼロ歳児が、今14名の待機児童と言われますが、この4月から9月までは定員も大幅に割れている施設がほとんど、特に小規模は19名の中のゼロ歳児の枠がなかなか埋まらないということで、ここの前期の部分で毎月持ち出しが各事業所さん、100万円まではいかないということですけども、それに近い持ち出しを毎月されているということです。

子供を預からないと、その運営補助は出ないということなので、ここで、かといって保育士を切るわけには、解雇するわけにはいきませんし、なかなかこの大変な問題を抱えているということですね。

実際に、今説明ありました広島市は、かなり前からこの定員払い事務費補助ということで、その4月から9月までの穴埋めをしてくださっているということです。

壱岐市の場合は検討していないということでしたが、昨年度、3年度末の運営補助の不用額がかなり出ておりました。定員よりも当初の見込みが、児童数が少なければ、そういうふうに不用額が出ています。

しかしながら、小規模の事業所さんはそれを維持しないと、今10月以降も対応できない。実際14名、今、待機児童がいるということは、それだけ後半から預けたい需要があるということですので、前半で保育士を解雇とかしたら実際にはもうできませんので、やはりそこはすごく大事なところで、事業所を存続させるためにも、ここは事業所の努力だけではやはり難しいと考えておりますが、ぜひここの前半の部分ですので、計算をしますと、不用額よりも少ない金額で恐らく人数、計算していただくと出るということですので、再度御検討いただきたいと考えております。それについて、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 武原議員の再質問にお答えいたします。

小規模保育施設の4月から9月に関して定員割れをしておるということは、認識をいたしております。現在、次年度に向けての園児の募集を行っておりますが、今後、保育所の希望を取っておりますので、利用についての調整を行いながら、小規模保育施設と民間の保育施設、その運営についても確保ができるように調整をしてみたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。1つ、定員の件で聞きそびれておりました。1年間様子を見るということでありましたが、この1年間のどこからの1年間かというのがちょっと把握できなかったもので、再度お答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 民間の保育施設が郷ノ浦町に開園がされる令和6年4月からの1年間ということになります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） そうしますと、現在、4年度ですから、令和6年度を終えてから見直すという、そこまでは様子を見るという御回答だと思いますが、それであれば、なお5年度、6年度で小規模のこの保育事業者が運営ができなくなることも考えられます。ぜひ先ほどの件も含めまして御検討いただきたい、そうしないと、この待機児童の件もますます増えるということになりますので、ぜひお願いいたします。

3点目のパブリックコメントは、ぜひお願いいたします。

また、実際には、今、多様なニーズがありますので、この保育に対してもインクルーシブ保育や発達支援員への配慮、また医療的ケア児、障害児、外国籍の子供など様々な保育ニーズがある中で、この支援事業計画も、その辺りも含めて、ぜひ見直しをしていただきたいと思います。

また、もう一点は、福祉サービス第三者評価ということも書いてありました。最近話題になっております不適切な保育等々、かなり保育士さんもストレスがあり、その辺りが出てきているのかなと考えております。この辺りもニーズ調査のときに、ぜひ保育士さんのニーズ調査もしていただきたいと考えております。

子供は、日本の宝です。ぜひ子供は未来とも言います。若い世代は、医療・保育・教育のこの3つがきちんとあるところに選んで住むというふうに言っております。その大事な保育をしっかりとしていけば、壱岐にもたくさん若い世代が移り住んでくれるのではないかと考えております。ぜひこの辺りも、市長の保育行政に対する狙いや思いを一言お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） なかなかゼロ歳児の待機児童が発生するという事は、まさに4月以降にお生まれになれば、そうなるわけですね。

一方で、公の施設の定員が大きくて、そのことによって民間の保育所が非常に困るというようなことは絶対避けなければならないことでもあります。基本的に、民間でできることは民間でということでございますから、民間の施設を守っていくという、この姿勢には変わりはありません。

ところが、今回の保育所の閉園でもわかりますように、おかげさまで公立の保育所の人気が高く、公のいわゆる施設を閉鎖するとは何かという御意見があるのも事実でございます。

そういった中で、やはりどういうふうな調整をしていくか。これは非常に難しいと思いますけれども、民間の保育施設を守っていく。この姿勢は堅持してまいります。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 保育はすごく大事ですので。保育行政の主体は壱岐市です。ぜひ、きちんと方針を出していただいて、皆さん安心して子育てができるような環境をつくっていただきたいと考えております。

以上で、2点目を終わります。

3点目です。高齢者や障害者の緊急通報システムについてお尋ねいたします。

先日の新聞報道を見て、大変心配をされて、独居の方からお電話がありました。実際に今、いろんなサービスがある中で、この緊急通報システムが、壱岐市の場合は以前はあったということですけど、今は壱岐市としてはない。民間とのシステムで、民間と個人が契約でやってくださいということで、包括のほうからは聞いております。

今後、島原市では緊急通報システムがあるということです。月額300円の利用料で、申請をして利用できるということが実際やっておられます。壱岐市でもぜひ、やっぱり心配だということでおられますので、そういうのも検討していただきたいと思います。取組はいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 武原議員の、3番目の御質問にお答えいたします。

今後、壱岐市での緊急通信システムの取組はということですが。旧町時代から実施をしておりましたシルバーホン事業につきましては、現時点での利用者は10名となっております。先日の答弁の繰り返しになりますが、必要なシステムの整備につきまして、適正なサービスが提供できるよう、介護サービス等、関係部署と連携し、取り組んでまいります。

また、システム整備と並行し、アナログではありますが、地域の協力も頂きながら、誰一人取り残されることがないように、支え合い、尊重し合い、安心して自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり実現に向けて、関係機関と協力しながら今後も進めてまいります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 包括支援センターで確認したところは、壱岐市ではやってないということでしたが。シルバーホンは、やっているということによかったのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 現在10名の方というのは、旧町時代に契約された方についてでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 失礼いたしました。では、新しく壱岐市になってからは、ないということですよ。

やはり、それがあから、そういう孤独死がなくなるとかいうことはないと思いますが。やはり安心を担保したいという方も、すごく言われておりました。

実際に、アナログで訪問してくださったり、その方もされて、受けていらっしゃるんですけども。それでも、やっぱりこういう緊急通報システムが欲しいということで。他市ではやっていることも、多分、その方は御存じでしたので、そういうお問合せがありました。

ぜひ、これも検討していただいて、やっぱり安心って何かそれを、安心安全なっていうところで、独居の方が生活できるような、住みやすい環境をつくっていただきたいと思います。御検討よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 西原部長。

○市民部長（西原 辰也君） この件に関しましては、こういうシステム、緊急通報システムが、構築は必要とは考えております。今後、研究いたします。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ぜひ、やはり他市でもやっていらっしゃいますし、そんなに高額なもの、提携になるんでしょう。今でも、NTTと個人でやっているということはお聞きしておりますので、早急に、研究していただきながら。やはり、やっていただいたほうが高齢者にとっても、やっぱり独居の高齢者が2,000人近くいらっしゃいます。そういう方が、やっぱり安心して暮らせる島に、ぜひ、していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔武原由里子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、武原由里子議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時とします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。音嶋議員。

〔10番 音嶋正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（10番 音嶋 正吾君） 通告に従いまして、10番、音嶋正吾が一般質問をいたします。

吉幾三さんの歌の一節に、「暦はもう少しで今年も終わりですね」という時節になってまいりました。長引くコロナの影響で、また経済の停滞により、非常に寂しい思い、懐事情も寂しい、そんな年末を迎えております。こうした中、壱岐市におきましても、年々人口は減少の一途をたどっております。

今回、質問の内容は、同じ類似的であります。というのは、どうかして人間の人口を維持しなければいけない。そのためには、産業を活性化させなければいけない。よみがえらせなければいけない。そして、今日まで、壱岐の発展のために尽くしていただいた御老人の皆さん方を、住みやすい壱岐の島にしていかなければならない、そういう思いを込めて一般質問をいたします。

1項目めには、大それたことを書いておりますが、壱岐市総孤独社会への対策と。昨日、植村議員、そして、今し方、武原議員のほうから質問がございました。今日まで頑張ってくださいました皆さん方が、一番心配されておるのは独居世帯、そうした皆さんから、お願い、切実なお願いが電話で寄せられます。そして、足を運んでいただいております。

それは、夜間、そして自宅にいるときに、突如、不測の病魔に襲われたり、そうしたときに、行政機関、そして医療機関、そうした機関とのいわゆる連絡網をつくってほしいというお願いが寄せられております。いわゆる緊急通報システムであります。

市民部長も、若干検討はしますと言われておりますが、やはり、これは非常に大事なことです。今現在、昨日、植村議員が包括支援センターのデータを言われましたが、独居所帯で1,729所帯あるということは、1,729名いらっしゃるというわけですね。

そして、65歳以上の所帯、お二人いらっしゃる方ですね。のみですよ。2,950人いらっしゃるわけですね。ということは、所帯数で1,475所帯あるわけですね。実に、3,204名が、御老人だけでお住まいなんです。

市長は、現在、交流人口の拡大をするために、テレワーク、IT推進、三勤交代、SDGs、強力に進めておられることには、敬意を表します。しかし、元来、壱岐に住み続けて、今日まで

壱岐の発展のために体を張って頑張ってもらえた皆さん方に、どうしてお返しをするんですか。私は、ぜひとも、こうした皆さんとのSOSの連絡網を、ぜひとも確立をしていただきたい。

現在、IoTとか、いろんなシステムがあるみたいですけど、スマホでもできるし、僕はそういうシステムにとろいですが、疎いです。ぜひとも、皆さん方の、そうした切実な願いをかなえていただきたい。

そして、今、壱岐市の人口の減り方というのは、やはり、産業と比例をしております。そのデータは、昨日、どなたか、山口議員でしたか、勝本小学校の生徒数が一桁になっているということをおっしゃいました。私もちょっと調べてみました。これは、あくまで平成18年9月と今年の9月のデータを申し上げます。一番減っているのが、勝本町であります。平成18年9月、6,670名の人口がございました。今年9月には4,935名、これを平成18年を、18年の9月を100としたときに、26.2%の減少率です。

その次に、目減りが大きいのが郷ノ浦町です。平成18年9月に1万2,072名いらっしゃったのが、今、9,300人になっております。その次が、芦辺町です。18年9月が8,765名、現在、6,898人、いわゆる21.3%の目減りです。そして、私が生まれ育った石田町が、18年9月には4,803人、3,930名、17%の目減りです。

壱岐全体におきましては、20%減少しております。これも、やはり産業基盤をきちっと整えておったところこそ、これだけ目減りが少ない。そして、勝本、漁師さんが多いところは、どうしても不漁です。魚が捕れない。漁船漁業に頼っておるために、この自然現象が、もろに、この人口の推移に出てきておる。こうしたことがございます。現状的に、今、こういうことであります。

一応、私が人口の目減りまで1項目に入れておりましたんで、ここであれしますが、いわゆる、そのSOSの取組について、今後の壱岐市としての基本的な考え方、やっぱりそうすべきであるなどという見解をいただきたい。そして、これは2項目めに、次に続きますが、この人口の減少率を見て、次に、またお願いがあります。

まず、1項目めの通告に対する答弁をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 10番、音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

非常時における行政とのSOS連絡網の整備の要望が寄せられるが、見解をただすとのことですが、議員が称された総孤独社会の文言が示すように、個人や家族だけでは限界があり、地域の課題解決に向けては、住民一人一人が地域を支える一員としての意識を持ち、支え合い、行政や事業者等と協働しながら、地域福祉を推進する環境をつくり出すことは重要であります。

現在、高齢者、65歳以上の独居高齢者、高齢者世帯の状況を把握するため、民生委員の協力

を得て、保険課（地域包括支援センター）が主体となり、生活の把握や見守りの必要性の状況把握に努め、自治公民館の福祉保健部による見守り、地域安心見守り事業登録事業所による見守り、壱岐市はいかいSOSネットワークによる対応、各種サービス事業を受ける中での支援と見守りなど、日常生活の中で、民生委員の方、自治公民館の方など、近隣住民との関係性を維持しながら、緩やかな見守りの中で地域福祉計画の基本理念である、「誰一人取り残されることがないよう、支え合い、尊重し合い、安心して、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくり」実現に向けて、関係機関と協力しながら今後も進めてまいります。

以上です。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、合併して以来、壱岐市の人口減少が顕著になっている、何に起因しているかという、考えているかということでございます。

先ほど、音嶋議員は、平成18年の数値を申されましたけれども、私のほうからは、合併直後の平成16年3月の数字で申し上げたいと思っております。

平成16年3月末時点における住民票の住基人口でございますけれども、3万3,236人でありましたのに対し、令和4年3月末日では2万5,171人と、合併後の18年間で8,065人、率にして24.3%の減少となっております。

平成30年に、国立社会保障人口問題研究所が発表した将来推計人口では、令和2年の国勢調査における壱岐市の人口は、2万4,864人と推計されておりましたけれども、実際の国勢調査の数値は2万4,948人と、ほぼ推計どおりの減少数となっております。

同研究所の推計では、今から23年後の令和27年には、壱岐市の人口は1万4,622人とされており、1万5,000人を割るという予測でありますので、人口減少に歯止めをかけることは、本市にとって最重要課題と捉えております。これは、今に始まったことではないわけでございますけれども、ずっと考えておるところであります。

1年単位の人口減少率で見ますと、合併前は毎年約300人。人口比で1%前後の減で推移しておりましたが、合併後以降は、人口減少に歯止めがかからず、直近5年間の平均では、年間400名、人口比で1.5%前後の減少率までに拡大をいたしております。

人口減少の原因は何かとの御質問でございますけれども、その大きな要因となっているのが、出生数の減少でございます。合併直前の5年間は、年間300人の出生数でございましたが、直近5年間の年間出生数の平均は約160人であり、令和2年からのコロナ禍の影響があったとは

いえ、合併以前の300人と比較すると、年間140人、半数になっているという状況でございます。

1月28日に行われました松野官房長官の会見では、本年9月までの出生数が、前年より3万人減少し、過去最少ペースで推移しており、統計開始以来、初めて年間の出生数が80万人を下回る可能性があり、これは、国の予測よりも8年も早く、少子化が想定を上回るペースで進んでいることとなりますので、まさに危機的状況との認識が示されたところであります。

宕岐市といたしましても、出生数の増加につながる結婚支援、出産・子育て支援に、相当な危機感を持って対策を実施する必要があると考えておりまして、令和5年度当初予算編成に向け、支援策の検討について、各部署に指示をいたしておりまして、思い切った政策をしなければという気持ちでおります。

また、社会動態では、高校卒業後の島外への就職や進学のために、20歳前後の若者の減少が著しく、転出超過による社会減が続いております。

一方で、これまで取り組んできました移住定住施策や雇用機会拡充事業等の成果が徐々に現れ、平成29年度以降、転入者については増加傾向にございまして、社会減については抑制されつつあると認識をいたしております。

人口減少について、今後も続いていくことは避けられない事実ではありますが、その減少を少しでも緩やかなものにするために、引き続き、UIターン者の増加に向けた取組や、若者の島外流出の抑制につながる雇用拡充等への取組、出生数の増加につながる少子化対策の取組を推進してまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 西原部長、こういう状況であるということは、十分認識はされておる。今日まで、我々がこうして育てていただいたのも、親のおかげです。そして先祖のおかげです。

今、独居で住んである皆さん方の中には、こういう方もいらっしゃるんです。子供が来いと、もう向こうに所帯を構えとるから、うちにおいでという方も、いっぱいいらっしゃるんです。しかし、その方たちが、なぜ宕岐にいられるかということは、先祖を守りたい。営々と築いてきた自分の私有地、土地、家、不動産、そうしたものを守っていきたい。そして、慣れ親しんだ友達と別れたくない、そういう思いで残っておられるんです。子供さんたちも、放棄してあるんじゃないんです。来いとは言われているんですが、もう所帯が違うんです。

だから、そういう皆さんたちを、もっと温かく見守ってやると。そして、皆さんにも、僕の友人の中におりました。4か月ほどした孤独死の皆さんを見つけたと、そういう方もいらっしゃる

んです。かわいそうじゃないですか。そういうふうには、今まで一生懸命子供を育て、地域のためにして、そういう人たちがそうならないために、どうかしてほしいと。市長、切実にそう思っているんです。そこら辺を考えていただきたい。

12月といえば、まだまだ課長査定ぐらいでしょうから、予算査定も2月に市長査定があるわけですから、今回、言わな間に合わんとですよ、白川市長に。だから、12月にお願いしよるんです。ですからその方も、分かってあるんでしょう。市長査定は2月かと言われましたもん。

ぜひとも、片一方じゃIターンで、どんどん引き込んでいます。ここにおらす人は、そういう手立てもしてやらん。それは、余りにも酷じゃないかと、僕は思います。

そういうことで、ひとつ積極的な取組をしていただきたい。市長は、そうした歴史を重んじていかれる方とっておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

市民部から予算の査定が上がったら、財政課長、切らないように。予算査定を切らないように。ちゃんと市長に上げていただきたい。そのことをお願いいたします。

そして、次に移らせていただきます。

壱岐市の潜在力を生かした産業に、やはり、この人口減少が物語っておるように、壱岐市は、元来、1次産業で成り立っておる島であります。それで、私はふるさと納税の件も、12月議会に、一昨年ですね、申し上げました。今回、もう正月が近くなりますので、年末年始、また進学、就職で旅立たれる皆さんに、ぜひともお願いをしたいという思いで、今回、取り上げました。

私は、今から申し上げる将来の壱岐を持続可能な社会にするためには、やはり人口減少、人口が減ればどうにもならない。私たちの世代は、長男は残れと、僕も言われたほうです、長男残れと。次男、三男は勉強しろと。そうせな、財産も何もなかつぞと。その土台はあるんですよ。歴史が、ちゃんと物語っているんですから。

農業、漁業、その環境整備は、議員の皆さんも、全部、漁業なら磯焼けをどうにかやってください、農業に関しては、もう少し集約するような、圃場整備をきちっと整備をして、環境づくりをしてやることも、一つの手段ではないかと私は思うわけです。

なぜ、僕は農業がよくなるかと言いましたら、世界の人口は、たしか11月15日でしたか、今年の11月15日に、80億人を超えました。その反面、市長が言われたように、日本はどんどん人口が減っております。

日本の今年の出生者数は、80万人を割ると言っています。それで壱岐市も、昨年度のデータですが、140名ほどでした。亡くなってある方は四百何十名です。言われるとおりになんです。

そしたらどうするかと言えば、農業で飯を食えると。気候も地球の温暖化により、災害は起こる、自然災害は起こる。本当に、日本人は分かっていない。分かっていないというのは、政府の政策がまずいからこうなるんです。

安いところから、どんどん品物を買寄せて、国内に。そして、国内の農家には、価格を叩く、下げる。儲かりませんよね。儲からんことはせんとです。儲からないことはしない。だから、どんどん就労人口が減っていくわけです。

何を考えとるもんか。鉄と車を優先して、食べ物は外国から寄せる。これで、農業が成り立つわけじゃないですよ。自給率がどんどん下がるのは当然です。1955年代は、自給率は100%でした、日本は。なぜかって言ったら、食料がないわけですから、外から買えないんですから、あとは餓死か、餓死はなかったです。すいません、失礼しました。飢餓に、飢えたんですよ。それで皆さん、都会の人たちは疎開してきたでしょう、どんどん田舎に。今、先進国の中で最低ですよ。37%ですよ、カロリーベースでいったら。そこまでなっているんです。

戦争があったらどうなりますか。シーレーンが封鎖されたらどうなりますか。それ全部、今、外国から取り寄せているんですよ、足りない分は。それは入らないと。そしたら壱岐の場合は、今から必ず農業で成り立つ。

ただ、政治がしっかりしてくれないかん。価格を、ある程度安定させてくれなきゃ駄目じゃないですか。車も、年によってそう変わりますか、新車でも、何でも。農業なんかも、今年はよかった、来年は生産が豊作になれば、漁師さんでも一緒じゃないですか。1次産業をばかにしていますよ、1次産業を。これで、どけ、地方が成り立ちますか。僕はそう思います。

白川市長、言ってください。地方の声として。「先生、先生」って、国会議員に言う必要はなかったです。同じ人間ですたい。「先生、先生」って、地方をちゃんと見て、面倒見てください。食料がなかったら、人間死ぬわけですから。

ですから、ここで何を言いたいかといったら、帰省される皆さんに、ぜひとも、皆さんのお願いです。

農業でも漁業でも、それを6次産業化すれば、壱岐は成り立つんだと。やれるから、そのためには行政も、補助金出すから帰ってやろうと、一緒にやろうじゃないかというふうに、暮れに帰ったときに家族会議をしていただきたいんです。

もうお年寄りも、私たちも、近くの人には言いました。もうやれんから帰っちくれって言いなさいち。それぐらいに、もう僕だから言える、市長、それは職業選択の自由やら何やらあるから、言いにくいから、あえて僕が言いよとです。テレビで映っちください。壱州は、もう人間のおらんごとなったら、ふるさと何もなかごてなるばいち。

金をためるだけが幸せじゃない。家族全員で一緒に暮らすのが、一番僕は幸せと思う。年を取って、幸せの定義が変わりました。もう金は要らんです。使うしこで。どうにか食わらっです。田舎弁で、こういうしゃべり方すつとは、おじいちゃん、おばあちゃんたちのびんてこらすけん、元気が出さすかもしれんけん、言いよとですよ。

ところで、僕は何を言おうとしよったのですかね。ちょっと、改めて話さないけんとですね。議長、今、どこまでやりましたか。そうですね。

ですから、僕は、あくまで若い人が高い志を持って、食料供給の島にしていこうと。そして、市長には、もう少し安定した所得、価格保証ができるような農業を位置づけをしてもらえないかと、僕は、そう思います。EUもしているんです。アメリカなんかも、全部しているんです、それは。全部調べとりますけど。日本だけじゃないですか。車や鉄ばっかり。献金やるところにはようして、農業、農家には、選挙んときだけ地方が元気にならん、そえんことはでけんでしょうが。地方を本当にあれせん、地方は人材の宝庫です。私はそう思います。

ですから、とにかく、Iターン、Uターンも進めていいけど、僕は、みんなに聞いちほしかつです。1戸に1人、後継者が残る、そうしてほしいと、願いです。

私は、ふるさと納税もそう言いました。しかし、ここに（……）。誰か一人残ってください。親も幸せですよ。僕のようなつまらん息子でん、おれば、親は幸せなもんです。皆さんもそうですよ。僕は、そういう心温かい島にしてこそ、壱岐のSDGsがあると考えます。

わけくちや分からんような、テレワークとか何とかして、お年寄りも、全く分からんさんです。それを、どんどん推進する。それも推進はしていいけど、極端にせんで、よく状況を見た予算づけをしていただきたいなど。確かに100%はあれでしょうけど、100%近い国の補助金があるからやってあるとでしょうけど、壱岐にとって何が大きかを、再度、予算編成のときに反映をしていただきたい。このように考えております。

あっち行ったり、こっち行ったりしましたが、市長、答弁を願いたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 10番、音嶋議員の、壱岐市の潜在力を生かした産業へのシフト転換の、壱岐市振興の核となる、農業、漁業の6次産業化についての御質問にお答えをさせていただきます。

6次産業化については、令和4年6月の会議でも御質問がありましたが、同じ内容になると思いますけども、まず、6次産業化とは、地域資源を有効に活用し、1次産業従事者、いわゆる農漁業者が、原料を供給者としてだけでなく、自ら連携して、2次産業の加工と、3次産業の流通、販売までを取り組み、経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用の確保や所得向上を目指すことであります。

農業、漁業は、本市の産業の要であり、壱岐市にある、ほかの地域に誇るべき人、物といった社会資本を存分に生かし、そこから波及する6次産業化は、市内外の交流人口の拡大に寄与するとともに、持続可能な農漁業へと発展させるものと考えております。これまでも力を入れてまい

りましたけれども、これからも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

現在、農業においては、市内には地元産大豆を使った納豆、あるいは柚子、オリーブ等、個人、法人、団体等、約40事業者が、この6次産業に取り組んでおられると把握いたしております。今後も、それぞれの作物で、6次産業化を図ってまいりたいと考えております。

また漁業においても、総合計画にも掲げておりますように、ブランド化、販路拡大の推進や加工品開発の支援など、流通強化、ブランド化の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、水産業の魚価、農業の受給率安定のための価格保証制度創設についての御質問でございますが、水産業の魚価については、現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、魚価の低迷が続いております。

議員の御提案のとおり、業種ごとの価格保証制度ができることとなれば、魚を漁獲すれば漁業者の経営安定することになると考えられますので、すばらしい御提案であると思っております。

しかしながら、現在、不漁等により漁業収入が減少した場合には、漁獲共済制度等により漁業者に対する経営支援が行われておりますので、現有制度を活用することを優先させたいと考えております。

農業については、現在、土地利用型作物の米、麦、大豆については、販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に収入を補填する収入減少影響緩和交付金や、諸外国との生産条件の格差により、不利がある国産農産物である麦、大豆を対象に、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を補填する畑作物の直接支払交付金、アスパラガスやブロッコリー等の特定野菜については、平均販売価格が保証基準額を下回った場合に収入を補填する野菜価格安定制度があります。

肉用牛につきましても、肥育農家を対象とした肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に補填金が交付される肉用牛肥育経営安定交付金の制度や、繁殖農家を対象として、全国の子牛価格が発動基準価格を下回った場合に補填金が交付される肉用牛子牛の価格安定制度があります。

このほかにも、農業共済制度として全ての農作物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農漁業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を保証される収入保険制度がございます。

いずれにしましても、現在の制度の存続を望んでおりますし、国へ新たな要望となれば、県内市町の統一した考えを持って要望していくこととなりますので、農漁業者に関わる方々の御意見を聞きながら、要望すべきとなれば、その行動に移してまいりたいと考えております。

しかしながら、この国の制度創設については、市からの要望だけでは厳しいと思われまますので、要望の際には、本市出身の国会議員である山本参議院議員のお力をお借りしたいと考えております。また、市長からの要望だけではなく、ぜひ議会からも御要望いただくなど、ともに行動をお

願いできればと考えております。

続いて、2番目の御質問の中の提言に関する考え方、壱岐に住む若い若年世代の皆さんが壱岐に残り、壱岐市を食料基地にする志を抱き、壱岐を親と子供と住める、心から幸せを共有できる日本のモデルにしようじゃないかといった御意見のところでございますけども、この壱岐の島で代々営まれてきた農業、漁業は、いつの時代も壱岐の経済を支えてきた重要な経済活動であると同時に、古きよき原風景を今に残すための活動でもあると考えております。

島外から壱岐へ戻る人たちが、変わらない田園や牛が飼われている風景、海に浮かぶ漁船の姿を目にすると、大きな望郷の思いを募らせることでしょうか。その原風景を維持する壱岐の島にとっての重要性は、あえて申し上げるまでもございませんが、議員の御提案にございます、若年世代が親とともに島の中で暮らす、親子双方にとって、これ以上の幸せなことはないと思っております。

そのためには、壱岐への熱い思いを持ってきている若年世代が、その思いを途切れさせることなく活動できる、そういった支援を、今後、展開していく必要があると考えております。

議員の思いも理解をいたしますので、ぜひ、1次産業の振興を、今後も頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 今、答弁がございました。谷口部長の思いを、あなたの思いを、今後の予算編成、そして行政として、できることは十分、一生懸命やっていただきたい。それに尽きます。

「賢者は歴史を学ぶ、愚者は経験に学ぶ」と言います。壱岐市は歴史を積んで今があるわけです。都会みたい、都会は都会の生活スタイルがあるわけですから、壱岐は壱岐のスタイル、それが原資なんです。全てに波及しているんです。クラスターなど、観光産業も全部そうなんです。壱岐のよさというのは、そこなんです。そこにスポットを当てるべきではないかと。

異常気象、そして爆発的な、世界では人口減少。もう、転作とかなんとかやめて、そういうのはやめて作りなさいと。世界、どんどん人口も増えるんです。そしたら、どんどん作らせて、ODAであれしたらいいじゃないですか、援助で。それは一部の人間に、特権階級にしか渡らんとするならば、ちゃんと監視機関を据えて、国で、本当に農業者とか1次産業者は、本当にばかにされていますよ。国の政治から言えば。

いいですか、東京なんかあれでしょう。水から電力から、全部地方です。自分たちは、よほどあれしよるごと言うけど、人材もそうでしょう。義務教育とか、そうした初等教育のときは地方

が金を出して、いざ、あれすれば、今度はどんどん人口が減る、そしたら向こうからどんどん勧誘に来る。高額な金と、そして条件を提示して、そしたら、農業とかなんとか、やはりきつい、大変です。

しかし、金というのは、汗をかいた分しか残りませんけん。私も経験をしましたから。やりがいがあるでしょう。人類を助けることになるわけですから。いざ紛争が起こったときに、飯がなかったら、食料がなかったらどうなります。戦後経験された皆さんは、それで、そのときの思いがあるから、こうして今でも、ちっぽけな面積の田んぼ、畑を耕作してあるんですから。

それに、それを団地化してやる。そうしたことも考慮していけば、必ず経営は成り立ちます。私はそう信じております。自分も農業をしてましたから、分かります。できます。その一攫千金みたいな金は、それはいけません。こつこつ積み重ねていけば、立派な生計を立てることはできる。そして、まず私たちが横から見とって、おじいちゃん、お父さん、息子さん、農業で生計を立てておられる家族を、作業風景を見たときに、羨ましい。本当に幸せそうだなと。そうしたことが、本当の幸せじゃないかなと私は思う。

そうした姿を見れば、金を使わなくても、IターンとかUターンは可能です。僕はそう思います。一つ、それも可能じゃないかと思えます。

ですから、帰省される皆さん方に、職員さんも、議員の皆さん方も訴えていただいて、人口が少しでも増えるように、皆さん方で協力をし合って、声を上げようではありませんか。

私は、お願いなんです。住民の皆さん方にそうしていきましようという思いを、ここで申し訳ございませんけど、一般質問の場で訴えたいんです。

地方における立場というのは、そうなんです。弱肉強食、強いものがどんどん引っ張っていかうとする。地方が寂れるのは当然です。どんどん若い人間をそっぽって、生産年齢人口は。そんな中で、お年寄りを残されておる。愛郷無限の気持ちを持って、生活をしてあるじゃないでしょうか。

市長、今度の令和5年度の、今期最後の予算編成になりましよう。今期ですよ、僕は5期目しちゃできんとか何とか言いよらんとですけんね。今期ですよ。やはり、1つの道筋を、政策の反映をしていただけませんか。

ちょっと、気持ちの一端だけをお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思いますが。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問の内容についての答弁は、先ほど部長が申し上げたとおりでございます。

今、音嶋議員の第一次産業を守るというその気持ちは、壱岐の高齢者の方々の多くがお持ちの心の叫びだと思っております。代弁していただいたと思っております。しっかりと受け止めさせ

ていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 最後に、ちょっとこの場を借りて申し訳ないんですが、これ、答弁も何もありませんが。

今、畜産の肥料価格等々が非常に高騰をしております。今回の市場は若干、戻しましたけど、価格をですね。今、販売手数料が4%ぐらい取っております。九州管内あれしましても、やはりそういうときは、弾力的に皆さん方へ対応していただけないかという要望がありましたんで。農協の組合長さん、聞いておられますなら、耳の中に入れていただきたいなど。あとは、そういう要望があるんです。

やはり、畜産もずっと。今回でも大分、畜産経営を辞められる方がいらっしゃるそうです。それは、もうからんからですよ。農家も一緒です。もうかんからです。もうからん政策をしよるのは、国の国会議員の先生たちですから。はっきり。

今、アメリカからあれした米なんかを、豚が食う時代になっているんですから。そうしているんですから。ウルグアイ・ラウンドのために。ほいで、日本は米は作るなどというわけですから。もう少し芯の通った政治をしていただきたいなど。

ですから、最後に亀井静香先生の好きな言葉を言います。「政人 覚悟無くんば 国滅ぶ 咲くも花なり 散るも花なり」。

来年の春、きれいな花が咲くことを祈りながら、一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、樋口伊久磨議員の登壇をお願いします。

〔樋口伊久磨議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 樋口伊久磨君） 皆様こんにちは。昼休み後のトップバッターとなります。よろしくお願ひいたします。それでは、2番、樋口伊久磨が通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の私の質問は、スポーツ合宿によるさらなる交流人口の拡大についてと、中学校の部活動についての2点、お尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行から観光需要は著しく低下し、コロナ禍3年目に入り回復はしつつあるものの、依然として厳しい状況にあるというのが現状のようです。

そのような中、本市においては、スポーツ合宿の利用が好調と聞きます。9月議会でも白川市長は、今後、島内スポーツ団体と連携した大会開催や誘客促進に取り組むとの報告もありました。スポーツ合宿が好調の要因は、島内各スポーツ団体の方々の御尽力はもちろんですが、壱岐市が助成する島外スポーツ団体等誘致促進助成金の増額と、スポーツ団体等開催助成事業補助金も大きな要因で大変喜ばれていると利用者からの報告も多数ありました。

スポーツによる交流人口は、合宿、大会の開催等もありますが、これに加えて6月のサイクルフェスティバル、10月のウルトラマラソン、1月の新春マラソンも開催されており、スポーツ関連での来島者数、宿泊者数が観光全体に占める割合はさらに大きいものになると思います。観光客数の推移を見ましても、コロナ禍で落ち込んだ令和2年から観光旅行、修学旅行等も含め、回復はしつつも、まだまだコロナ前には戻っておりません。市観光課や観光連盟職員の懸命な努力もあり、コロナ前の観光客数に戻そうと趣向を凝らしている状況であります。

さて、福岡市には100チーム、福岡県内になると300チームを超えるジュニアサッカーのクラブチームがあるそうです。壱岐市を知らずに、五島市や遠くは沖縄県までスポーツ合宿に行っているチームもあるとお聞きしました。福岡市からだフェリーでも2時間、高速船で1時間という立地に壱岐市はありますので、より多くのチームが大会、合宿等に来ていただければと思います。

また同じように、少年野球も先月11月に行われました第19回の壱岐市長杯には、福岡県と佐賀県、唐津市から合わせて14チームの参加があり、チームによっては、選手、指導者、保護者を合わせて1チームで50人を超えるチームもあったと聞いております。運営側の少年野球連盟もマンパワーさえ揃えばさらなるチーム数を呼べるとおっしゃっております。バスケットボールにおいても、毎年夏と冬に福岡市から中学校と高校のチームを呼び、数年来大会を行っておられます。選手の健全育成や技術の向上、スキルアップが開催の趣旨でしょうが、このようにコロナ禍で落ち込んだ観光需要にスポーツ合宿並びにスポーツ大会の開催は、交流人口拡大の重要なコンテンツと考えます。

現在の島外スポーツ団体等誘致促進助成金とスポーツ団体等開催助成事業補助金に継ぐ新たな政策も必要になるかと思いますが、執行部にどのようなお考えがあるかお聞かせください。

次に、今後、さらなる合宿誘致、大会誘致を行う場合、受け入れるスポーツ施設の整備がどうしても必要と考えます。整備ができればさらなる新たなスポーツの誘致や、さらなる数の受入れ

が可能になります。私は9月の一般質問で勝本ダム球場の整備についてお聞きをしましたが、多額の予算を伴うことから利用状況や更新などの必要性が発生すれば、検討するとの御答弁をいただきました。そういう中、スポーツ振興くじ、俗に言いますt o t oの助成金を活用して整備はできないかと考えておりますが、どのような見解をお持ちかお聞かせください。

また、イオン横芝生広場の整備についても、6月の一般質問でお尋ねをいたしました。ここはサッカーグラウンドでないことは、重々承知の上ですが、そのときに芝生広場内にベンチや屋根の設置をお願いしましたが、サッカー利用者の一番の懸案は、防球ネットの高さの延長にあります。ボールが道路に出て通行車両に当たる危険性があります。安全面を考慮し、ボールが道路に出ないための対策を講じるべきと考えますが、どのようにお考えかお聞かせください。

また、現在設置してあるフェンスは、旧箱崎中学校のテニスコートにあったフェンスの再利用と記憶をしております。中学校の統廃合をされた際に出た学校の施設備品で対応できるものはなにかを併せてお尋ねをいたします。よろしくお願いたします。

○議長（豊坂 敏文君） 樋口伊久磨議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 2番、樋口議員のスポーツ合宿による交流人口拡大についての御質問でございますが、私のほうからは、1つ目の今後さらなる支援策についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

まず、本市で取り組んでおります2つのスポーツ合宿誘致等に係る助成制度について改めて御説明をいたします。

1つ目は、壱岐市島外スポーツ団体等誘致促進助成金でございますが、島外から来られるスポーツ団体等に対し、滞在費の一部を助成することにより誘致を促進し、交流人口拡大による市内の経済活性化に寄与することを目的としておりまして、補助対象者は、市内の有料の宿泊施設等に宿泊する5人以上の団体で、市内に来島、滞在する目的が、スポーツ団体では合宿や交流試合など、また、高校生以下の正規の文化部による合宿等に対して、一人当たり1泊で3,000円、2泊で5,000円を助成する補助金でございます。

2つ目は、壱岐市スポーツ大会等開催助成事業補助金でございますが、宿泊を伴うスポーツ大会を開催する団体に対して、大会運営経費の一部を助成することにより、大会を積極的に開催いただくことで、参加チームの誘致を促進し交流人口拡大による市内の経済活性化に寄与することを目的としており、補助対象者は、スポーツ大会を主催する市内の競技団体等で、延べ宿泊者数50人以上100人未満で10万円、延べ宿泊者数100人以上200人未満で20万円、延べ宿泊者数200人以上で30万円を助成する補助金でございます。

行政報告においてもお伝えしておりますとおり、本市における観光客数を推計する上で、参考

となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年1月から10月末までの乗降客数累計は、39万9,569人、対前年比139.9%であり、観光需要は回復の兆しはあるものの、コロナ禍前の令和元年と比較をいたしますと、64.7%と依然として厳しい現状でございます。

一方、スポーツ合宿でございますが、コロナ禍前と比較しますと、依然としてその水準には及ばないものの、コロナ禍に突入した令和2年度の4月から9月の上期では、14団体267人であったのが、令和3年度の上期では35団体953人で、令和2年度同時期と比較し3.6倍、また本年度の上期では、67団体1,389人で、同じく令和2年度同時期と比較すると5.2倍であり、また、本年10月から11月までは、17団体、実数で300人となっております、これらの補助金、また助成金の効果と判断をいたしております。

また、壱岐市島外スポーツ団体等誘致促進助成金の活用状況を見ますと、コロナ禍の本年度においても、1団体の平均人数が20人を超え、また、平均宿泊者数が1.6泊と高く、観光消費額が増えることでの本市への経済活性化につながり、宿泊施設、特に民宿等に対しても好影響を及ぼしているものと考えております。

また、議員の言われるとおり、島外からお越しになるスポーツ団体、そして市内のスポーツ大会を主催する競技団体の皆様から、本市の助成制度について評価を頂いておりますが、市内のスポーツ競技団体の皆様はじめ、関係される皆様のスポーツに対する熱意と、これまでの良好な関係性構築なども大きな要因であると考えております。

今後さらなる支援策があるかとの御質問でございますが、壱岐市島外スポーツ団体等誘致促進助成金については、コロナ禍からの早期回復を目的として令和3年度までは最大3,000円の助成でございましたが、令和4年度から最大5,000円と増額したばかりであること、また来島される団体は、本年度の上期の状況で申し上げますと、全体で1,389人、うち福岡県838人、長崎県408人、佐賀県143人の3県のみであり、距離的に近く、一人当たりの旅費が平均で1万6,000円程度であることから、現在の支援額を継続することと考えております。

また、壱岐市スポーツ大会等開催事業補助金についても、令和3年度に創設をしたばかりでございます。現在のところ、追加また新たな支援策については、現状の補助金、助成金のほうで対応したいというふうに考えております。

コロナ禍からの観光需要の早期回復にスポーツ合宿は、即効性があり効果があることも確認できております。さらには実業団の合宿誘致、これは別の県との連携事業になりますが、一流の選手の練習など間近に見ることができるまたとない機会でもあることから、市民皆様にとっても大変有意義な機会になるものと考えております。

直接、島外のスポーツ等の実業団や企業、団体様とお会いし、時には試合の応援に伺い、時に

は議員の皆様からも御紹介などいただきお会いするなど、本市の施設環境を含め積極的な誘致に努めているところでございます。これも、行政報告でお伝えしておりますが、シドニーオリンピック女子マラソン金メダリストの高橋尚子氏がアドバイザーを務めておられる、スターツコーポレーション株式会社女子陸上競技部が12月26日から1月10日までの16日間、本市で初めてとなる合宿を行っていただくなど、今後既に決定、そして内諾を頂いている実業団などもございます。引き続き長崎県、島内のスポーツ団体、宿泊施設、壱岐市観光連盟などの関係団体とも連携し、助成制度の周知及び活用による大会開催及び合宿誘致に加えまして、昨年11月に来島されました、純心中学校コーラス部などの高校生以下の文化部による合宿も対象としておりますので、引き続き、スポーツ合宿に加えまして、文化合宿の誘致強化にも努め、全体としての誘客増を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） 樋口議員の2番目の御質問のスポーツ振興くじ助成金を活用し、施設の整備を進めていただきたいという部分についてお答えします。

今後、島内スポーツ団体等と連携した大会等が活性化していくことは、素晴らしいことだと考えております。現有の屋外施設では、プロチームが使用するような仕様の競技場などに対応するには非常にハードルが高いものがあります。また、体育館につきましても、プロチーム招へいのための施設整備となると、現施設では対応できない部分もあります。市としましては、プロ、アマ問わず、スポーツ合宿の視察に来られる団体と協議を重ねながら、現施設を有効利用し、なるべく相手方の希望に沿う形で誘客促進に取り組んでいきたいと考えております。

新しい施設の整備につきましても、全体的に社会体育施設の老朽化が進んでいるため、今後は、その維持補修と水銀灯の生産終了に伴い、照明施設のLED化を優先的に行う必要があるため、現在のところ新しい施設の整備計画は考えていないところです。

今後、施設整備の必要性や整備に伴う諸条件が整う状況となれば、スポーツ振興くじ助成金の活用も検討していきたいと思っております。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 2番、樋口議員のスポーツ振興くじによる施設整備についての御質問の中のイオン横芝生広場については、農林水産部所管となりますので、私のほうからお答

えさせていただきます。

質問内容は、イオン横芝広場の防球ネットを安全面から高さの延長はできないかとの御質問でございますが、イオン横芝生広場につきましては、現在、子供さんから御高齢の方々まで少年サッカーやグランドゴルフなど年齢を問わず多目的に利用されている状況であり、今後も多目的広場として運営していきたいと考えておりますので、現段階では防球ネットの高さの延長については考えておりません。しかしながら、施設整備後10年程度が経過しており、利用者のニーズに合わせた改修等も必要であると考えておりますので、今後、広く利用者の意見等をお聞きしながら、改修等について検討してまいりたいと考えております。

今回ご提案いただきました防球ネットの高さの延長につきましては、今ほど申し上げましたように、利用者の御意見等をお聞きした上で、必要となれば費用も高額となりますので、国、県事業やスポーツ振興くじも含めた財源確保を検討した上で取組を進めていきたいと考えております。

次に閉校した学校の施設備品等に代用できそうなものはないかとの御提案でございますが、ベンチ等の活用できるものがないか教育委員会へ確認をいたしましたところ、体育用品や防球ネットなど利用できる備品等については、全て統合中学校へ集約をしたとのことでありましたので、御質問の閉校した学校の施設備品で代用できるスポーツ関連用品はございません。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 合宿に関する質問でお答えをいただいた分で、再質問させていただきたいんですが、今後、こうやって合宿が増えたり大会が増えたりすることを想定した場合に、人が増えることで喜んでばかりはられない状況もあるようでございます。先ほど報告したサッカーや野球やバスケの関係者からお聞きをした話だと、大会等が重なった場合の宿泊施設のキャパシティとか、繁忙期での受入れが出てきているようでございます。宿泊施設に関しては、経営者の高齢化等もあり、廃業された宿泊施設があったりとかで、呼びたいけども入れるキャパがないということで、断ったりするケースもあるようですので、そしてもちろん、受入れをする際は移動用の車両も持ってなければいけないということで、全ての市内の宿が受入れの対象になっているわけではないということです。こういうことを解消するためにも、観光連盟かなんかがするのかなと思いますが、受入れの協議会等を立ち上げられて、日程がかぶらないような協議をすとかの相談等があるのかなと思いますし、もしその宿のキャパシティがないということであれば、例えばの話ですが、閉校の跡地利用で旧初山中学校なんかの校舎を使った、民業を圧迫しない程度の宿泊施設の整備なんかも必要となろうかと思いますが、その辺は市のほうはどのようなお考えがありますか、お聞かせをいただきたいと思いますが。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいまの樋口議員の再質問でございますが、宿泊等の整備等につきましては、これまで市としても県等の補助金を活用しながら、その施設整備については、推進をしてきたところでございますが、なかなか全体的な話といたしましては、新たな宿泊施設等の整備等については、なかなかやっぱり難しいところがございますので、いずれにいたしましても、観光連盟等も含めてその辺りの対策というのは、今後、非常に大きな課題であろうかというふうに思っておりますけれども、やっぱりこれは、あくまで民間のほうで行なっていただく内容でございますので、なかなか市としても難しいところはございますので、申し上げましたように、観光連盟等々含めて協議をしていきたいなというふうに思っております。

また、受入れ協議会等の検討につきましては、これについても、やはり観光連盟等と十分連携を図りながら、対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 横の連携を取りながら、今後増えてくるであろう合宿、大会の参加に取りこぼしのないように、多くの受け入れが叶うことを望んでおります。そして、年間を通して壱岐がスポーツ合宿の島となり、将来、壱岐に来てくれた子供たちが、壱岐に合宿で行ったときは、港と宿舍と会場の行き来しかできなかつたけども、大人になってもう一度、あの壱岐に行きたいと思っただけのような、おもてなしをしていかなければならないと思っております。

t o t oに関しては、理解をいたしました。今後、状況に応じて申込み等をしていただけるように、していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

次は、中学校の部活動についてお尋ねをいたします。

国は、2025年度までに、全国の中学校で、休日部活を学校から切り離す方針と発表がありました。

長崎県においても、西彼、長与町が来年度当初までに、町立中学校の運動部活動のうち、休日に行う全ての活動を地域に移行する方針が出されました。

壱岐市においては、どのような計画があるのかお聞かせください。また、そうした際の外部指導者の選任に関しては、どのような経緯で決められるのかを併せてお聞かせください。

そして、最近、壱岐市においても、スポーツクラブが増えてきていると聞きます。登録の関係で中体連等の大会に出場の制限が出ていると聞きますが、今後も中学校の部活動は、完全部活制でいけるのか、多様化する選択スポーツにより、地域に移行、外部指導者の選任に合わせて変更のお考えがあるのかをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） 2番、樋口議員の中学校における休日部活動についての質問にお答えします。

文部科学省は、少子化の中でも子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することを目的として、令和5年度から令和7年度にかけて休日の運動部活動の場を段階的に地域に移行していくことを求めています。この地域の移行先としては、各種競技団体や協会、スポーツ少年団、クラブチーム、民間スポーツクラブ等です。

長崎県では、令和2年11月から長崎県部活動の在り方に関する検討委員会が設立され、中学校の運動部活動の地域移行における現状と課題を分析、整理し、方向性等についての議論が行われてきました。

御指摘にある西彼杵郡長与町は、そのモデル地域として指定を受け、他地域より先行して取り組まれています。ここではまず総合型スポーツクラブを母体として、卓球競技から地域移行が行われ、その後可能な種目から随時行っていると承知しています。

本市とは、当然スポーツ環境をはじめとした地域の状況に違いがあります。そのため、本市ではまず、今後の活動の在り方と、この休日の地域移行について、4中学校の校長と協議を進めています。そこにおいて、現状把握と課題の共有を行っていきませんが、現在各中学校で開設している競技種目について指導に携わっている先生方の考え方と、外部から支援していただいている指導者の方から意見をしっかりと聞くことが重要だと考えます。関係者皆様の意見から壱岐市の状況を把握することで、壱岐市における今後の在り方計画が見えてくると考えます。

これらのニーズを基に、地域移行に係る検討の場を必要に応じて開催し協議を進めていきます。ここでは、地域におけるスポーツ環境の状況把握や、人材確保、育成等の検討が必要とされますが、外部の指導員の募集の在り方についても、この検討の場で協議していくことを考えています。

また、御指摘にあるチームへの登録の関係による大会参加のルールについては、現在、県中学校体育連盟が検討していると承知しています。この内容を受け、市中学校体育連盟が適切に対応していくものと考えます。これらのことを踏まえ生徒が主体的にスポーツに親しんだり、自らの力を伸ばしたりできる場を確保するとともに、この場を持続可能にしていくための仕組みを構築していくことが、今後の部活動には必要であると考えます。

以上でございます。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） ということは、まだまだこれから検討をしていくということで、

なんら決まったようなことはまだないという認識でよろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

○教育次長（塚本 和広君） 樋口議員の再質問にお答えいたします。

まだ、壱岐市としましては、これから検討していくという段階でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） ここも私もいろいろ聞き取りをさせていただいて、子供の数は減る、ただ、したいスポーツの選択肢は増えるということで、単独の中学校の1つの部活が、競技をする人数に足りない状況も今後出てくる想定があるということでした。そこでそのクラブチームができて、そのクラブチームに行かれる状況もあるんでしょうが、私は、その全然完全部活性が悪いとも思っていませんし、クラブチームが悪いとは思っていません。ただその選択肢は多くあることがいいことだと思いますし、ただ、学校でやっている球技、部活と同じクラブチームの場合もあります、中には学校でない球技のクラブチームも壱岐市内には存在していると思います。そういった場合のそのクリアなんかも十分考えていただきたいと思いますし、変な話、中学校で部活をやっている子がクラブチームでバスケットやる分には、そんなに、何て言うんですか、難しいことじゃないかと思うんですが、例えばサッカーだったり、最近始められた男子のソフトボールなんかも、十分これからの競技なんかだと思います。そうした場合に、そのサッカーやっている子とか、男子のソフトボールやっている子が、所属する中学校でその球技の部活がないので、学校にいる間は別の部活をして、クラブチームではほかの球技をするというちょっと非常に何て言うんですかね、子供たちにとっては選択の幅が難しいところもあると思いますので、その辺も含めて、そしてこれから中学に進もうとする子供たちへの指針としても、早めにそういうところ御協議いただいて、お示しいただければと思いますが、その件に関して何かございませうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 樋口議員の再質問について、今の状況で協議がここまできているという意味でお聞きいただけたらと思います。

お尋ねになっている中心になるのは、中学生の部活動は全国中学校体育大会、いわゆる中体連というものにつながる形で、私どもの教育活動として、しております。

今、民間クラブあるいはクラブチームに所属している方たちが、練習をして、その結果をいろいろ試す場は、クラブの大会がそれぞれ県、九州あるいは全国で用意されているのと思います。今、全国の動きの中で出てきているのは、そのクラブチームに所属している者も中学校体育大会にも参加できるような状況にしてほしいという要望が上がっていることから、このような状況が今議論されていることとなります。

極論しますと、全国中学校体育大会という名称は、クラブチームの増加により、あるいは中学校の生徒数の減少等により数が減ってくると、俗に言う逆転現象が起こるときがくるやと思います。そういうときには、全国大会の一つの呼び方として、全国中学生体育大会等とすれば、どの地区からでも、クラブチームであろうが、学校のチームであろうが、チームとして成立をすれば、そのような大会を中学生段階で持つことができるという議論をしているところです。

とりあえず。令和5年度から2年間かけて、長崎県としては、中体連で各郡市中体連と協議を重ねて、次のような段階にまでできております。

それは、今壱岐市でもクラブチームに登録をされている子供さんもいます。中学校の部活動に入っている、例えばバスケットで具体的言いましょ。バスケットのクラブチームに登録をした、中学校のクラブチームにも部員として入っている、そうしたときに、中体連規則ではクラブチームに入っている方は登録をしている限り、中学校のバスケット部で中体連には出れないという形になっています。それじゃあ、クラブチームに入っている子供たちの力を試す場がないということからすれば、この方たちは長崎県内の同じ県下にいるクラブチームで予選をしていただいて、長崎県中学校総合体育大会に出場するという道をつくろうということまでできており、そのことを今の壱岐市の中学2年、1年生、あるいは新1年に入ってくる子供、保護者の方にも文書でもってお伝えをし、学校は学校でその生徒たちに、保護者たちに説明をしながら、その登録の在り方で誤解がないように、今の時点では、こう登録すれば、こちらが難しくなると、どちらを選ばれるかということの状況があります。中学校の部活動に入っていれば、そのまま市の中体連の予選、そして勝ったら県の中体連に出れるし、県中総体で勝てば九州、全国につながるという、そのルールはまだ少し残しておいてという状況にあることを御理解いただき、私たち壱岐市のほうでも、4中学校の校長と協議をしながら、その誤解がない形で新年度、令和5年度の中学校の教育活動ができるようにという取組をしているところです。

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 御丁寧な説明ありがとうございました。

教育長も言われましたように、誤解のないようなそして明確な説明をできる、そして子供たちの選択肢が広がるような方向で、話を進んでいただけたらと思います。

とにかく、子供たちの可能性の枠を広げるためにも慎重な協議をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔樋口伊久磨議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、樋口伊久磨議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時50分とします。

午後 1 時38分休憩

午後 1 時50分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、清水修議員の登壇をお願いします。清水議員。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 清水 修君） 皆さん、こんにちは。12月会議の一般質問、今回は最後を務めさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、8番議員、清水修が通告に従い大きく2点について質問をさせていただきます。

1つ目の子育て支援につきましては、壱岐市では、令和2年3月に策定されたこの第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき着実に取り組んでおられるので、あえて取り上げて質問をする必要はないだろうと思っておりました。

しかし、コロナ禍になり、壱岐市の出生数も大きく減少ということは、これまでの同僚議員の質問のお答えの中に出てまいりましたが、これだけしっかり取り組んでおられるのに、何とかできないのかなと思いついて調べているうちに、今月の初めに可決されました政府の2次補正予算において盛り込まれている出産・子育て応援交付金事業というのがあり、それとの兼ね合いが気になってまいりましたので、2点伺います。

この子育て応援交付金事業の内容は、既に壱岐市では取り組んでおられる事業内容と重なることも多く、自治体の創意工夫で活用できる柔軟な仕組みですからと国から投げかけられても、次年度の予算編成時期に当たるこの時期では、なかなか十分な対応の検討もされることもできかねておられるのかなと思いますので、2つに絞って尋ねます。

一つは、伴走型相談支援についてです。壱岐市には、子育て世代包括支援センターいきいろがありますので、私もパンフレットをもらいに行き、これを見せていただきました。これを生かして取り組まれると思います。

子育て世代包括支援センターでこれまで取り組まれたことからの支援課題等に基づき、この事業はもう少し細やかな対応や支援が必要ではないかなと思うことなど、政府のほうでは、これまでではゼロ歳から2歳までの支援が手薄になっていたとの気づきから、産後うつなどへの支援ができるようにとの思いが込められているそうですが、壱岐市の支援センターいきいろで、これから進めていこうと考えられている取組があれば、幾つか具体例等挙げて教えていただければ幸いです。

2つ目は、このパンフレットになりますが、これは壱岐市の結婚・妊娠・子育て応援サイトの

お知らせです。これを郷ノ浦支所で発見したときに、これはすごいと思って見ました。私も早速QRコードを使って、子育て応援サイトではどんな内容になっているのか見てみました。

例えば子育てサイトを開くと、離乳食相談に始まり、いきいろ相談や、お遊び教室、児童手当制度や出産給付金、コロナ対策支援の給付金などがあり、これなら若い世代の皆さん方からの利用も多いだろうなと感じました。

そこで、このサイトの活用状況、どのような相談が多いかなど、また、相談の中等で要望など、若い世代の方々のお声が分かれば、それを基にした今後の改善点などを教えてください。

以上、2点をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 8番、清水議員の出産・子育て応援交付金事業の1番目の御質問につきましてお答えをいたします。

国の令和4年度2次補正予算の成立を受け、本市も令和4年度補正予算を編成し、事業実施に向け今準備を進めているところでございます。

また、国におきましては、令和5年度以降も引き続き予算の確保の予定であり、本市も補正に併せて令和5年度予算要求に追加することで財政部門と調整を始めたところでございます。

壱岐市の妊娠届出数は、令和2年度に150件を切り、令和4年度は約120件を見込んでおります。このように出産数が年々減っている反面、経済やメンタルをはじめ家庭環境など、抱える課題も複雑で困難な事例が増加している状況でもあります。

このような中、本市では、壱岐市子育て世代包括支援センターの保健師や、こども家庭課の家庭相談員などの専門職と連携を図りながら、妊娠期から出産・子育てまでの支援を行っているところでございます。

本事業の目的は、核家族化が進み、地域のつながりも薄れていく中で、孤立や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を行うものでございます。

事業内容としましては、伴走型相談支援と経済的支援の2本の柱で構成されており、伴走型相談支援は、既に子育て世代包括支援センターいきいろで実施をいたしております妊婦や乳幼児への各種メニューのさらなる充実を図り、先ほど申し上げましたように、支援する中で、特定妊婦や要保護児童の疑いがある事案は、こども家庭課の家庭相談員へ速やかにつながり連携を図ることで、きめ細かな支援を行っているところでございます。

また、2本目の柱である経済的支援は、妊娠届出時及び出生届出後の合計10万円相当を支給するというもので、令和4年4月以降に出産された全ての方が支給対象となります。これは、届出時のアンケートや保健師との面談を条件とすることで、伴走型相談支援の実効性をさらに向上

させる目的が含まれています。

本市では、赤ちゃん訪問の実施率が98%以上であり、いきいろの相談も、令和3年度の実績は延べ770件となっております。市民皆様の相談先として広く認知いただいているところであり、今後も引き続き市民のニーズに応えられるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 8番、清水議員の2点目の御質問についてお答えいたします。

壱岐市の結婚・妊娠・子育て応援サイトの活用状況につきましては、婚活、結婚、妊娠、出産、教育、幼稚園・保育園・子育てなどの情報を市民に対して分かりやすく発信をしております。このサイトへのアクセス状況でございますが、令和2年度が2,734件、令和3年度が1,904件となっております。

今後も新たな事業及び取組などについては、このサイトでこれまで同様、内容を随時更新をしながら、壱岐市の結婚・妊娠・子育てに関する必要な情報を分かりやすく市民に対して発信をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 2点についての御回答、ありがとうございます。

これからは、出産、そして子育てのゼロ歳から2歳を特にきめ細やかに支援していくために、子育て世代包括支援センターと、こども家庭課のほうで連携をして、しっかり、今まで培ってきた実績、赤ちゃん訪問等は98%ですから、ほぼ全てと言っていいだけの支援ができておられるということもありますし、また、応援サイトにつきましても3,000人から2,000人、多くの方々から利用されているという非常に今度の応援交付金事業に適合といいますか、合っていることだと思えます。

だから、これをさらに、先ほども少しお願いをしましたが、それでもまだまだ手の届かないところや、もう少しこうしたほうがいいのかという課題などもあろうかと思えますし。

先ほど朝のうちに武原議員からもありましたが、ゼロ歳児の保育の待機が、どうしても年度途中ではそういう形で出てくるわけですので、そういったことを、今後この予算は継続していきますので、ぜひ、その対応ができますように、保育士の確保とか、または場所の確保。

例えば、無理なことかもしれませんが、公立幼稚園の定員の少ない場所とか、へき地保育所が

まだ閉園になりませんので、そういった人数の少ない場所に何らかのマンパワーといいますか、保育士の方とか、また、それに代わる経験の方とか、そういった方を配置しながら、そういった支援ができるようなことをまず望みたいのですが、その辺の検討はできるかどうか、お尋ねします。

○議長（豊坂 敏文君） どちらか答弁をお願いします。保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 清水議員さんの再質問につきましてお答えをいたします。

産後うつの相談につきましては、令和3年3月からいきいろのほうで実施をいたしております。令和3年度の実績としまして、利用者8名の方に利用をいただいているところでございます。

それと、先ほど赤ちゃん訪問等の実績を申し上げましたが、今回の交付金事業によりまして、新たに妊娠8か月目前後の訪問も入っておるところでございます。これにつきましても事業実施後、いきいろのほうで実施をしていく予定としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 清水議員の再質問にお答えいたします。

ゼロ歳児の待機児童が年度途中に出てくるということで、保育士の確保等ができないかということでございますが、ゼロ歳児につきましては、施設自体の受入体制、これが、定員がいっぱいということになりますので、そこについては現在のところ待機児童となっているということでございますが。

今後、へき地保育所の閉園等をした場合に、保育士がそこで出てくるということもございませうけれども、今後、その辺の保育士の確保については十分検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） せっかく国のほうがこういった形で、国全体が、先ほども出ていましたけど、出生数が80万を切る非常事態がこれからは続く、それを何とか防ぐためにも、できるだけ若い世代の応援、子育て支援をしっかりとできるような内容になっているんだろーと思いますので、しっかり御検討をされて、今の分につきましても少し長い目で支援ができるような体制の検討をお願いをしたいと思います。

少し話はそのこととは変わりますけれども、経済支援のほうの10万円の支給について少し再質問をします。

現在、壱岐市では、第1子の誕生日には、いわゆる祝い金といいますか、そういうことはなくて、第2子のときに3万円、第3子からは10万円というようなことでされているということを一応調べて分かりました。

この交付金制度にのっとり、令和4年4月から生まれた子に遡り、そういった支給がなされていく、10万円等の、お金だけではなく、いろんな形での給付ができるようになるかと思いますが、現在行っていた誕生時の給付と、今度の経済対策補正での10万円の給付との兼ね合いについて、どのようにしていこうかというような方針等が幾らかありましたら御回答をお願いできませんでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 清水議員の御質問でございます。

子育てについての質問でございますけれども、行政報告、それから、今までの御質問の中でも少しだけ御回答をしたと思っておりますが、国が本当に緊急事態だと感じておりますが、私たちはそれ以上に感じておりまして、国の政策いかににかかわらず、令和5年につきましては、婚活から妊娠・出産・子育てまで、令和5年度にどのような支援策があるか、今、部長会で指示をいたしております。

これは、やっぱり思い切った施策を取らないと大変なことになると、本当の意味で危機を感じておりますので、新年度に向けて議会とも御相談したいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。

国のほうも、この支援については、何度も言いますが、継続してずっと取り組まれるので、しっかりその辺の思い切った施策に踏み込んでいただくことに大賛成させていただきますので、3月を楽しみにしています。

ちょっとここで少し脱線しますけれども、壱岐市では、このたび北海道の東川町とのエンゲージメントパートナー制度という相互に活用する協定を結ばれたということを知り、本当に驚きましたし、どんなところだろうかということでもいろいろ調べたりもしましたが。

地元紙の記事の中にも、行かれた職員の方のお声にも、やはり子育て支援の充実という部分はとても強く感じておられましたので、多分、市長さんもそういったことも含めて、思い切った取組を5年度はというふうに決意をされているんだなというふうに感じました。

その次の水道の質問にも続くんですけれども、東川町には鉄道もない、国道もない、水道もないという何か、そういった道・道・道というのがないけれども、8,000人の人口の中に1,000人、20年間でプラスになったという町でございます。

確かに、置かれている環境や、それぞれの持っている特質、特性、いろんな潜在力等は違うとは思いますが、市長が何か最後のほうに言われていたこの協定によって、どんな化学反応が起こるか本当に楽しみにしておられるというところも非常に胸躍る気持ちになりました。

あともって、市長さんにはその辺のお気持ちは、最後に決意のほどということで再度お尋ねはしますが、本当に、これまで少し市の姿勢そのものが何か、財政確保、そして、なかなかこれを、例えば認定こども園等にしても、いろんな、図書館とか、何かこれまで計画をしていたことも、なかなか計画のように、または総合計画に示されているようなことが思うように進めにくい状況の中で、これからどうするんだろうかなというふうな、そういった思いもちょっとしておりましたが。

こういった記事を見たり、また、国の施策等に触れながら今後に期待をしていきたいと、いけるというふうに感じています。

それで、次の2点目ですが、2つ目の質問は、水道事業の維持管理についてです。

1 2月会議に提出された議案第67号水道事業会計補正予算書（第3号）を拝見したときに、漏水調査業務に2,228万円が限度額として計上されていたことが目に留まりました。

議案質疑でお尋ねしようかとも思いましたけれども、たしか以前に先輩議員の質問等の中で、市内の水道管は延長距離が膨大で、それぞれの町々でしていることもあり、老朽化のため漏水とかもかなりあって、これからの上水道の維持管理は、その頃の質問のときには、水道事業の民営化とかいうようなこともあったかと思えます。

そういったことも併せて、なかなか難しくなるなということを知っていたことを思い出し、何かいいきっかけづくりはないのかなということを探しておりました。

それで、2番目の質問では、今後の水道事業の維持管理に向け、水道管の漏水対策の現状と、どのような年次計画で取り組まれてこられるのかということを知ります。

そして、次のような一つの提案事例を述べます。

水道管の漏水調査には、多くの時間と多額の経費が必要で、どこの自治体でも大きな課題として取り組まれているようです。

今年の5月頃の新聞記事で、2020年8月に、豊田市では人工衛星画像とAI活用によって漏水検知の調査を行い、探知機なら5年かかる範囲を7か月で終え、調査期間が10分の1に、そして、経費も数千万円かかる所を数百万円に削減されたというような結果の報道を思い出しました。

今では、この事例を取り入れてみようとする、また、検討をする自治体等も増え、広域連携でも取り組めるような検討が政府でもなされているような記事が載せられておりました。

壱岐市でもこういった漏水対策をする、研究する価値があるのではないかということで、こういった人工衛星画像やAI活用によって進めていってはどうか、検討の余地があるかどうかをお尋ねします。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 8番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

本市では、埋設された水道管からの漏水を早期に発見、修理のため、調査委託を実施いたしております。

調査の方法といたしましては、水道管、量水器など水道施設に音調棒を直接当てて漏水音の有無を確認する個別音調調査、漏水による振動音を路上で探知する路面音聴調査、本市からの依頼により漏水箇所の特定を行う随時特定調査を組み合わせ、令和4年度は給水区域全域で、調査距離120キロメートル、2,000戸を目標に実施しており、次年度以降も継続し、有収率の確保に努めてまいります。

次に、人工衛星とAIを活用した水道管の漏水調査につきましては、令和2年に全国で初めて愛知県豊田市が導入をしております。

この技術は、衛星画像から水道水の反射特性をAIで分析することで、効率的な漏水調査を可能とするものではあります。またこの調査方法は発展途上であり、検証すべき部分も残されてはいるものの、一度に広範囲の調査が可能であり、調査期間の短縮や調査費用の軽減が期待できるものと思われま。

現在、豊田市は令和2年度に実施した調査の効率性を確認することができたことから、調査対象を市内全域に拡大し、より高精度な衛星画像から水道管の水漏れの可能性がある区域を判定する実証実験を開始されており、精度が高まればすばらしいものになると思っております。

本市では、現在、水道施設の運転監視・保守点検業務を委託しております株式会社フソウと今後も健全で安定的な水道事業を維持していくため、双方が抱える問題の一つであります管理方法やトラブル時の対処方法などの技術・知識の継承について、ICT技術を活用した共同研究を本年10月から行っております。

このように、ICTやAIを活用した事業運営の効率化や最適化が求められており、本市といたしましても豊田市の動向を注視し、調査の精度や費用対効果の結果を見極めた上で、改めて導入するか検討したいと考えております。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 壱岐の現状、どういうことで、どういう調査をして漏水箇所を特定し、そして補修していくということ、そして、保守点検等、トラブルについていろんなことが起こりますから、漏水調査だけの問題ではない。

やはり水道全体の壱岐市の維持管理ということでの判断ですから、そういった、今されていることで納得はしますし、また、豊田市の取組等を注視しながらそういったことも生かせれば、生

かして取り組んでいきたいというなことも言っていただきましたので、どうか壱岐市の水道がしっかり維持管理できますように願っております。

令和4年は120キロの2,000戸というようなことですが、大体、壱岐全体ではどれくらいあって、この一通りの調査がいつぐらいまでで一応一回り終わるといいますか、その辺の水道管の、確か以前も伺って聞いてたとは思うんですけど、再度、水道管の総延長距離と、いつ頃までかかるのかということをお教えください。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 清水議員の再質問にお答えをいたします。

壱岐市内の総延長距離は、およそ1,004キロメートルございます。漏水調査を約10年ほど前から実施をいたしておりますけれども、一度漏水調査をしたところでも再度漏水が発生するようなことがございますので、かなりの年数がかかるということになりまして、何年ぐらいというのはなかなかお答えしづらいという状況にあることを御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） そうですね。それぞれ土の中のことで、また、いろんな漏水の可能性もあり、そういったことだと思いますが。

私も最初この記事を見たときには、何で人工衛星から見てそういったことが分かるのかなというのが非常に疑問だったので、また、こういった離島で、小さな自治体でもそういった人工衛星とか、AI活用とか、そういったことが、都市部の方たちがされているようなことができるのかどうかが一番心配しましたので、豊田市の水道維持課の課長さんにお電話を、最初はメールで送ってくださいということだったのでメールで送って、電話をしていろいろ聞かせていただきました。

それは大丈夫ということもあるし、先ほど言いましたように広域で取り組むことでまたやりやすい部分もあるし、少し、連携するためにはいろんな調整も必要ですから、いろいろありますけどできますよというところだったり、その当時はイスラエルの人工衛星を使われて、それを日本のジャパン・トゥエンティワンという会社が引き受けていろいろされたりとか、そういった連絡先からかれこれいろんなことを聞きましたし、今は、このお話をいろんな形で自治体から呼ばれていたりもしていますと。

1月には長崎市にも行きますとか、いろいろそういった各自治体の悩みの中で、この調査実証実験みたいなことが何か少し取り沙汰されているということでしたので、簡単にオンラインとか何かでも説明はすぐできますから、何かありましたらお知らせくださいみたいなところぐらいまで私もつながりを持つことができましたので。

水道の維持管理というのは非常に大事な部分ですので、今後とも壱岐市は壱岐市の計画にのっとりながら、そういった共同研究の部分も視野に入れて進められることを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

例えば、このたびの子育て支援の応援交付金のことが大きく、今後の日本の出生率を挽回するための大きな施策として打ち出されています。

そして、以前にも私も奨学金の返済等についてもお尋ねしたことがあるんですけども、国のほうもいろんな動きがその後あって、今では代理返還が、自治体とか企業が直接日本育英会に、何とか機構に本人に代わって返還する制度までできているやに聞いています。

だから、これからは若い世代の方々も、いろんな学校を出られた後は、就職活動等でそういったお声がかかるんだろうと思います。うちに来てください、この会社に来てくださいと。

そして、そういう中で、奨学金もこうやって代理返還しますと、要するに本人に給付すると、給料としてもらうので税金がその分云々とかいうのもあって、そういった代理返還制度等もできるように措置がされているということ。

やはり、いろんな意味で、これから若い世代の方を何とか壱岐のほうに帰ってきてもらう、または企業を、この前も保険の会社のほうを呼んでこられましたけど、そういった少しでも働く場所、機会をつくりながら、そういったところの部分はどうも早急に取り組んでいかなければ、やはり残されて、なかなか壱岐に呼べなくなるようなことを少し心配しております。

そこで、最後になりますけど、東川町との協定で、壱岐市にも化学反応を私も起こせるように頑張っていきたいと思っておりますし、市長が率先して、先ほどの気合の入った答弁でよく私なりには感じましたけども、最後に、これからの子育て支援、また、インフラ整備等をしっかりされる、そういった決意を、化学反応の期待度を言っていただければ幸いです、よろしく願います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 清水議員の決意のほどをとということでございますが、これについては、今日ここでまさか今まで私が思っておりますことを申し上げる機会があると思いませんでしたけども、せっかくの御質問でございますから、子ども・子育てにかかわらず、今、私が考えておりますことの一端をちょっとだけ申し上げたいと思っております。

私は、2008年に市長に就任いたしましてから、これまで、他の自治体には負けないぞという気持ち、そして、特に離島においては、壱岐は最もポテンシャルがある島だと思っております、全国離島のベンチマークモデルになるんだとずっと言ってまいりました。

そういった中で行政を進めてきたわけでございますけれども、今、その考えはもちろん変わっておりますが、これからは、それからさらに進んで、共創、いわゆる共に創る、共創をしていかなければ生き残れないという考えに至っております。

その一つがエンゲージメント等の考えでございまして、今度、東川町と連携をしたわけでございますけれども、職員には、職員2人今度派遣しましたけれども、盗んでこいと、どんなことでもいい、盗んできてくれということを示唆をいたしました。もちろん向こうからも4名お見えになりましたけれども、そういうことを今から進めていきたいなと思っております。

多くの自治体、東川町のみならず、多くの自治体、そして多くの企業、そういったところとエンゲージメントパートナーを組んで、いわゆる1足す1は2ではない化学反応をぜひ起こしたいと思っております。

この考え方については、いつか機会を捉えて御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、時流に乗り遅れないように行政を進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 市長、突然のこういった機会になって申し訳ありませんが、本当にありがとうございます。私もすっかり、寅年は一応あと16日で終わりますけれども、卯年を迎え、そして新年度を迎えるためには、まだ準備の時間があるわけですので、この12月会議のことで質問等を学習させていただきましたことをしっかり受け止めてまた頑張ってみます。

本日は、一般質問、ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、12月19日、月曜日、午前10時から各常任委員会、12月20日、火曜日、午前10時から予算特別委員会及び決算特別委員会を開催します。

また、次の本会議は、12月22日、木曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時35分散会

令和4年 壱岐市議会定例会 12月 会議録 (第5日)

議事日程 (第5号)

令和4年12月22日 午前10時00分開議

日程第1	議会改革特別委員会調査報告	
日程第2	議案第50号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第51号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第52号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第53号	壱岐市税条例等の一部改正について 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第54号	壱岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第55号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第56号	壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第57号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐出会いの村) 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第58号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市猿岩物産館) 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第59号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市営印通寺共同店舗) 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第60号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市国民宿舎壱岐島荘) 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第61号	訴えの提起について 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第62号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第9号) 予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第63号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第64号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第65号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第2号) 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第66号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第2号) 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第67号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第68号	損害賠償の額の決定について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第21	認定第1号	令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認 定について	決算特別委員長報告・認定 本会議・認定
日程第22	陳情第1号	大谷体育館第二体育室(地下)冷房設備の 設置についての陳情	総務文教厚生常任委員長報告・ 採択 本会議・採択
日程第23	同意第7号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第24	同意第8号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第25	同意第9号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第26	同意第10号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第27	同意第11号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第28	同意第12号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第29	同意第13号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第30	同意第14号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第31	同意第15号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第32	同意第16号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第33	同意第17号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第34	同意第18号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第35	同意第19号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第36	同意第20号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第37	同意第21号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第38	同意第22号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第39	同意第23号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意
日程第40	同意第24号	壱岐市農業委員会委員の任命について	市長 議案説明・質疑なし 委員会付託省略・同意

日程第41 同意第25号 老岐市農業委員会委員の任命について

市長 議案説明・質疑なし
委員会付託省略・同意

日程第42 議員派遣の件

原案のとおり 決定

日程第43 委員会の閉会中の継続調査の申し出の件

申し出のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程5号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君

農林水産部長 …………… 谷口 実君 教育次長 …………… 塚本 和広君
消防本部消防長 …………… 山川 康君 財政課長 …………… 原 裕治君
会計管理者 …………… 篠崎 昭子君 監査委員 …………… 吉田 泰夫君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議会改革特別委員会調査報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議会改革特別委員会調査報告の件を議題とします。

本件については、委員長の報告を求めます。土谷議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長（土谷 勇二君） 登壇〕

○議会改革特別委員長（土谷 勇二君） 皆さん、おはようございます。

令和4年12月22日、壱岐市議会議長、豊坂敏文様。議会改革特別委員会委員長、土谷勇二。委員会調査報告書。本委員会に付託された事件についての調査結果を、壱岐市議会会議規則第110条の規定により、次のとおり報告します。

記。令和3年定例会12月会議において本委員会が設置され、計12回の会議で協議を重ね、次の5項目について決定しました。

①広報・公聴のあり方について。②議会運営のあり方について。③議員定数について。④政務活動費について。⑤育児休暇について。

具体的な内容は以下のとおりです。

1、決定事項。①広報・公聴のあり方について。ア、インターネットのユーチューブに登録した動画を試験的に配信する。今後、議会において、その効果について検証を行い、動画配信を継続するかの判断が必要である。

決定理由。市民に開かれた議会の更なる推進が図られる。

イ、議会報告会の開催方法。当面、現在行っている、各常任委員会で開催する方法を継続する。

決定理由。市政の課題や住民参加のまちづくり等について、多様な意見を聴取すると共に、より専門的な分野の議論を深め、議会及び議員の政策提案機能の強化拡充を図ることが出来るため。

②議会運営のあり方。議員間討議の実施方法を具体的に規定する。

決定理由。議会力を高めるため、議会基本条例に規定されている議員相互の自由討議を実効性のあるものとし、市政に関する重要な課題等について、議員間での討議を活発に行うことが出来るため。

③議員定数について。現時点では、議員定数の変更が必要な状況ではない。

決定理由。議員定数を削減し、人口減少や財政悪化に伴う住民サービスの低下に向かい合い議会として対応する。また、議員間競争が促進がされ、活動内容の向上が見込まれる等の意見も出された。しかしながら、多様な住民意思を市政に反映させるという議会の基本的な機能を維持向上させるためには、現定数が必要であるという意見に集約した。

④政務活動費について。議員個人に対して月額1万円の政務活動費を交付する。このための条例等は現在の議員任期中に制定し、交付開始は現在任期終了後の令和7年8月以降とする。

決定理由。交付への反対意見として、議員選挙の時点で政務活動費が無い制度の下で議員になっている。また、交付される金額を有効活用できるのか、あるいは、市民の理解が得られるのか、等が出された。しかしながら、調査研究等、議員活動の充実を図るためには、どうしても必要な活動費であるという意見に集約した。

⑤議員の育児休暇について。壱岐市議会会議規則の「欠席の届」に規定されている「欠席の事由」を「出産及び育児休暇の取得を推奨する」等の文言に改訂する。

決定理由。反対意見として、条項を逆手に取って長期欠席する議員が出てくるということが危惧される等が出されたが、出産・育児への配慮を明確に規定することにより、議員活動と家庭生活の両立が図られ、議員がより活動しやすい環境が生まれ、市議会議員に多様な人材の進出が期待できる、という意見に集約した。

2、その他、協議した項目。決定事項の他に約14項目についても協議したが、結果的には既存の考え方を単に踏襲したものや、本委員会での判断になじまないとしたものは、表記していない。

以上のとおり、議会改革特別委員会の報告とします。

○議長（豊坂 敏文君） これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

〔議会改革特別委員長（土谷 勇二君） 降壇〕

日程第2. 議案第50号～日程第22. 陳情第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、議案第50号から日程第22、陳情第1号まで、以上21件

を一括議題とします。本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山繁総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） おはようございます。報告します。

令和4年12月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第50号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第51号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第52号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第53号壱岐市税条例等の一部改正について、原案可決。

議案第56号壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第61号訴えの提起について、原案可決。

議案第63号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第64号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第68号損害賠償の額の決定について、原案可決。

陳情は……。

○議長（豊坂 敏文君） 陳情もお願いします。

○総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 令和4年12月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、陳情第1号。付託年月日、令和4年11月8日。件名、大谷体育館第二体育室（地下）冷房設備の設置についての陳情。審査の結果、採択すべきもの。委員会意見、下記のとおり。措置、市長へ送付。

委員会意見。第二体育室については、主に卓球競技において、競技力の向上、健康増進、親睦と融和を目的に、学生から高齢の方まで幅広く多くの方が利用されており、その環境を整備することで更に利用者の増加に期待できる。予算措置等の関係もあることから、設置の必要性について関係部署を含め検討願いたい。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 令和4年12月22日、老岐市議会議長豊坂敏文様。

産業建設常任委員会委員長赤木貴尚。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、老岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第54号老岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について、原案可決。

議案第55号老岐市堆肥センター条例の一部改正について、原案可決。

議案第57号公の施設の指定管理者の指定について（老岐出会いの村）、原案可決。

議案第58号公の施設の指定管理者の指定について（老岐市猿岩物産館）、原案可決。

議案第59号公の施設の指定管理者の指定について（老岐市営印通寺共同店舗）、原案可決。

議案第60号公の施設の指定管理者の指定について（老岐市国民宿舎老岐島荘）、原案可決。

議案第65号令和4年度老岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第66号令和4年度老岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第67号令和4年度老岐市水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。山口欽秀予算特別委員長。
〔予算特別委員長（山口 欽秀君） 登壇〕

○予算特別委員長（山口 欽秀君） 令和4年12月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

予算特別委員会委員長山口欽秀。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第62号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）、審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。
〔予算特別委員長（山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。清水修決算特別委員長。
〔決算特別委員長（清水 修君） 登壇〕

○決算特別委員長（清水 修君） 令和4年12月22日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

決算特別委員会委員長清水修。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

認定第1号令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。

委員会の経過。本議案は9月会議において質疑まで終了し、決算の細部については各常任委員会の所管事務調査の中で審議を行った。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（清水 修君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第50号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第50号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

コロナの感染拡大がまた大きく広がりを見せております。ロシアのウクライナ侵攻による世界経済の混乱や円安によって日本の物価は上がり、国民生活は苦況の中にあります。労働者の賃金は上がらず、高齢者の年金は下がっております。高齢者の医療費は10月から1割負担から2割負担に上げられました。負担増ばかりであります。議会議員として、物価を下げる、賃金を上げる、国民生活を支える、政治的課題に取り組み、壱岐の経済を活性化させていく必要性が求められております。市民の期待に応える活動を行うこと、この大変なときこそ求められていると考えます。

しかし今回の値上げは、市民感情を考えると、今の経済状況を考えると、議員報酬を上げることを今行うことは、市民の理解を得られるとは考えられません。よって、この条例改正に反対をいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第51号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

コロナ感染の拡大が続く、物価高が続く中で市民生活は大変です。ある商店主は、昨年よりも売上げは少しはよくなったけれども、まだまだだと訴えられました。よいときよりも300万円

も落ち込んでいる。入るより出るほうが多いと言われます。

また、私の友人が脳梗塞で倒れました。長期の入院をしていましたが、やっと退院できました。しかし、半身不随で週3日のデイサービスに行っています。夫婦と子供2人の生活です。年金が主で、子供の僅かな収入で暮らしています。2人の子供は病気で十分働けません。12月の年金が入ってこれまでの病院代と奥さんの急な目の手術の代金を払ったら、手元に残ったのはほんの僅かなお金であったというわけです。これでは年は越せないというわけです。特にぜいたくをしているわけではない、こんな家族の実態です。このような実態は特別なことではなく、よくある実態ではないでしょうか。この話を聞いて、物価を下げ、消費を増やし、経済をよくしないと、政治の責任を痛感しました。

友人の年末の支援の手だてをどうするか考えていると頭が痛い問題です。いずれも自己責任でしょうか。いいえ、自己責任では解決できない重い問題だと考えます。政治がしっかり責任を果たし、解決すべき問題だと考えます。政治がしっかり責任を果たしていたらと考えます。重い責任を思うとき、今何をすべきか、何ができるかを考えます。少なくとも困った人の思いや生活実態に寄り添ってできることはないかと考え行動するのが、私たち政治家の責任ではないでしょうか。そんな思いから、議員も市長も含む特別職の給与の引上げは、市民生活の現状と市民の思いに寄り添っていくことを考えたらやめるべきだと決断すべきだと考えております。

以上の点で反対討論といたします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第52号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

コロナ禍の中で物価は上がり、国民生活は大変苦しい状況にあります。壱岐では、1次産業で畜産業が飼料資材の値上がり、子牛の値段の低迷で経営が苦しくなっております。漁業も例年になく、しけの多い日があり、漁に出られない状況が続いております。魚が捕れない、円が安いこ

とで漁師の皆さんの生活は深刻です。この1次産業の落ち込みは壱岐の経済を押し上げる力を失っていると言えます。地域経済を支える力は市民の消費力にかかっています。その一番の大きな力を持つものの一つが自治体職員の皆さんであります。自治体職員の皆さんの給与引上げは、地域経済を支える大きな力となります。

また、若い世代の職員にとって、子育て・教育費の負担が多くなっており、給与の引上げは切実です。しかし今回の改定は、正職員だけにとどまり、会計年度任用職員の待遇改善をするものになっていないことは問題であります。正規職員と比べ、同じ仕事内容であっても低賃金、待遇も悪く、1年ごとの更新という不安定な働き方になっています。これも長期にわたっているのが現実です。この会計年度任用職員の待遇等を是正することが必要であることを強く訴えます。今回の自治体職員全体の引上げ、待遇改善を強く求めて、討論いたします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号から議案第56号までの4件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第53号から議案第56号までの4件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第53号から議案第56号までの4件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第57号から議案第60号までの4件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第57号から議案第60号までの4件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第57号から議案第60号までの4件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第61号訴えの提起についてを討論いたします。討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第61号訴えの提起について、反対の立場から討論を行います。

地方自治体が市民を裁判に訴える行為に出ることは、十分慎重であるべきであると考えます。権力として市民への抑圧につながってはならないと思うからであります。粘り強く説得することを基本に据えるべきであります。本人の納得を得るために十分な時間を取ることが必要であると考えます。今回の件は、裁判の結果から、借金返済したお金は収入であり、収入申告をきちんとしなかったことは不正受給だと市は言います。法律上正しいと思います。

しかし、世間的にバッシングを受けるような生活保護の不正受給として問題になる、俗に言う悪質であると言える事案とは言えないと思います。壱岐市には生活保護費の返還を求められている人が9人いるといます。そのうちの一人が今回訴えられる人であります。残り8人は、市と話し合いに応じ、返還に応じていると説明しております。

今回訴えられる人と話し合いをし、問題解決のための努力がどれだけされたでしょうか。相手と話し合いもせず、6月に費用徴収、7月に督促、10月に一部差押えと強引に進んでいるのは市ではありませんか。話し合いの場を最初から持たず、対話しようとする姿勢すらないのは、行政の真の姿でしょうか。真摯に相手と向き合い、対話し、理解を得る、同意を得ることこそ、行政が求められていることではありませんか。

詐欺に当たるような生活保護の不正受給ではないのですから、最初から相手を見て、あんな人だから話にならない、対話を避けているのは行政のやり方ではありません。そんな態度を市が取べきではないと考えます。裁判に訴えて差押えの権利を市が得て権力で相手に迫るのですか。裁判による強引なやり方ではなく、対話による解決こそ、進む道であります。

その道に市民の信頼が寄せられると考えます。対話による解決に粘り強く努力することが行政の責務であります。裁判による訴えで解決する問題ではないのですから、訴えをやめることが生活保護行政の在り方だと考えます。

以上の点で、訴えの提起について、反対の討論とします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第61号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について、討論を行います。討論はありますか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第62号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について、反対の立場から討論を行います。

総務費総務管理費新型コロナウイルス感染症対応事業について、問題点を挙げます。

この事業は、新型コロナウイルス症及び燃料価格高騰による影響を受けている交通事業者に対する支援であるとしています。そのため、壱岐・対馬フェリーへの支援として300万円を予算計上しております。

交通事業者には、海運と陸運があります。海運の壱岐・対馬フェリーは、燃料の値上がりに対して、昨年調整金としてフェリー代に上乗せしております。現在は400円です。壱岐・対馬フェリーはフェリー代に上乗せしたのは1年前からであり、トラック業者はこの間、燃料代の高騰、フェリー代の値上げに苦しんできたわけであります。

壱岐・対馬フェリーは、長崎県から1,900万円の補助支援を受け、対馬市からも600万円の補助支援を受けているといます。壱岐市は、県や対馬市に遅れてはいけないと300万円の補助支援をするのでしょうか。行政として考えることは、第一番に困っているところをまず先に支援する。大きいところは力があります。小さいところは早く支援しなければ倒産という危険があります。壱岐には20社ある陸運こそ支援が先ではありませんか。ましてや既に調整金や燃料代を上乗せしている。行政からも補助金をもらっている。陸運トラック業者への支援こそ、先であります。まず壱岐・対馬フェリーが先で、今後、小さいトラック業者に支援を考えている、これでは小さい業者は救われられないかもしれない、遅いと考えます。小さく困っている業者を優先して支援する立場こそ必要であります。壱岐市は調整金の存在をつかんでいませんでした。しっかり実情をつかむべきであります。

長崎県、対馬市と横並びの発想ではなく、弱者をしっかり守る立場に立って政策を立案し、執行に当たるべきと考えます。

以上の点から、補正予算に反対をいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第62号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号から議案第67号までの5件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第63号から議案第67号までの5件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第63号から議案第67号までの5件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第68号損害賠償の額の決定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第68号については、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 認定第1号令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、

不認定の立場から討論をいたします。

令和3年は長引く新型コロナ感染拡大が続くために、市民生活に多大な影響が広がり続けています。飲食業、観光業、農業、漁業、全ての分野で影響が市民生活をさらに苦しめています。様々な支援策がありましたが、誰一人取り残さないといいながら取り残される市民がありました。

不認定の第1の理由は、コロナ禍の中で苦しむ市民への支援が不十分な点であります。財政難を理由に、高齢者や生活に困っている人に冷たい政治になっています。年金生活者の高齢者は、高い国民健康保険税、介護保険料に苦しんでいます。少ない年金から天引きされて生活していくのも限界にきています。市民が安心して買物に行けるように、医療にかかれるように、公的介護が受けられるように、取り組まなければなりません。保険料の値下げ、減免などの支援が必要です。しかし、できていません。高齢者がささやかに楽しみにしている、健康維持に役立っている入湯券、はり・きゅう・あんま券を半額に削減したことです。様々な団体の補助金が削減されました。コロナ禍の中でますます活動が縮小に追い込まれ、地域の活力が失われてきています。子育て支援では、保育料の軽減や給食費等の負担軽減の支援が必要と考えます。就学援助の支給拡大や子ども医療費の中学校卒業までから高校卒業まで拡大するなど、子育て支援が不十分であります。

2つ目の理由は、国の補助金を受けて、省エネ、再エネの名で多額の予算をつぎ込んだり、市外の企業への委託事業が多く、市民生活の向上につながっていないことでもあります。パワー・トゥー・ガス実用推進事業は、地域への波及効果が見通せず、特定の企業の利益につながっていると考えます。洋上風力発電導入事業も、島外の企業へ3,000万円を超す委託料で、壱岐市経済の活性化につながっていません。壱岐みらい創りサイトは富士ゼロックスと提携し、壱岐なみらい研究所はリクルートや慶應大学と連携してやられております。多額の補助金で運営されております。整理統合が必要だと考えます。テレワーク事業で施設が造られましたが、今年度も郷ノ浦に2つ造られました。将来を見通した確かな事業でしょうか。テレワーク施設は過剰ではないかと考えます。これまでの雇用機会拡充事業、この評価と今後のやり方を見直す必要があるのではないのでしょうか。

第3の理由は、農業・漁業への経営支援が不十分であることでもあります。高齢化が進み、畜産をやめる農家が増えています。この飼料代の値上がりの中で、これは加速することが考えられます。壱岐の今後の畜産を支える後継者育成に成功していないことも心配事でもあります。漁業の不振は長期化しております。ここでも後継者育成に成功しておりません。生活していける農業・漁業経営にしていくための支援が緊急に求められています。これまでの施策の見直し、これが求められていると考えます。

第4の理由は、人口減少・高齢化対策が不十分であるということです。人口減少を食い止める

手だてがちぐはぐであると考えます。成婚支援など行われておりますが、一方、財政難を理由に保育所の統廃合を進めております。もっと子育て支援に力を注ぐべきであります。保育料の軽減、安心して働き続けられる子育て環境の整備が求められております。伸び伸びと安心して保育できる環境と働きながら安心して預けられる保育所を、保育士は求めています。財政難、保育所の老朽化、子供の減少を理由に保育所の統廃合を進めている。働きながら子育てをする環境を崩し、多くの子を集めて、コロナ感染のリスクを拡大する子育て環境になっていると考えます。高齢者の健康維持増進の取組が求められています。湯ノ本の温泉を楽しみにしていたお達者クラブが財政難を理由に廃止されました。高齢者支援とは逆行するものであります。また、国の介護補足給付の改悪で、介護施設利用者の負担が多くなりました。負担軽減の支援はありませんでした。市として、国が行う施策に唯々諾々と従うのではなく、市民負担を求めることには反対の声をしっかり上げる、市民生活を守る役割を果たすべきであります。地方自治体の役割は、住民の福祉増進であります。そのために、限られた財政の中で、無駄をなくし、住民の声を聴き、要求の実現のために施策を推進することが求められています。市民の暮らし、生命の危機にあるときに、そこに支援をしていくこと、誰一人取り残さない、しっかりとした施策が必要です。市民の暮らしをしっかりと支え、安心して暮らしていける壱岐市の実現を求めて、認定に対して反対の討論いたします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、陳情第1号大谷体育館第二体育室（地下）冷房設備の設置についての陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論をなしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、陳情第1号は、採択することに決定しました。

日程第23. 同意第7号～日程第41. 同意第25号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第23、同意第7号から日程第41、同意第25号までの、
壱岐市農業委員会委員の任命についての19件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 同意第7号から同意第25号壱岐市農業委員会委員の任命について御説明をいたします。

本件は、現壱岐市農業委員会の委員が、令和5年2月28日をもちまして任期満了を迎えることから、次期3年間の委員の任命を行うに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回の壱岐市農業委員会の委員候補者の選考につきましては、壱岐市ホームページを通じまして約1か月間の周知を行いましたところ、自治公民館、実行組合及び認定農業者協議会により推薦がありました。このような経過を経て、今般19名の委員候補を選出いたしております。

まず、同意第7号農業委員の任命について説明させていただきます。住所、壱岐市郷ノ浦町片原触2632番地、氏名横山博之氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるとでございます。

次に、同意第8号農業委員の任命について。住所、壱岐市郷ノ浦町渡良浦346番地、氏名谷島栄一氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるとでございます。

次に、同意第9号農業委員の任命について。住所、壱岐市郷ノ浦町柳田触759番地、氏名山本由紀江氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるとでございます。

次に、同意第10号農業委員の任命について。住所、壱岐市郷ノ浦町有安触163番地、氏名樫尾光氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるとでございます。

次に、同意第11号農業委員の任命について。住所、壱岐市郷ノ浦町志原南触1374番地、氏名野元芳枝氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるとでございます。

次に、同意第12号農業委員の任命について。住所、壱岐市郷ノ浦町坪触667番地、氏名平本光男氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるとでございます。

次に、同意第13号農業委員の任命について。住所、壱岐市勝本町西戸触513番地、氏名豊永弘孝氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるとでございます。

次に、同意第14号農業委員の任命について。住所、壱岐市勝本町新城西触679番地、氏名

西野恆信氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第15号農業委員の任命について。住所、壱岐市勝本町立石西触468番地、氏名豊増千代子氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第16号農業委員の任命について。住所、壱岐市勝本町本宮南触1031番地2、氏名山口和徳氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第17号農業委員の任命について。住所、壱岐市芦辺町深江東触352番地、氏名長岡祥三氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第18号農業委員の任命について。住所、壱岐市芦辺町諸吉本村触1651番地イ、氏名馬場裕司氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第19号農業委員の任命について。住所、壱岐市芦辺町湯岳興触631番地、氏名久保博敬氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第20号農業委員の任命について。住所、壱岐市芦辺町国分本村触450番地7、氏名江川初江氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第21号農業委員の任命について。住所、壱岐市芦辺町箱崎中山触164番地、氏名植村正司氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第22号農業委員の任命について。住所、壱岐市芦辺町箱崎諸津触1033番地、氏名土谷紀子氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第23号農業委員の任命について。住所、壱岐市石田町本村触343番地、氏名松尾好夫氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第24号農業委員の任命について。住所、壱岐市石田町筒城東触142番地、氏名長嶋直也氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第25号農業委員の任命について。住所、壱岐市石田町池田仲触1125番地、氏名長岡智香子氏を農業委員として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

以上、同意第7号から同意第25号までの説明を終わります。御審議賜りまして御同意いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、同意第7号から同意第25号まで、19件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第7号から同意第25号までについては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、同意第7号から同意第25号までについては、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第7号から同意第25号まで19件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第7号から同意第25号まで、19件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、同意第7号から同意第25号までの老岐市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第42. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第42、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条の規定により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣について、タブレットに配信のとおり決定しました。

日程第43. 委員会の閉会中の継続調査の申し出の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第43、委員会の閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

会議規則第111条の規定により、議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から継続調査の申出があり、タブレットに配信しております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際、お諮りします。12月会議において議決

されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、
壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これ
に御異議ありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 議長、発言を求めます。

冒頭で、議会改革特別委員会委員長から報告がありました内容は、市民の皆さんに誤認をされ
たらいけませんので、決定ではございませんので、議長からその経緯を説明をしていただいたが
最良ではないかと考えます。よろしく願いいたします。議長の取り計らいをよろしく願いま
す。

○議長（豊坂 敏文君） この内容については、委員長の報告ということで決定ではありませんの
で、確認をしておきます。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 市民の皆さんがもう議会で決定したのかと思われたら困ります
ので、一応、特別委員会の審議内容を委員長が報告されたということで、市民の皆さんに御理解
いただければいいわけです。その趣旨を議長から説明をしていただけないかということです。私
は、一議員ですので、差し出がましいので。

○議長（豊坂 敏文君） 分かりました。議会改革特別委員会の報告については、決定ではないと
いうことを申し添えておきます。いいですか。委員会報告ということで取り扱っていきたくと思
います。いいですか。

ほか、ありませんか。ようございませうか。何かありましたらどうぞ。議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（土谷 勇二君） 先ほど報告をさせていただきました。これは、議会改革
特別委員会での協議内容を報告したまででありまして、今度、政務活動費などは発議などで条例
を改正せんと決定はしませんので、そのときは全議員の皆さんに審議を頂きたいと思いま
す。この委員会では報告をさせていただきました。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これは報告ということで、いいですね。

以上で、予定されました議事は終了いたしました。

この際、お諮りをします。12月会議において議決されました案件については、その条項、字
句、数字、その他の整理に要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定によ
り、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しまし
た。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和4年壱岐市議会定例会12月会議の閉会にあたり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、1月12日から本日まで、344日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営にあたる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

初めに、本年2月3日、平成28年4月市長選挙後の市の公共工事入札における指名回避に係る壱岐市、そして私個人に対する損害賠償請求事件、民事訴訟について判決が確定し、その経過、内容等について市民皆様に御報告申し上げ、おわび申し上げたところでございます。このことについて、市政に混乱を招き、市民皆様に対し、御心配と御不安をおかけいたしましたことを改めて深くおわびを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてでございますけれども、県内の新規感染者数は増加傾向で推移しており、感染のリスクが高まっております。これから年末年始にかけて人の流れが活発になることから、さらなる感染拡大が予想されるとともに、この冬は厳しい寒さが予想され、インフルエンザとの同時流行も懸念されております。市民皆様におかれましては、引き続き、会話時のマスク着用、3密の回避、小まめな換気等、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

次に、去る11月26日、27日に、諫早スポーツパークほかで開催された日本プロ野球OBクラブ杯第13回長崎県中学生野球大会において、郷ノ浦中学校野球部が見事、2年連続となる優勝を果たしました。同校は、本年3月の九州中学生選抜軟式野球大会での優勝に加え、ここ2年間で5度の県大会優勝を果たしております。

また、全国農業協同組合中央会等が主催する第47回ごはん・お米とわたし作文コンクールにおいて、郷ノ浦中学校1年下村翔渉さんが、農林水産大臣賞を受賞。また、生活協同組合全日本消防人共済会が主催する令和4年度第38回防火ポスターコンクールにおいて、石田中学校2年田町日渚さんが優秀賞を受賞されました。

このところのスポーツ、文化等、各分野での子供たちの活躍は目覚ましいものがあり、さらなる活躍を期待しております。

これから大変寒くなることも予想されます。空気が乾燥し、暖房機器を使う機会も多くなることから、市民皆様におかれましては、火の取扱いに十分御留意いただき、火災予防に努めていただきますようお願いいたします。

本年も残すところあと僅かとなりました。この1年間の市民皆様、並びに議員皆様の市政に対

する御理解、御協力に対し、改めてお礼と感謝を申し上げますとともに、これから年末年始にかけ、大変多忙な時期となっております。市民皆様におかれましては、感染症対策はもとより、体調管理には十分御留意され、お健やかに輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

1年間本当にありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

市民皆様におかれましては、今年1年、壱岐市議会に対しまして、御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。この1年を振り返りますと、年の初めから新型コロナウイルス感染症の第6波、夏には第7波、そして今、第8波の波が来ております。また、ロシアのウクライナ侵攻から10か月が経過しようとしています、いまだに停戦・撤退のめどが立たず、世界的にも原油の高騰、原材料費の価格高騰、食料品に至るまでの経済的に大きな影響を与えております。壱岐市議会といたしましても、皆様とともに、地域全体でこの難局を乗り越えていかなければならないと考えております。

このような世界情勢の中で、11月20日からサッカーワールドカップがカタールで開催され、日本代表選手の活躍がドーハの歓喜として、国民に大きな夢と感動を与えてくれました。本市におきましても、中学生の野球、ソフトボールをはじめ、陸上競技等、様々な競技において、特に将来を担う子供たちの活躍が喜びとして深く心に刻まれています。今後さらなる活躍を期待しております。

結びに、本年も余すところ、あと僅かとなりましたが、皆様方の御協力によりまして、この1年が無事に終了いたしましたことに心から感謝を申し上げますとともに、来る令和5年が、壱岐市にとっても、よりよき年になり、何よりも市民皆様におかれましては健やかなる新年を御家族おそろいでお迎えになられますことを、議員一同心から祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、令和4年壱岐市議会定例会12月会議を終了いたします。

ここでお諮りします。会議規則第7条の規定により、本日をもって令和4年壱岐市議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本日をもって令和4年壱岐市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 山川 忠久

署名議員 植村 圭司

議 員 派 遣 に つ い て

令和4年12月22日
老岐市議会議長 豊坂 敏文

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県病院企業団議会 令和4年第2回定例会

- (1) 目 的 第2回定例会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和4年12月26日～27日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 清水 修、市山 繁

2. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会

- (1) 目 的 定例会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和5年2月17日～18日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 山口 欽秀

閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	事件 ・ 本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項 期限 ・ 次期定例会招集日前日まで
総務文教厚生 常任委員会	事件 ・ 総務部、市民部、保健環境部、消防本部、教育委員会、 会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する調 査
産業建設 常任委員会	事件 ・ 企画振興部、農林水産部、建設部、農業委員会の所管 に関する調査